

官報

昭和五十年六月二十六日

第七十五回 衆議院會議録 第三十一号

昭和五十年六月二十六日(木曜日)

議事日程 第二十六号

昭和五十年六月二十六日

午後一時開議

第一 科学技術庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 海上航行船舶の所有者の責任の制限に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

第四 油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

第五 油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約(千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の補足)の締結について承認を求めるの件

第六 漁業操業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

○本日の会議に付した案件

日程第一 科学技術庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 郵便貯金法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

日程第三 海上航行船舶の所有者の責任の制限に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

日程第四 油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

日程第五 油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約(千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の補足)の締結について承認を求めるの件

日程第六 漁業操業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

石油コンビナート等災害防止法案(内閣提出) 学校教育法の一部を改正する法律案(文教委員提出)

私立学校法等の一部を改正する法律案(文教委員長提出)

安倍農林大臣の農業基本法に基づく昭和四十九年度年次報告及び昭和五十年年度農業施策、林業基本法に基づく昭和四十九年度年次報告及び昭和五十年年度林業施策並びに沿岸漁業等振興法に基づく昭和四十九年度年次報告及び昭和五十年年度沿岸漁業等の施策についての発言及び質疑

午後一時三十五分開議

○副議長(秋田大助君) これより会議を開きます。

日程第一 科学技術庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(秋田大助君) 日程第一、科学技術庁設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長藤尾正行君。

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔藤尾正行君登壇〕

○藤尾正行君 ただいま議題となりました科学技術庁設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、現在の原子力局の事務のうち安全規制に関するものを分離し、これを一体的かつ効率的に処理する体制として、新たに原子力安全局を設置し、同局に次長一人を置くこと、科学審議官三人を一人とすること、原子力局次長二人を廃止すること等でありました。

本案は、三月十四日本会議において趣旨説明の後、本委員会に付託され、三月十八日政府より提案理由の説明を聴取し、六月二十三日には科学技術振興対策特別委員会との連合審査会を開会するなど、慎重に審査を行い、六月二十四日質疑を終了いたしましたところ、越智委員より、施行期日に関する修正案が提出され、趣旨説明の後、討論に入り、自由民主党の木野委員及び民社党の受田委員より賛成、日本社会党の和田委員、日本共産党・革新共同の中路委員及び公明党の鬼木委員

より反対の意見がそれぞれ述べられ、採決の結果、多数をもって修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(秋田大助君) 採決いたします。

本案の委員長報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(秋田大助君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

日程第二 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(秋田大助君) 日程第二、郵便貯金法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。通信委員長地崎宇三郎君。

郵便貯金法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔地崎宇三郎君登壇〕

○地崎宇三郎君 ただいま議題となりました郵便貯金法の一部を改正する法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本案は、郵便貯金の預金者貸し付けの制限額を引き上げることと内容とするものであります。現在、郵便貯金の預金者貸し付けの制限額は一人につき二十万円でありましたが、預金者から引き上げについての要望も強く、最近における経済情勢にかんがみまして、日常生活の不時の出費を賄うための資金として二十万円では低きに失します

ので、これを三十万円に引き上げて、預金者の利

昭和五十年六月二十六日 衆議院會議録第三十一号 海上航行船舶の所有者の責任の制限に関する国際条約の締結について承認を求めるの件外三件

益を増進しようとするものであります。

なお、この法律の施行期日は、公布の日となっております。

通信委員会におきましては、去る二月二十八日本案の付託を受けまして、六月十八日村上郵政大臣より提案理由の説明を聴取し、慎重に審査したのであります。六月二十五日、質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(秋田大助君) 採決いたしました。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(秋田大助君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 海上航行船舶の所有者の責任の制限に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

日程第四 油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

日程第五 油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約(千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の補足)の締結について承認を求めるの件

日程第六 漁業操業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

○副議長(秋田大助君) 日程第三、海上航行船舶の所有者の責任の制限に関する国際条約の締結について承認を求めるの件、日程第四、油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の締結

結について承認を求めるの件、日程第五、油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約(千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の補足)の締結について承認を求めるの件、日程第六、漁業操業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件、右四件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長栗原祐幸君。

海上航行船舶の所有者の責任の制限に関する国際条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約(千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の補足)の締結について承認を求めるの件及び同報告書

漁業操業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔栗原祐幸君登壇〕

○栗原祐幸君 ただいま議題となりました四件につきまして、外務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、船主責任制限条約は、ブラッセルで開催された第十回海事法外交会議において一九五七年十月十日に採択され、一九六八年五月三十一日に効力を生じているものであります。

その内容は、海上航行船舶の所有者の責任を、事故ごとに船舶のトン数に応じて一定の割合で算

出される金額に制限することを定めたものであります。責任の限度額の計算方法、制限基金の分配方法等について規定しております。

次に、油濁損害責任条約は、ブラッセルで開催された海洋汚染損害に関する国際法律会議において一九六九年十一月二十九日に採択され、本年六月十九日に効力を生じているものであります。

その内容は、タンカーからの油の流出または排出による汚染損害の被害者に対し、適正な賠償が行われることを確保するための統一的な国際的規則及び手続を定めたものであります。条約の適用範囲、責任限度額、強制保険裁判管轄権等について規定しております。

次に、油濁補償国際基金条約は、ブラッセルで開催された油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する会議において一九七一年十二月十八日に採択されたものであります。

その内容は、油濁損害の補償のための国際基金の設立、基金が被害者または船舶の所有者等に対して行う補償または補てんのための手続及びその限度額、基金運営のための組織及び管理等について規定しております。

次に、日ソ漁業協定は、本年三月以来、モスクワにおいて日ソ両国政府間で漁業操業に関する協定を締結するための交渉を行ってまいりました結果、合意に達しましたので、去る六月七日東京において署名されたものであります。

その内容は、漁船及び漁具に関する事故を未然に防止するために、漁船の標識及び信号並びに漁具の標識、漁業操業規則の設定及び情報交換等に関する規定を定めるとともに、漁業紛争の処理を促進するための漁業損害賠償請求処理委員会の設置による紛争処理手続等に関する事項について定めております。

以上四件のうち、船主責任制限条約外二件につきましては五月二十三日、日ソ漁業協定につきましては昨二十五日、政府から提案理由の説明を聴取し、質疑を行いました。その詳細は会議

録により御承知を願います。

かくて、昨二十五日質疑を終了し、採決いたしました結果、船主責任制限条約は多数をもって、また、油濁損害責任条約、油濁補償国際基金条約及び日ソ漁業協定は全会一致をもって、いずれも承認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(秋田大助君) これより採決に入ります。まず、日程第三につき採決いたします。

本件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(秋田大助君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

次に、日程第四ないし第六の三件を一括して採決いたします。

三件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(秋田大助君) 御異議なしと認めます。よって、三件とも委員長報告のとおり承認するに決しました。

○羽田孜君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、石油コンビナート等災害防止法案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(秋田大助君) 羽田孜君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(秋田大助君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

石油コンビナート等災害防止法案(内閣提出)

○副議長(秋田大助君) 石油コンビナート等災害防止法案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。地方行政委員長大西正男君。

石油コンビナート等災害防止法案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔大西正男君登壇〕

○大西正男君 ただいま議題となりました石油コンビナート等災害防止法案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、石油コンビナート等における災害がその周辺の地域に重大な影響を及ぼすおそれがあることにかんがみ、石油コンビナート等の区域内において石油または高圧ガスを貯蔵し、取り扱いまたは処理する事業所に対して、防災上の見地からの規制を強化するとともに、その区域における一体的な防災体制を確立する等、石油コンビナート等における災害の発生及び拡大を防止するための総合的な施策の推進を図ろうとするものであります。

本案は、六月十日本委員会に付託され、同月十二日福田自治大臣から提案理由の説明を聴取し、六月十八日には参考人から意見を聞き、翌十九日は連合審査、同月二十三日には市原石油コンビナートの現地視察を行うなど、熱心に審査を行いました。

本日質疑を終了し、討論の申し出もなく、採決を行いましたところ、本案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党の五党共同提案により、コンビナート災害の根絶を期するため、防災体制の一体化、既設事業所に対する規制の強化、陸上、海上を通ずる一体的な防災体制の確立、共同防災組織等の設置指導等と内容とする附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(秋田大助君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○副議長(秋田大助君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○羽田孜君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、文教委員長提出、学校教育法の一部を改正する法律案及び私立学校法等の一部を改正する法律案の両案は、委員会の審査を省略して、この際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(秋田大助君) 羽田孜君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○副議長(秋田大助君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

学校教育法の一部を改正する法律案(文教委員長提出)

私立学校法等の一部を改正する法律案(文教委員長提出)

○副議長(秋田大助君) 学校教育法の一部を改正する法律案、私立学校法等の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。文教委員長久保田田次君。

学校教育法の一部を改正する法律案

私立学校法等の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

〔久保田田次君登壇〕

○久保田田次君 ただいま議題となりました学校教育法の一部を改正する法律案及び私立学校法等の一部を改正する法律案について、提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、学校教育法の一部を改正する法律案について申し上げます。

現在の各種学校は、主として職業その他実生活に必要な知識、技術を習得させる教育機関として、大きな役割を果たしており、また、中学校または高等学校卒業後の青年のための教育機関として、重要な地位を占めているものであります。

しかしながら、現行の各種学校制度は、その対象、内容、規模等においてきわめて多様なものを、「学校教育に類する教育を行うもの」ということで、一括して簡略に取り扱っており、制度上きわめて不備であります。

よって、この際、当該教育を行うもののうち、所定の組織的な教育を行う施設を対象として、学校教育法中に新たに専修学校制度を設けようとするものであります。

その内容の第一は、第一条に掲げる学校以外のもので、職業もしくは実生活に必要な能力を育成し、または教養の向上を図ることを目的として所定の組織的な教育を行う施設は、これを専修学校とし、他の法律に特別の規定があるもの及び外国人学校を除くこととしております。なお、従来の各種学校の制度は、そのまま存続するものとしております。

第二は、専修学校には、高等課程、専門課程または一般課程を置くこととしております。

第三は、専修学校の名称、設置等の認可、設置者等に関する規定を整備することとしております。

第四は、この法律は、公布の日から起算して六カ月を経過した日から施行することとし、この法

律施行の際、現に存する各種学校で専修学校の教育を行うとするものは、その課程の設置認可を受けることにより、専修学校となることができることとしております。

次に、私立学校法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

わが国の私立幼稚園は、昭和四十九年度において幼稚園総数の六〇％を占めており、わが国の幼稚園教育の普及、発展に重要な貢献をしております。この私立幼稚園のうち六二％は、学校法人以外の個人または宗教法人等によって設置された幼稚園であります。これらの中には、施設、設備を初め教員組織等の教育条件が十分でないものがあり、一般に財政事情が苦しいために、父兄負担が過重になる傾向があります。

一方、現行法のためには、公の助成は学校法人立のものに限られております。

そこで、この際、学校法人以外の者によって設置された私立幼稚園の健全な発達を図るため、これについても公費による助成措置を講ずることができるとし、あわせて、その学校法人化を促進するため、所要の措置を講じようとするものであります。

次に、本案の内容について申し上げます。

その第一は、国または地方公共団体の助成対象となる学校法人のうちには、当分の間、学校法人立以外の私立幼稚園等の設置者を含むものとし、さらに、補助金を受ける私立幼稚園等の設置者は、補助金を受けた翌年度の四月一日から起算して五年以内に、当該学校が学校法人になるように措置しなければならないこととしております。

第二は、日本私学振興財団の貸し付け等の対象に、当分の間、学校法人及び民法第三十四条の法人以外の私立幼稚園等の設置者を加えることとしております。

最後に、この法律は、公布の日から起算して一カ月を経過した日から施行することとしております。

両法律案の起草に当たっては、各党の意見を十分に尊重しつつ慎重に検討した結果、成案を得ましたので、ここに全会一致をもって、文教委員会提案として両法律案を提出した次第であります。何とぞ、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。(拍手)

○副議長(秋田大助君) 両案を一括して採決いたします。

「両案を可決するに御異議ありませんか。」

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(秋田大助君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも可決いたしました。

國務大臣の発言(農業基本法に基づく昭和四十九年度年次報告及び昭和五十年年度農業施策、林業基本法に基づく昭和四十九年度年次報告及び昭和五十年年度林業施策並びに沿岸漁業等振興法に基づく昭和四十九年度年次報告及び昭和五十年年度沿岸漁業等の施策について)

○副議長(秋田大助君) 農林大臣から、農業基本法に基づく昭和四十九年度年次報告及び昭和五十年年度農業施策、林業基本法に基づく昭和四十九年度年次報告及び昭和五十年年度林業施策、並びに沿岸漁業等振興法に基づく昭和四十九年度年次報告及び昭和五十年年度沿岸漁業等の施策について発言を求められております。これを許します。農林大臣安倍晋太郎君。

〔國務大臣安倍晋太郎君登壇〕

○國務大臣(安倍晋太郎君) 農業、林業及び漁業の各昭和四十九年度年次報告及び昭和五十年年度において講じようとするそれぞれの施策につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、農業について申し上げます。最近のわが国農業を取り巻く諸情勢を見ますと、長期間にわたって過剰を続けてきた世界の農

産物需給は、近年、基調の変化を来しており、国内経済も高度成長から安定成長への転換の過渡期に当たっております。

このような経済情勢の変化の中で、農業生産資材価格は高騰し、農業経営に大きな影響を及ぼしましたが、日時は要したものの、現在、農業は徐々に新しい条件に対応しつつあります。

一方、経済活動の停滞に伴って、農業就業人口の減少率の低下や、農用地の農業外への流出の減少など、従来とは異なった動きも生じております。

農業の他産業に対する比較生産性は、四十八年度においてはかなり上昇し、農家の生活水準も世帯員一人当たり家計費において勤労者世帯を上回っております。

また、基幹男子農業従事者のいる農家は、総農家数の三割、農業生産の六割強を占めており、最近、これら農家を中核として、農作業の受託や集約的生産組織の形成が進んでおります。

このような農業をめぐる諸情勢の変化のもとで、第一に、土地、水等の国土資源の確保とその有効な活用を通じて農業の健全な発展を図り、国内の食糧供給力を強化していくこと、第二に、食糧の安定的供給と農産物価格の安定を図るための価格政策の充実、第三に、農業生産の中核的担い手となる農家を育成し、これを中核として、生産の組織化を図ることが重要な課題となっております。

以上のような最近の農業の動向を踏まえて、昭和五十年年度におきましては、国民食糧の安定確保を図るため、土地、水資源の確保整備と、その高度利用、農業生産の中核的担い手の育成、農産物の価格の安定、農村地域の計画的な整備開発、食料品の流通加工の近代化と消費者保護対策の拡充を図るとともに、農産物輸入の安定化を進める等、総合的な食糧政策を推進することといたしております。

第二に、林業について申し上げます。

まず、四十八年から四十九年にかけての木材の需給関係を見ますと、木材需要は、四十八年には大幅な増加、四十九年には一転して急減と、大きく変動しました。木材供給は、国産材が停滞傾向を続けているのに対し、外材輸入は、四十八年には大幅な増加を示し、四十九年には逆に前年を下回っております。また、木材価格は、四十八年には上昇し、四十九年には急落しております。

このような需給及び価格の急激な変動は、国内林業の振興、流通加工の近代化、合理化、住宅建設の円滑な推進等に支障を及ぼしております。わが国への木材輸出国、とりわけ開発途上国に多大の影響を与えており、木材の需給及び価格の安定が強く求められております。

次に、四十八年の国内林業の動向を見ますと、素材生産量、人工造林面積ともに前年を下回りましたが、林業経営の収支は、木材価格の上昇等により、前年に引き続き、かなりの改善が見られるに至っております。

また、近年、急速に高まっている森林、林業に対する国民の多面的な要請にこたえるためには、林業従事者による適切な森林施策を通じ、活力ある森林資源を維持、造成することが必要となっております。

以上のような森林、林業の動向にかんがみ、第一に、木材需給の安定のため、需給面での安定が要請され、供給面においても、国内生産体制の整備、輸入の安定的確保、流通加工の近代化、合理化の推進が必要であり、第二に、国内林業の振興のため、林業生産基盤の整備等の施策の積極的な推進とともに、林業を地域振興の全体的計画の中に適切に位置づけて山村地域の振興を図ることが重要な課題となっております。

以上のような最近の林業の動向を踏まえて、昭和五十年年度におきましては、林道及び造林事業の計画的推進、林業構造の改善、林産物の需給の安定及び流通加工の合理化の推進、林業従事者の福祉の向上等に重点を置いて施策を推進することといたしております。

いたしております。

第三に、漁業について申し上げます。

まず、漁業生産の動向を見ますと、最近、その伸び率はやや鈍化傾向を示しておりますが、水産物の消費は、中高級魚介類を中心に増大しており、動物性たん白質の約半分以上が水産物によって供給されております。

水産物価格は、生産地価格、消費者価格ともかなり上昇しましたが、四十九年に入ると、消費者価格は一般物価並みに上昇しているのに対し、生産地価格の上昇率は鈍化しております。

漁業経営は、四十八年には、魚価の堅調に支えられて好収益を上げましたが、四十九年に入ると、資材費の高騰に加え、賃金の上昇もあって、経営条件はきわめて厳しいものとなっております。

漁業をめぐる環境は、国内的には、沿岸水域における公害の発生等により、漁場環境が悪化し、また、国際的には、第三次国連海洋法会議における各国の意向にも見られるように、広範な経済水域設定の動きが大勢を占めようとしており、わが国の沖合、遠洋漁業をめぐる環境は、きわめて厳しい状況になってまいっております。

以上のようなわが国漁業が直面している事態のもとで、今後のわが国漁業において、第一には、新しい海洋秩序へのわが国漁業の対応、第二には、沿岸漁場の見直しと沿岸漁業の振興、第三には、漁業経営の安定、第四には、水産物の有効利用の促進が重要な課題となっております。

以上のような最近の漁業の動向を踏まえて、昭和五十年年度におきましては、海洋水産資源の開発と海外漁場の確保、沿岸漁場、漁港等の生産基盤の整備、漁業公害対策等の拡充強化、漁業経営の近代化の促進、水産物の流通、加工の合理化等の施策を推進することといたしております。

以上をもちまして、農業、林業及び漁業の各年次報告及び講じようとする施策の概要の説明を終

といたします。

以上をもちまして、農業、林業及び漁業の各年次報告及び講じようとする施策の概要の説明を終

わります。(拍手)

○國務大臣の発言(農業基本法に基づく昭和四十九年度年次報告及び昭和五十年年度農業施策、林業基本法に基づく昭和四十九年度年次報告及び昭和五十年年度林業施策並びに沿岸漁業等振興法に基づく昭和四十九年度年次報告及び昭和五十年年度沿岸漁業等の施策について)に対する質疑

○副議長(秋田大助君) ただいまの発言に対して質疑の通告があります。順次これを許します。馬場昇君。

〔馬場昇君登壇〕

○馬場昇君 私は、日本社会党を代表して、ただいま報告のありましたいわゆる農業、漁業、林業、白書につきまして、総理並びに関係大臣に質問をいたします。

まず、三木総理に、今日の農漁民の生活破壊、農林漁業の荒廃をどう認識しているか、それをもたらしただけの原因は何かということについてお尋ねいたします。

近年、農業に便利な農機具が入りました。速効性の化学肥料、農薬も入りました。確かに農業は、昔のように手間がかからなくなったのは事実であります。これが進歩であり、近代化であるならば、農民の暮らしは楽になり、豊かになり、暇ができて、村の祭りも、伝統行事も、文化活動も盛んになり、農協等の集まりにもみんなが出られるようになるはずであります。

総理、今日の農村はそうなっていますか。現実とは逆でしょう。農家は以前より一層忙しくなりました。働ける若者は村にいななくなり、農漁村全体が日本の養老院の観を呈しているとさえ言われています。主婦は農耕と兼業労働と家事に追われ、健康は著しく損なわれています。過疎は進み、地域生活に最小限必要な医療、教育、厚生、諸条件さえ奪われました。村祭りもできなくなっているではありませんか。

補助金をもらい、近代化資金を借りて、その上に、農民は農業から失業したのであります。近代化し、進歩発展したのは、農業の破壊と、衰退を基礎とした工業の発展であります。また、農業に関する工業であり、農業に関する商業であります。農業会社、農機具メーカー、畜産会社、乳業会社、商社の成長は著しいものがあります。残念ながら、農民の組織である農協も、これを促進したという結果になっております。自民党政権完備して農業衰え、農協衰えて農民滅ぶという言葉は、自明的な中に真実を表現しています。(拍手)

水産行政、林業行政もまたしかりであります。水産国であり、魚食民族である日本の海は、死の苦しみにあわ立っています。緑の山ははげ、川はわずかな雨ではならんし、国土は荒廃し、日本民族の心のふるさとを奪い去られてきました。水産物、木材が、国内生産量よりはるかに多い量を外国に依存するということは、どういうことですか。

以上の諸点について、総理の御見解を承りたいと思います。次に、荒廃の原因について、具体的にお尋ねいたします。

第一に、自由党政府が推し進めてきた高度経済成長政策は、農村、農民から土地を奪い、水を奪い、労働力をも奪ってしまったこの事実をお認めになりますか。

第二に、高くつく国内食糧より、安上がりな輸入、金さえ出せば何でも手に入るとの神話を前提としての国際分業政策が、完全に破綻したことを認められますか。

第三に、昭和四十五年、米政策を百八十度転換して、増産から休耕、減反政策をとった。この政策は、農民の命、心の根を枯らしたと言われ、農民の生産意欲を減退させた。この事実もお認めになりますか。

第四に、最近のスタグフレーションの中で、出かせぎも求職難で、農村への進出企業の倒産など

も含めて、農民の所得は、他産業労働者の四、五〇〇程度に落ち込み、その生活破壊は深刻さを増しています。これを認めになりますか。

第五に、自民党政権の高度経済成長政策の中の、採算性、企業性を追求する農業基本法農政は、身体や命は富よりも大切であるという基本精神が忘れられていたのではありませんか、どうですか。

以上、五点について、率直な自己批判と反省なしには、三木総理が施政方針演説で述べられた、一つの区切りをつけて再出発する時期という今日の認識は、成り立たないのではございませんか。総理の所見をお聞かせ願います。(拍手)

私は、質問を、食糧自給問題にしばっていたしたいと思います。まず、食糧危機の認識についてお尋ねいたします。

石油に続く危機は食糧と言われています。事実、石油価格が、七三年の危機騒ぎの中で四倍上昇いたしました。時を同じく、中心的な食糧の一つ、小麦価格も七二年から七四年初めまでに四倍上昇し、シカゴ穀物取引所相場は、わが国内価格を上回りました。

これは異常天候はあったにせよ、その背景には、石油輸出に占めるOPECのシェアを上回る、世界農産物輸出の九割を、カナダとともに押さえているアメリカの食糧戦略の転換がなかったとは言えません。今日、食糧を武器に使える政治大国はアメリカだけです。アメリカが食糧の元怪を締めたなら、日本はどうなりますか。七十二年を境に、世界の穀物が過剰基調から窮乏基調に変わった、この変化をどう理解されますか。息の根を握られた国家の生きる道は、総理、どうあるべきですか。外務大臣、息の根を握られている外交で、主体性をある平等、対等の外交ができますか。責任ある答弁を求めます。(拍手)

次に、人口の爆発は核爆発のように恐ろしい、人類の生存を脅かす敵は、増加を続ける人類自身だとされています。日本の人口は、今日の一億九百万が、二〇〇〇年には一億三千万人を超すと推定されます。日本、及び総理の好きな言葉「地球規模」で、人口と食糧の関係、その見通しはどうなのか、総理の所見を伺いたい。農林大臣の対応策をお聞かせ願いたいと思います。

次に、食糧自給率向上の視点をどこに置くべきかということについてお尋ねします。

第一に、政府は、日本の国土ではとうてい食糧の自給はできないと言っています。私は、これは誤りであろうと思います。もちろん、資本主義と、人間の欲望を前提としたままの科学思想では自給できないかもしれません。発想を原点に戻し、いかなる文明も土壌の生産力を基礎に発生し、土壌の衰えとともに滅亡したという歴史を、いま一度学ぶ必要があると思います。

土や農業は、人間が人間性を失わないためにも、人間の営みとして重要であります。土と太陽を忘れた人間の労働は、ケージの中で産卵機械と化した鶏と同じではありませんか。農業をよみがえらせることは、人間の復活を意味します。食糧の自給論は、このような根源にさかのぼって追求すべきであり、場当たり的な自給論では、風向きが変わると、また変節するのであります。総理、人間の英和でお答え願いたいと思います。

第二に、食糧自給率の向上は、わが国民の安全保障の問題であります。食糧の自給は、国民の生命維持の根源であります。

外国飼料の輸入量は、米の年間収穫量と匹敵する千二百万トンであります。日本は、卵や肉の生産に、アメリカやカナダの土地を使っているのです。日本の伝統的な食品のみそ、しょうゆ、豆腐の原料も含め、小麦、大豆も消費量の九割以上を輸入しています。この食糧輸入がゼロになる日にどう備えるかが、食糧自給率向上の原点であり、最も重要な国民の安全保障の問題であります。総理、農林大臣の見解を承りたいと思います。

昭和五十年六月二十六日 衆議院會議録第三十一号

農業基本法、林業基本法及び沿岸漁業等振興法に基づく昭和四十九年度年次報告及び昭和五十年年度施策について
一〇七二

次に、食糧自給率向上を、具体的にどうするかという点についてお尋ねします。

日本人の食糧は、日本の国土で日本農民の手で、責任と誇りを農民に持つてもらうことが基本であらなければなりません。まず、農家そのものが自給農業として成り立ち、そこを出発点として地域農業を確立し、その積み上げとして、国内自給を達成するという基本姿勢がとられるべきであると考えますが、いかがですか。中国の自力更生運動をどう評価されますか。農業後継者対策と農畜産物価格対策を含めて、お答え願いたいと思います。

具体的第一点として、農林省は長期見通しで、食糧の総合自給率を約八〇％程度に高めると言っていますが、日本の食糧の自給率を最も的確に判断し、信頼できるのは、穀物の自給率であります。穀物の自給率を、農林省の計画では、昭和四十七年四二％を、六十年三七％に低下させています。言うこととやることが違うではありませんか。どうですか。

第二に、飼料の輸入を千六百万トンとして、現在より六割増し、麦の輸入を三倍にしている。これは従来の国際分業論の強化ではないですか。

第三に、水産物にしても千二百万トン確保とありますが、今日の国内、国際情勢から見ても、千二百万トン確保できると考えているのは、ただ日本の農林省だけだと言われています。

いま述べました第一、第二、第三の対策と計画は、現在の情勢の上に立った過大表示であり、砂上の楼閣としか言えません。

第四に、日本は今日、二千四百万トンと、世界農産物の一〇％を輸入する世界一の穀物輸入国であります。世界各国から、日本は買い過ぎる、国際協調して、食糧不足の国にも食糧がいくように手だてをしなければならぬと言われています。開発輸入にしても経済侵略と警戒されているではありませんか。アメリカ、カナダからの安定輸入、東南アジア、オーストラリアの開発輸入が、日本の都合のよい方向にいくと思っておられますか。

さらに、食糧の備蓄計画を含めて、以上四つの具体的な諸問題について、農林大臣、外務大臣の御見解を承りたいのであります。(拍手)

次に、土地と水についてお尋ねいたします。農地は、六十年に五百八十五万ヘクタールと、約十六万ヘクタールふえるような計画であります。内容が、七十万ヘクタールつづいて、八十六万ヘクタール開墾するというものであります。つづいて住宅、工場にする農地は平地であり、開墾するのは山地であります。これが食糧自給率向上の土地政策と言えますか。また、化学肥料と農業の増投による略奪農法によって、土は死につつあります。今後、農地はつぶさないんだ、死に瀕した農地は生き返らせるのだという原則を立てるべきと思うが、総理、農林大臣、いかがですか。

次に、水についてお尋ねします。千八百八十八リ、日本の単位面積当たりの降雨量は、世界平均の二・五倍の豊かさであります。この豊かさが水を資源とする考え方を阻んできました。しかし、一人当たりの降雨量として見ると、世界平均の五分の一であります。水の果てるところ、地も果てる。水資源を食糧自給率向上にどう対応させた政策をとっているのか、農林大臣の答弁を求めます。

三木総理、あなたは、田中前総理の日本列島改造問題懇談会の向こうを張って、国民食糧会議をやっておられます。また、近く、三木ビジョンというが、総福祉路線というが、そのようなものを発表されるのではなからうかと聞いています。

今日、国民は、人間の復権を目指して、自分たちが駆けめぐるたあの緑の山や野原を返せ、泳いだきれいな海を返せ、魚をとったきれいな小川を返せと叫んでいます。聞こえますか。このようなきれいな国土の上で食糧自給率一〇％を確立する、この土台なしには、いかなるビジョンを出されても砂上の楼閣でしかありません。総理のビジョンについてお聞かせ願いたいと思います。

私は、最後に、五十年産米米価についてお尋ねいたします。

るる申し上げていきますように、国内の食糧自給体制の強化を図るためには、農畜産物価格保障を初めとして、農民所得向上の政策を確立して、農民の生産意欲の向上を図ることは急務であります。

最近、大蔵省は、試算米価一〇％程度、生産者、消費者米価同時諮問による逆さや解消と言つて、生産者米価を低く抑え、消費者米価を大幅に引き上げるべきだという意図を露骨にあらわしています。この大蔵省の意図は、二重価格制を破壊し、食糧制度の根幹を否定しようとするものであります。大蔵大臣の考え方と、それに対する農林大臣の所見を承りたい。

特に、安倍農林大臣は、攻めの農政を公約されておられますが、五十年産米米価の総予算比率の後退や、昨日の麦価諮問で、ここ数年米農民が、パリティ計算でなく、生産費及び所得補償方式で計算すべきであるという悲痛な願いを無視されました。そして、一〇・二％アップの低米価を本日決定しようとしております。この態度を見ると、攻めの農政どころか、守りでもなく、退却の農政と感ぜざるを得ません。農林大臣、前向きな答弁を期待します。(拍手)

自分がいま植えていく米が幾らに売れるのかわからない、生産費及び所得が補償されるのかわからない、近代社会で基幹産業中の基幹産業と位置づけなければならない農業で働く農民を、こんな状態に置いてよいものですか。少なくとも、生産者米価は農民と政府が団体交渉で決めるというような原則を確立すべきであります。また、今日の食糧危機を、農民を中心に、全国民の合意と努力で乗り切らなければならない時期に、政府は、ほんの数日しか間を置かぬ、実質的に両米価同時決定という、余り先例のない小手先の戦術をとって、

生産者と消費者を対立させてはならないと思います。

ことしの生産者米価は、農民要求に基づき大幅に上げるべきです。そして、消費者米価は引き上げてはなりません。それこそ食糧制度の精神であります。この食糧の財政負担は、経済大国から福祉大国に移る新しい日本づくりに、まずやらなければならない第一歩の、初步の原則ではありませんか。

総理、財政担当の大蔵大臣、農民の期待と国民の期待を裏切らないでほしい。歴史の流れと日本の発展の方向を見誤らないようにしてください。誠意ある答弁を求めて、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣三木武夫君登壇〕
○内閣総理大臣(三木武夫君) 馬場議員の御質問にお答えをいたします。

高度経済成長、すべて悪い結果ばかりが出たような御発言であります。私は、そうは思わないわけでございます。国民生活の水準は、全体として著しく向上したことは事実でございます。しかし、反面、馬場議員が御指摘になりますように、農村、漁村からは労働力が流れ、地価が高騰し、農家の増加等、大変な問題を生じたことは御指摘のとおりでございます。今後、非常に長期的な視野に立つて、わが国農林漁業の体質を強化せなければならぬと考えております。

そのためには、一つには、土地、水資源の確保、整備、二つには、農業生産の中核的担い手の若者の育成確保、三番目には、農村地域の計画的な整備開発、こういう全般的にわたる施策を展開して、農村対策を強化してまいりたい。農村が荒廃して国の安定はあるものではありません。農村というものは、食糧供給以上大きな社会的意味を持つておることは、私は、馬場議員の御指摘のとおりだと思います。

また、馬場議員は、農作物の価格の上昇は、アメリカの食糧戦略によるものだという御断言でござ

ございましたが、私は、そう一概には思わないわけ
でございます。農作物の価格の上昇は、世界的な
不作、在庫の減少などによるものであつて、これ
がアメリカの食糧戦略の結果だとは私は思わない
わけでございます。ただし、今後の世界の人口
の増加などから考えてみて、食糧の需給という
ものは窮屈になることは明らかでございます。し
たが、この食糧問題というものは、エネル
ギー問題と同じような大きな世界の課題であるこ
とは事実でございます。

このために、わが国としては、できるだけ自給
力を強化するとともに、しかし馬場議員は、食
糧の自給率を非常に高めて、自給自足のようなこ
ころへ持っていくことを理想とされておられるよう
でございますが、今日は、どこの国でもそういう経
済ができる時代ではないのであります。国際分業
といひますか、やはり国際協力によつて、そし
て、お互いにその国の特性を生かして協力してい
かなければ、自分の国で自給自足の考え方を持
つことはできませんが、しかし、食糧というもの
の重大性にかんがみて、自給率を高めてという御
意見に対しては、同感でございます。そのため
に、今後とも、農地の確保等、日本の農業の振興
のために努力をしておられる所存でございます。

また、米価の問題に触れてお述べになりました
が、できるだけ生産者米価は高く買つて消費者に
は安く売れという、そういうことができれば、も
うだれも皆賛成でございますが、しかし、そう
なつてまいりますと、やはり巨額の財政資金を要
するわけでございます。それを社会保障と考へ
るわけでございます。一つのお考えもありません
が、しかし、社会保障は社会保障として適切な諸
施策を推進しなければなりませんから、どうして
も食糧を社会保障——そういう面はありますよ。
そういう面は確かにあるけれども、社会保障政策
の一環そのものだというふうに考えることは、賛
成をいたしかねるものでございます。

することは必要でございますが、しかし、財政的な
面も考えなければ、一体、その逆さやというもの
はどうしてこれを処理するのか。最終的には国民
の負担にならざるを得ないわけでございますか
ら、今後とも、そのお気持ちはわかりますけれ
ども、合理的な米価、あるいはまた消費者米価の
決定をいたしたいと考える次第でございます。
(拍手)

〔国務大臣安倍晋太郎君登壇〕
○国務大臣(安倍晋太郎君) 農政の基本的な方向
につきましては、ただいま総理からお答えがござ
いましたので、具体的な問題につきましてお答え
を申し上げさせていただきます。

まず、食糧自給につきまして、中国の例を引か
れての御意見がございましたが、わが国の多様な
食糧の消費生活、あるいはまた国土資源の制約、
生産条件の地域的な違いなどの特性等を考慮いた
しますと、適地適産のもとに、国内の生産体制を
整備していくことが必要であると考へておるわけ
でございます。やはり、その国独自の食糧自給の
方法があるとは私は思ふわけであります。

また、農業後継者育成対策につきまして、やは
りこの基本は、何と云つても、魅力のある農業を
つくっていくことであらうと思ひます。そのため
には、農業生産基盤の整備、経営近代化施設の導
入、あるいは価格政策の強化改善、さらにまた、
農業者教育施設の整備、普及活動の強化、農村環
境の整備等によりまして、農業の後継者の積極的
な確保を図つてまいりたいと考へておるわけで
ございます。

農産物価格政策につきましては、やはり農産物
ごとの特性がそれぞれあるわけでございます。し
たが、また生産事情、需給の事情等もあるわけで
ございます。そうしたそれぞれの経済事情を十分に勘案
をして、適正な価格の水準を実現していくことが
価格政策の基本であらうと思ふわけございま
す。

一律に生産費所得補償方式を行へという御議論

もあるわけでございますが、やはり私は、以上申
し上げましたような農産物の特性から見ても、そ
れぞれの特性に応じた価格算定方式というものが行
われるのが筋ではないかというふうに考へておる
わけでありまして。

農産物の長期見通しに対する御意見につきまし
ては、米の完全自給はもちろんでございますが、
麦や粗飼料等の増産にも積極的な努力を続けてお
ります。しかし、トウモロコシとか、あるいはコ
ウリヤンといった飼料穀物につきましては、わが
国の土地資源の制約等から、国内の生産を拡大を
するということは困難であり、不可能でございま
す。したがって、需要は今後も増大をするわけ
でございますから、その大部分はやはり輸入に依
存せざるを得ない。その輸入を、われわれは安定
的な輸入体制を確立していきたいということで努
力をいたしておるわけでございます。

水産問題につきましては、現在、沿岸あるいは
遠洋を取り巻く水産の環境が非常に厳しいことは
御指摘のとおりでございます。われわれは、今
後とも、こうした厳しい情勢の中にあつて国民食
糧の過半数を占めるところの動物性たん白資源の
確保を図っていくためには、第一には、やはり沿
岸漁業の振興を図つていく。漁港の整備である
とか、あるいは栽培漁業の振興、あるいはまた海洋
法会議の経過等を見ましても、遠洋漁業も非常に
制約を受けておるわけでありまして、これから受
けるわけでございますが、そういった事態の中に
あつて、われわれは積極的に沿岸漁業国との間の
協力関係を進めて、少なくとも、わが国の今日ま
での漁獲高が維持できるように努力を今後とも続
けていきたいということで、積極的に努力を試み
ておるわけでございます。

土地と水についての御意見がございました。
農地の確保につきましては、今後とも、農地転
用の許可制度の厳正な運用と、農業振興地域制度
の積極的な活用によりまして、優良農用地の確保
に努めてまいりたいわけでありまして。

また、御指摘がありましたような地方の維持
培養につきましては、耕種と畜産との有機的な結
合の推進、あるいは土づくり運動の展開等の施策
を、今後とも一段と強化をしてみたいと思ひ
ます。

さらに、農業用水の確保につきましては、既得
用水の施設の整備や、新たな需要の増大に対応す
る水源施設の建設等によりまして、その必要量を
確保していくことが大事なことであらうと考へる
わけでございます。

最後に、本年の米価でございますが、これは食
糧管理制度の適正な運営を期するためには、やは
り基本的には両米価を相互に関連させた考へ方の
もとに決定をする必要があると思つております。
しかし、本年の具体的な取扱いにつきましては、
現段階ではまだ決めていないわけでございます。
なお、米価につきましては御批判がございました
けれども、私たちは、バリエーショナルによつて一
〇・一五%の値上げを諮問いたしまして、御答申
をいただいたわけでございます。

われわれは、今後の米の増産対策に今後の農政
の大きな力点を置いておまして、昭和六十年を
目標といたしまして、麦の増産二倍を計画いたし
ておるわけでありまして、そのためには、この価格問題
につきましても研究をしなければなりません。が、
同時に、これとあわせて、生産奨励金の交付である
とか、あるいは集約的な生産組織の拡張推進等、
さらにまた、機械化に対する補助等、もろもろの
総合的な、全体的な各種の施策を今後とも強力に
推進していきたい。六十年度の二倍増産は確保で
きるという自信を持っておるわけでございます。
(拍手)

〔国務大臣宮澤喜一君登壇〕

○国務大臣(宮澤喜一君) 一九七二年ごろを境と
して、アメリカの過剰農産物の時代がさま変わり
になったと言われましたことは、私どももそのよ
うに認識しておりますが、そこで米国が、食糧を

昭和五十年六月二十六日 衆議院會議録第三十一号

農業基本法、林業基本法及び沿岸漁業等振興法に基づく昭和四十九年度年次報告及び昭和五十年年度施策についての発言に対する農林界の質疑 農業基本法、林業基本法及び沿岸漁業等振興法に基づく昭和四十九年度年次報告及び昭和五十年年度施策についての発言に対する農林界の質疑

一〇七四

いわゆる戦時手段として用いるというこの可能性について御指摘があったわけでございます。

この点は、いろいろ客観的な事情から、私もはそういうことはあるまいというふうな考えはありますが、それには幾つか、実は理由がございます。

第一に申し上げられますことは、御承知のように、アメリカにおきましては、農産物の取引は全く自由に民間にゆだねられておりまして、米国政府として市場操作の手段を全く持っておりません。

かえってそのために、御承知のように、先年ソ連が非常に安いたくさんの買い付けをいたしまして、それが需給状況を変えたと言われたくらいに、実は政府がコントロールの手段を持っていなというのが事実であるかと存じます。そのころから、御指摘のように需給状況が変わってまいりまして、価格もシカゴ相場ですぐに上昇をいたしました。しかし、その後米国の作付制限をやめてしまったこと、したがって生産がふえ、それから世界的な需要の減退もあると存じますが、ただいまは、やや市況は軟化をしておるというふうな考えをしております。これが第一点でございます。

それから第二点は、米国のとらまして、農産物輸出というのは、御承知のように非常に大きな貿易上の黒字をつくっておるわけでございまして、貿易のバランスに非常に貢献しております。でございますから、御承知のように、中西部の穀倉地帯では、この輸出ということについて非常に熱心を持ち、輸出市場の確保ということに大変に熱心であるが、こんな事情も、第二の理由として申し上げることができると思っています。

それから第三に、米国の穀物の価格は、御指摘のように、シカゴのマーケットによるわけでございますけれども、これが当然に国内価格もそれと左右されるわけでございまして、国内の消費者の意向を無視して、勝手な価格を外国に向かつてつけるというところは、人為的にはできないというふうな幾つかの理由から、私は、外交の手段云々、

戦時的手段ということとは、まず客観的に見て、ないのではないかとこのように考えております。

第二に、わが国への安定供給のお話がございます。

ただいま農林大臣からお話ございましたが、アメリカ、カナダ、オーストラリア、わが国の主たる輸入国が、概して農産物については自由な体制をとっております。案外はいたしておりませんけれども、安定供給について心配があるうとは考えておりません。

先ほど石油との対比においてお話があったわけでございますけれども、申し上げるまでもなく、石油と農産物を比較いたしますと、農産物は再生産が可能である、そうして生産性の向上の余地もあるという点で、両者を同列に考える必要はないのではないかとこのように存じます。

それから、開港輸入につきましては、御指摘のように相手国、当該国の国内の需給事情であるとか、あるいは相手国の立場を十分尊重するという点について、従来も気をつけてまいりましたつもりではあります。今後とも十分戒心をしてまいらなければならぬと思っております。(拍手)

○農務大臣(大平正芳君) 本年産米の価格の決定につきましては、総理並びに農林大臣からお触れになりましたので、私から蛇足を加える必要を感じておりません。

ただ、御案内のように、すでに八千四百億円に上る食糧会計に対する一般会計からの繰り入れがございまして、これはあなたの言われる食糧制度を維持するために、一般会計からこれだけ寄与いたしておるわけでございまして、これ自体、すでに食糧制度の運用上も、また健全財政の見地から、今日の事態は問題があると考えております。

しかしながら、大幅の逆さやを一挙に解消しようなどという無理なことを大蔵省は申し上げておるわけではございませんので、可能な限りこの解消を図りまして、健全な食糧制度の運営を図り

ながら、堅実な財政の運営をやらしていただきたいというのが私どもの念願でございますので、御協力を願いたいと存じます。

それからまた、先ほど農林大臣の言われましたように、両米価同時諮問になりますかどうか、これはいまだ政府が決めることでございまして、私も、私どももいたしましては、連関して御論議をいたしたい、公正な結論を期待いたしておる次第でございます。(拍手)

○副議長(秋田大助君) 諫山博君。

○諫山博君 私は、日本共産党・革新共同を代表して、農業、林業、漁業白書について、三木総理並びに関係大臣に質問します。

まず、三木内閣の農業政策の基本姿勢について伺います。

今日、多くの農民は、インフレと不況の同時進行のもとで、経営費の高騰による農業収入の停滞、不況による兼業収入の大幅減少という二重の打撃を受け、その生活はきわめて深刻なものとなっています。わが国の食糧自給はますます低下し、穀物の自給率は四一％、米を除けば、わずか七％にすぎなくなりました。また、農業生産の土台である耕地は、昭和三十五年以来、実に百万ヘクタール以上もつぶされ、わが国の農業は、まさに再起を危ぶまれる状態となっております。

このような今日の事態が、わが党がかねてから指摘してきたように、自民党政府の大企業本位の高度成長政策と、アメリカ化べったりの農産物輸入増大政策によることは、このたびの白書も認めざるを得なくなっています。

総理、あなたは、さきの国民食糧会議において、高度経済成長の過程で農漁業の体質が脆弱化したと、人ごとのように述べておられます。わが国の自給率をこれほどまでに低下させてきたことに、あなたはどのような責任をとらうとしておられるのか、明確な答弁を求めます。(拍手)

さらに、三木内閣は、従来の農産物を転換するかのうに装い、さきに閣議決定した農産物需給の長期見通しを大々的に宣伝しています。しかし、この見通しは、現在まさに焦眉の問題となっている穀物自給率を、さらに五％も引き下げて三七％にするという、驚くべき内容になっています。わが国に合わないものは輸入でやっていると述べて、食糧自給の努力を放棄し、輸入に依存することとは、農業破壊路線の継続以外の何物でもありません。

しかも、さきに明らかにしたCIA秘密報告には、食糧を全世界に対する経済的、政治的支配のために使うことを強調しています。総理は、こうしたアメリカの食糧戦略を承知しておられるのかどうか。この危険な事実を承知の上で、なおかつ穀物の自給率を引き下げ、アメリカ依存を続けようとしておられるのかどうか、総理の見解をお伺いします。(拍手)

今日、何よりも重要なことは、わが国農業を再建し、主要食糧の国内自給を基本に国民食糧の安定的供給を確保することです。

そのために、第一に必要なことは、農民に引き合う価格を保障することです。

白書も、長期見通しも、価格政策の充実を強調しています。だが、問題はその中身です。

長期見通しは、今後の価格政策について、第一に、価格水準を比較規模が大きく生産費も安い、いわゆる中核農家の生産費に合わせた低水準にしています。第二に、農産物相互の均衡と称して、米価を麦や大豆のような低価格に抑えつける方向を打ち出しました。

政府は、鳥取県農協米対本部が行っている昭和四十三年度米暫定加算取り消し訴訟の答弁書で、米価が正当な補償の基準を超えているなどと公言しています。これは三木内閣の公式の見解として理解してよいのかどうか。そうであるならば、あなたたちの言う正当な補償の基準とは一体何を指しているのか、具体的に示さなければなりません。

ん。この点について農林大臣の答弁を求めます。
わが党は、かねてから、麦、大豆、飼料作物などの主な農産物について、当面、せめて米並みの労働報酬を補償することを強く要求してまいりました。これは食糧自給率の向上を図る上で最低限の条件からであります。政府は、なぜこの切実な要求にこたえようとしなかったのか、総理の明快な答弁を求めます。

さらに、肥料、農機具などの価格つり上げを抑えることは、農民の経営を守る上でも、消費者に安い農産物を供給する上でも、きわめて重要な課題となっております。新聞報道によると、農林省は、業界に対して、資材値上げは生産者米価決定後が望ましいなどと指導しているという聞いています。これは事実なのかどうか。また、農機具について価格据え置きを決めたというが、一体いつまで据え置くつもりなのか。さらに、農薬、肥料についても当然価格を据え置くべきだと考えますが、これらの点について農林大臣の答弁を求めます。

あわせて、ことしの米価について質問します。
三木内閣は、財政危機を口実に、生産者米価を低く抑え、消費者米価を引き上げるために、両米価の同時諮問方式を導入して、二重米価制度を根幹とする食糧制度を乱暴に改悪しようとしています。ことしの米価決定に当たっては、限界的な条件にある農家の生産費を償い、全製造労働者の平均賃金に基づく家族労働報酬を保障するような生産者米価を実現すべきであります。また、消費者米価引き上げが、すべての国民に深刻な影響を及ぼすことを考えるなら、消費者米価の引き上げは絶対にやってはなりません。総理並びに農林大臣の答弁を求めます。(拍手)

第二に、農地の拡大についてであります。
わが党は、昨年農用地拡大の具体的構想を提案し、向こう三年間で五十万ヘクタールの農用地を回復し、さらに第二次土地改革で、新たに三百万ないし四百万ヘクタールの農用地を造成すること

が、技術的にも、経済的にも可能であることを明らかにしました。このように農用地を拡大し、土地改良事業を積極的に進めていくなら、わが国の食糧自給率を飛躍的に高めることは、決して困難ではありません。

ところが、三木内閣は、総需要抑制、財政危機を口実に、五十年年度の農業基盤整備予算を、四十七年度の事業量のわずかに六割の規模に縮小しているではありませんか。総理、あなたはこのようなやり方をやめ、大企業本位の財政の仕組みを根本的に転換して、思い切った予算措置により、農地拡大を行う考えがあるのかどうか、明確にお答えいただきます。(拍手)

第三に、白書が最大の目玉としているいわゆる農業の中核的担い手についてであります。
政府は、農地、価格保障、金融、さらには技術指導に至るまで、基幹男子農業専従者のいる三割の農家に集中させ、これを中核農家として育成しようとしています。これはどのように弁解しようとも、新しい選別政策の強引な押しつけであります。しかも、これら選ばれた農家も、いまのような自民党政権が続く限り、結局は、ゴールなき規模拡大に追い込まれ、一層の苦しみなめる結果になることは避けられません。昨年の畜産危機の際、何名もの中核的担い手が自殺に追い込まれた事実を、総理は決して忘れてはなりません。

さらに深刻なのは、農業後継者の問題です。
福岡県では、昨年の農業高校卒業生二千四百三十五名のうち、農林業についたのはわずか二百六名であります。将来の農業を背負って立つたかたの決意に燃えて農業技術の修得にいそしんでいた農業高校生のうち、十人に一人も農業の道を選ばなかったというこの冷厳な事実を、総理、あなたはどのように受けとめておられますか。

魅力ある農政などという甘いスローガンで、自民党政権が農民にもたらした悲惨な現実を口をぬぐうことをやめ、農業を、工業と並ぶ国の基幹産業として正しく位置づけ、農業でりっぱに生活が

やっつけけるような確実な展望を示すことこそ、いま自民党政権が取り組まなければならない緊急な課題と言わなければなりません。総理並びに農林大臣の責任ある答弁を求めます。(拍手)

次に、林業白書について質問します。
ことしで十年目になる林業白書は、基本法林政が、木材需給の面でも森林資源の面でも、また林業労働力の面でも、完全に破綻したことを示しています。ところが、政府はこの深刻な事態を直視し、必要な対応策を講ずるところか、逆に、事態の一層の悪化をもたらす大企業本位の林政をさらに強めようとしているのであります。これはきわめて重大な問題です。ここでは、次の問題に限って、関係大臣の具体的な答弁を求めます。

いま、全国各地でマツクイムシの被害が深刻になっていきます。マツクイムシの原因が究明された今日、政府は被害の後始末にとどまらず、人畜無害の薬剤の開発と、中小山林所有者の負担なしの予防体制を速やかに確立すべきであります。この点について農林大臣の見解を求めます。

また、大企業本位の林政のもとで、山林労働者の労働条件や生活環境が著しく破壊され、特に白ろ病などの職業病対策は緊急の課題となっております。国の責任で定期検診を実施し、いつでもかかる医療設備をつくることも、労働災害認定の条件の改善や、労働者が安心して使用できる機械を開発するなど、緊急対策をとるべきであります。農林大臣並びに労働大臣の答弁を求めます。

最後に、漁業白書についてお尋ねします。
まず、領海十二海里、経済水域二百海里が世界の大勢となっている今日、政府は、これまでの大漁業資本や商社などによる資源略奪型の乱獲や開発輸入を、厳しく規制しなければなりません。同時に、北洋漁業関係諸国やアジア、アフリカなど沿岸諸国との間に、平等互恵の立場で漁業協定を結ぶなど、これまでの反省の上に立った積極的外交政策をとるべきであります。

また、昨秋以来の相次ぐソ連漁船団による操

業妨害などの被害を解決するため、領海十二海里の即時設定が困難であるなら、せめて漁業専管水域十二海里を直ちに設定すべきであります。この点について総理大臣の答弁を求めます。

次に、三菱石油の重油流出事故に見られるように、依然として漁場汚染が相次いでいます。特に瀬戸内海では、例年になく早く赤潮が発生し、このまま手をこまねていけば、赤潮多発期である七、八月には、壊滅的な打撃を受けることが必至と言われています。いまこそ、沿岸漁場の浄化、赤潮菌の根源を断つために、産業排水、都市下水の合理的処理、沿岸の埋め立てや公害産業の集中規制、ヘドロのしゅんせつと沿岸海域の清掃などを、大企業と国の責任で実施すべきであります。総理の積極的な答弁を求めます。

さらに、漁業者は、いま資材の高騰と魚価低落のはさま打ちに遭って、深刻な経営危機に見舞われています。長期低利の融資制度や資材価格の引き下げなどを早急に行う必要があります。農林大臣の具体的な答弁を求めます。

また、国民に安く新鮮な魚を供給し、漁業者に引き合う魚価を保障するために、いま緊急に必要なのは、魚の流通を支配する大資本の横暴を規制することです。あわせて、魚価支持制度を確立することです。わずかに七億円程度の予算でお茶を濁すのではなく、抜本的な価格支持制度をつくる用意があるのか、農林大臣の答弁を求めます。

総理、農林水産業は、わが国産業の中で工業と並ぶ二本の柱の一つであります。高度成長政策がもたらした農林水産業の無残な破壊を、これ以上進めさせてはなりません。わが党がかねてから主張してきたように、アメリカべったり、大企業優先の政治を根本から改め、農林水産業と工業のつり合いのとれた発展を図ることこそ、現在の緊急な課題であります。

総理、歴代自民党政権が、今日の重大な事態をもたらした責任を深く心に刻み、根本的な政治の

昭和五十年六月二十六日 衆議院會議録第三十二号

農業基本法、林業基本法及び沿岸漁業等振興法に基づく昭和四十九年度年次報告及び昭和五十年年度施策についての
発言に対する諫山博君の質疑

一〇七六

転換を図るべきは当然ではありませんか。重ねて総理の見解を求めて、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣三木武夫君登壇〕

○内閣総理大臣(三木武夫君) 諫山議員にお答えをいたします。

高度経済成長がもたらした農村への悪い影響の面を、いろいろ御指摘になりました。

先ほど馬場議員にもお答え申したごとく、高度経済成長が、全体としての国民生活水準を高めたことは言うまでもないわけですが、反面、農村においては、労働力の流出であるとか、農村における農地の地価を高騰したとか、輸入の増加もその一つでありましょう。こういうことが、いろいろマイナスの影響のあったことも事実でございます。したがって、今後は、優良な農地を確保して、国内の自給力を高めるといふことを基本として、総合的な食糧政策を展開してまいりたいと考えてる次第でございます。

長期的な見通しとして、穀物の自給率のお話がございました。

穀物の自給率は、私も高めなければいかぬ。四十七年度においても四二・二というわけでございしますが、しかしながら、先ほど安倍農林大臣の御答弁の中にもありましたが、いま飼料穀物というものの対して、どうしても、国土の制約などから、大部分を輸入せざるを得ないという制約があるわけですから、この飼料穀物が穀物の統計の中に入っておるわけでございしますから、どうしても穀物の自給率を高めるといふことについては、飼料穀物などの制約がございしますから、この点を頭に入れて食糧の自給率というものは、今後もう少し高めていかなければならぬと考えておる次第でございます。

また、農作物の価格政策を重視せなければならぬということでございます。

むしろそうだと思いますが、農作物については、価格政策だけで対処することは、私は適当で

ない。生産対策とか構造改善対策などと総合的に考えなければ、価格政策だけで農業の振興を図るというところは、余りにもバランスのとれない考え方だと考えるわけでございします。したがって、他の農作物について、国民の主食である米と同様の方式を採用するというところは、適当でないと考えておる次第でございます。

また、五十年度の米価については、両米価の具体的な取り扱いについてはまだ決めてはいないのではありません。今後、各方面の意見を聞いて決めたと思っております。生産者及び消費者の米価については、物価、農民の所得及び生産費、今後の農業のあり方、財政の状態など、総合的に勘案をして決めなければならぬ事態だと思っております。そういう点で合理的に決めたいと思っております。

また一方、生産者米価及び消費者米価の間に大幅な逆差やの関係があるということも、これは無視するわけにはいかない事実でございます。

また、諫山議員は大企業本位、大企業本位と言われますけれども、自民党の政策は、これだけの日本の国民生活に責任を持っておるのでありますから、さような偏った政策をとって、国民がこれを納得するわけはないのであります。自民党は、国民経済全般を踏まえて、公正な施策をとっておると考えておる次第でございます。

農業基盤の整備に当たって、農業の基盤整備というものが重要であるということも、私もそのように思っております。

やはり、生産力の増大、あるいは将来における潜在生産力の培養、これを考えたならば、どうしても土地の基盤を整備するということをしななければならぬわけで、諫山議員も御承知のように、今年には公共事業費というものを全部抑えたわけでございします。その中にあって、農業基盤整備費は、それはパーセンテージは少ないけれども、しかし、公共事業費の中では、これは増額をいたしたわすかの例の一つでございます。このことを見て

も、政府が農業の基盤整備というものは、重視しておるといふことの一つの証拠でもあると思うわけでございします。

また、農村の担い手の問題、後継者、後継青年の問題にお触れになりましたが、私も大変に心配をしておる。

これは、やはり農業の担い手というものが将来次々に養成されていかなければ、日本の農業というものの発展は期しがたいのであります。そのためには、農村の若者が日本の農業に対して魅力を持つような状態に持っていかなければならぬので、私は、それには皆さんの問題があると思うのです。ただ口だけで言ったのでは、そういう目的は達成できませんので、各般の施策を総合的にこれは検討いたしまして、若者が、農業というものに魅力を持ってやっていけるような農業に持っていかなければならぬと考えておる次第でございます。

また、経済水域二百海里の問題、まだこれは決まったものではございませんが、大勢になっておることは事実であります。

したがって、これからの日本の漁業というものは厳しくなるわけでありますが、しかし、やはりそういうアジア、アフリカ等の沿岸諸国との間には、漁業協定を結ばなければならぬ場合が非常に起こってくると思うのです。そうして、その国の自主性、あるいはまた主権というものを尊重して、結局、国際的な協調のもとでわが国の漁業の安定を図っていくよりはかにはないと、大変に厳しい将来があると考えておるわけでございします。

また、領海十二海里の問題については、これは日本の場合もそういうふうな持っていきたいという考えではございしますが、まだその設定までには至っておりませんが、将来は、領海十二海里の目標に向かって、国際的にもそういうことが大勢でございますから、そういう方向に持っていきたいと思っております。

また、沿岸漁場の赤潮の対策などについて、抜本的な対策を講ぜよということでございます。私も、環境庁長官を相当長期にいたしておりますが、この赤潮対策というものは、大変に私自身としても、この問題はどうしても防止せなければならぬということで、調査研究、技術開発などもいろいろやっておるわけですが、赤潮というものの対しては、ある程度原因というものの解明されておりますが、まだ、やはり調査研究の余地が非常に多いところでございします。この問題は、ことに最近においては、瀬戸内海などでは、この赤潮の被害が広がっていく傾向にありますから、この問題は、一層この赤潮発生防止に努力をしようとする所存でございます。また最後に、諫山議員は、やはり工業ばかりでなしに、農業との間に均衡をとった発展を図れという御意見でございました。私もそのように考えておるわけで、日本の農業というものが、単に食糧の供給というばかりでなしに、あるいは環境の保全からいっても、あるいは健全な国民精神、国民的なものの考え方、そういうものからいっても、これは日本の安定の基礎だと私は考えておりますから、工業とともに、日本の農業の発展のためには力を入れなければならぬと考えておる次第でございます。(拍手)

〔国務大臣安倍晋太郎君登壇〕

○国務大臣(安倍晋太郎君) まず、米価に関する訴訟についてお触れになりました。

政府が、いわゆる暫定加算訴訟において、昭和四十三年産米価が正当な補償を超えておると主張しておる趣旨は、都市近郊労賃による評価が等により決定された米価が、憲法第二十九条三項の「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる」という規定の正当な補償を超えたものとなっておるということでございます。政府としては、食糧法に基づき、四十三年産米価も生産費所得補償方式により、適正な決定を行ったものであると考えておるわけであります。

また、本年の米価の具体的な取り扱いにつきましては、先ほども御答弁申し上げましたが、現段階では、まだ決めていないわけでございます。しかし、少なくとも末端逆ざやが二〇％近くあるということは、財政上の問題だけではなく、農政上からしても重大な問題だというふうに理解をいたしております。具体的な米価の決定の取り扱い、あるいは運賃等につきましては、各方面の御意見を聞いて、早急に決めたいと思っております。

第二に、農産物の価格政策についてお触れになりました。

農産物につきましては、やはり農産物ごとに生産、流通の事情が異なっておりますのでございませう。やはりそれぞれの特性に応じた価格政策を進めることが適当であると考えておりました。したがって、米と同様に、すべての農作物に生産費所得補償方式を採用するということは適当でないと考えております。

また、資材の価格につきましては、農業機械は、次の改定期である五十年十二月までは据え置き、肥料では、硫酸、尿素は五十年肥料年度中は値上げを認めないという方針であります。また農業につきましても、五十年農業年度中は値上げを認めないという方針のもとに、指導を行っております。この点は御評価をいただきたいと思います。

なお、買い占められた農地をどうするかという御指摘がございました。

この企業等によって買い占められた農地につきましては、やはり農地法の厳正な適用を行わなければならない、適用によってこれを処理していかなければならない。同時にまた、今度国会において改正されました農振法に基づきまして、開発規制、あるいはまた、さらに特定利用権の設定等の制度を活用いたしまして、これらの農業上の土地の有効利用の確保に努めていきたいと考えておるわけでございます。

林業関係で、マツクイムシの防除事業について

の御質問がございました。

マツクイムシの防除事業につきましては、これを強化することを進めておりました。特に被害の大きな地域の保安林等につきましては、全額国庫負担による国営防除事業を現在推進しておるところでございます。相当効果が出てきておるわけでありませう。また、防除用の薬剤についても、より安全なものの開発について、さらに指導してまいりたいと思えます。

また、振動障害対策については、労働安全衛生施設の整備、振動機械使用時間の規制の徹底、機械の改良開発等により障害発生防止に努めておるところでございます。今後なお、これは解明すべき問題も残されておるわけでございますが、関係各省とも連絡調整を図りつつ、真剣に対処してまいりたいと思っております。

漁業関係につきましては、ただいま総理からいろいろと御説明がございました。

魚価の安定対策につきましては、われわれも昭和五十年年度から、御承知のような調整保管事業を行っております。さらにはまた、金融的の面においても、低利、長期資金等によって安定対策を図っております。これは今後とも水産資源の確保という面から見ても、こうした対策を強化する必要があると考えております。

しかし、魚価に対する農産物と同じような支持制度をつくるというところは、漁業、魚の、いわゆる農産物とは違ういろいろな性質の差等もありまして、魚価についても、ここで農産物と同じように支持制度をつくっていくということは、なかなか困難があると考えておるわけでありませう。(拍手)

〔国務大臣長谷川健君登壇〕

○国務大臣(長谷川健君) 答え申し上げます。

白ろう病については、ただいま農林大臣からも答弁がございましたが、チェーンソーの対策が第一番だと思つて、従来もやってまいりましたが、こ

としの三月からは、外国から輸入する輸入業者、さらにはまた、国内の業者の諸君に新しい機器を開発してもらつた等々、あるいはまた健康診断、巡回診療、認定等々、総合的に、いままで以上に熱心に行つてまいり、こういう考えであります。(拍手)

○副議長(秋田大助君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(秋田大助君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時十八分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣	三木 武夫君
外務大臣	宮澤 喜一君
大蔵大臣	大平 正芳君
文部大臣	永井 道雄君
農林大臣	安倍晋太郎君
郵政大臣	村上 勇君
労働大臣	長谷川 峻君
自治大臣	福田 一君
国務大臣	佐々木義武君

出席政府委員

内閣法制局第四部長	別府 正夫君
外務省経済局長	宮崎 弘道君
外務省条約局長	松永 信雄君

○朗読を省略した議長の報告

(議決通知)

一、去る二十四日、本院は公害等調整委員会委員に上原達郎君及び若林清君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十四日、本院は中央更生保護審査委員会委員に勝田成治君を任命することに同意した旨

内閣に通知した。

一、去る二十四日、本院は日本銀行政策委員会委員に小倉武一君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(通知書受領)

一、昨二十五日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

船舶料理士の資格証明に関する条約(第六十九号)の締結について承認を求めるの件

一、昨二十五日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律

航空法の一部を改正する法律

一、昨二十五日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(鉄道労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(国鉄労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(国鉄労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(国鉄労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(国鉄労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(国鉄労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(国鉄労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(国鉄労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(国鉄労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(国鉄労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(国鉄労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(国鉄労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(国鉄労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(国鉄労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(国鉄労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(国鉄労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(国鉄労働組合関係)

昭和五十年六月二十六日 衆議院會議録第三十一号 朗読を省略した議長の報告

電話労働組合関係

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(全国電気通信労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(全通信労働組合関係)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

小川 省吾君 田口 一男君
田口 一男君 小川 省吾君

外務委員

加藤 紘一君 菅野和太郎君
菅野和太郎君 加藤 紘一君

文教委員

上田 茂行君 粕谷 茂君
羽生田 進君 内田 常雄君
内田 常雄君 羽生田 進君
粕谷 茂君 上田 茂行君

商工委員

内田 常雄君 松浦周太郎君
粕谷 茂君 林 義郎君
深谷 隆司君 白井 莊一君
森下 元晴君 倉成 正君
上坂 昇君 多賀谷眞稔君
白井 莊一君 森下 元晴君
倉成 正君 深谷 隆司君
林 義郎君 粕谷 茂君
松浦周太郎君 内田 常雄君

予算委員

宇野 宗佑君 大石 武一君
多賀谷眞稔君 上坂 昇君
大石 武一君 宇野 宗佑君
上坂 昇君 多賀谷眞稔君

決算委員

大石 武一君 宇野 宗佑君
菅野和太郎君 加藤 紘一君
宇野 宗佑君 大石 武一君
加藤 紘一君 菅野和太郎君

一、昨二十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

川崎 寛治君 井上 泉君
井上 泉君 川崎 寛治君

大蔵委員

井上 泉君 川崎 寛治君
川崎 寛治君 井上 泉君

文教委員

米原 昶君 荒木 宏君
荒木 宏君 米原 昶君

社会労働委員

伊東 正義君 菅野和太郎君
森井 忠良君 川崎 寛治君
菅野和太郎君 伊東 正義君
川崎 寛治君 森井 忠良君

商工委員

伊東 正義君 菅野和太郎君
森井 忠良君 川崎 寛治君
菅野和太郎君 伊東 正義君
川崎 寛治君 森井 忠良君

決算委員

荒木 宏君 米原 昶君
米原 昶君 荒木 宏君

葉梨 信行君

(理事補欠選任)
一、昨二十五日、石炭対策特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 多田 光雄君(理事多田光雄君昨二十五日委員辞任につきその補欠)

(特別委員辞任及び補欠選任)
一、去る二十四日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

岩垂寿喜男君 江田 三郎君
角屋堅次郎君 村山 富市君
江田 三郎君 岩垂寿喜男君
村山 富市君 角屋堅次郎君

辞任

湯山 勇君 湯山 勇君
湯山 勇君 湯山 勇君

辞任

多田 光雄君 多田 光雄君
多田 光雄君 多田 光雄君

(議案提出)

一、昨二十五日、議員から提出した議案は次のとおりである。

私立学校振興助成法案(藤波孝生君外四名提出)
一、今二十六日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

学校教育法の一部を改正する法律案(文教委員長提出)
私立学校法等の一部を改正する法律案(文教委員長提出)

(議案付託)
一、昨二十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

私立学校振興助成法案(藤波孝生君外四名提出、衆法第三十六号) 文教委員会 付託

(議案送付)
一、去る二十四日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(鉄道労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(国鉄労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(国鉄動力車労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(全国鉄施設労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(全国鉄動力車労働組合連合会関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(日本電信電話労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(全国電気通信労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(全通信労働組合関係)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

一、昨二十五日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

私立学校振興助成法案(藤波孝生君外四名提出)

(条約通知書受領)

一、昨二十五日、参議院において次の件を議決した旨の通知書を受領した。

船舶料理士の資格証明に関する条約(第六十九号)の締結について承認を求めるの件

(議案通知書受領)

一、昨二十五日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案

一、昨二十五日、参議院において、第七十一回国会、第七十二回国会、第七十三回国会及び第七十四回国会において本院で継続審査をした次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

航空法の一部を改正する法律案

一、昨二十五日、参議院において次の内閣提出案を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(鉄道労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(国鉄労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(国鉄動力車労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(全国鉄動力車労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(全国鉄動力車労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(日本電信電話労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(全国電気通信労働組合関係)

昭和五十年六月二十六日 衆議院会議録第三十一号 朗読を省略した議長長の報告

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(全通信労働組合関係)

(質問書提出)

一、去る二十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

引揚者の在外財産問題に関する質問主意書(愛田新吉君提出)

一、昨二十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

公衆浴場確保に関する質問主意書(小沢貞孝君提出)

(答弁書受領)

一、去る二十四日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員瀬野栄次郎君提出サッカリンの規制緩和に関する質問に対する答弁書

サッカリンの規制緩和に関する質問主意書

右の質問主意書は提出する。

昭和五十年六月十六日 提出者 瀬野栄次郎

衆議院議長 前尾繁三郎殿

サッカリンの規制緩和に関する質問主意書

去る五月二十二日の農林水産委員会において、私は、サッカリンの規制緩和に関して政府当局の見解を質したが、政府の答弁の趣旨に納得できない。

また、今回の規制緩和に対して、国民、消費者団体及び各分野の専門家より数多くの疑問が提起されているが、政府当局は必ずしもそれらの疑問に対して明確な回答を与えていないと思われたい。

ついで、サッカリンの規制緩和及び食品衛生行政の在り方等に関して左記の事項について質問

する。

一

昭和四十八年十二月十八日の食品衛生調査会

毒性・添加物合同部会におけるサッカリンの審議に

議に

(1) 昭和四十八年十二月十八日の食品衛生調査

会毒性・添加物合同部会で審議に使用した資料名とその概要について具体的に明らかにされたい。

(2) 同合同部会においてサッカリンを 1mg/kg/day として A D I (一日摂取許容量) を決定した根拠を科学的に明らかにするとともに、その根拠データを明らかにされたい。

(3) 「昭和四十八年十二月十八日の添加物毒性合同部会のまとめ」を食品衛生調査会常任委員会にかけないで告示した法的根拠及び調査会の内規との関係を明らかにされたい。

二 今回のサッカリンの規制緩和に関する食品衛生調査会の審議に関する問題について

(1) 昭和五十年四月二十三日からの食品衛生調査会の審議に

毒性・添加物合同部会における一連の審議資料はどのような範囲を調査して、どのような基準で選んだのか。

(2) 特に四月三十日にサッカリンの一日摂取許容量を審議した際、提出された資料三篇と、この三篇の資料の抄録はどのような経過で誰が作製したのか、それぞれの経過と責任者名を明らかにされたい。

(3) この抄録の中にサッカリンの無作用量とその根拠が記載されているが、この無作用量を決定し、記載した責任者名について。

(4) 食品衛生調査会で無作用量を定める前に、厚生省が無作用量の定義についてどのように考えたのか。

(5) 「添付資料(1-3) CANADA の H P B の I. C. Munro の実験」はどこで発表されているのか。

(6) I. C. Munro の実験で死亡率に関して

対照群と投与群との間に統計的有意差がないという根拠を数値(その計算式を含む)をもつて証明されたか。

(7) サッカリンの染色体及び突然変異性及び胎仔への影響に関する、食品衛生調査会の新基準を満足する資料はあるのか、あるとすれば資料名とその概要を明らかにされたい。(ただし、昭和五十年五月十四日の時点までに厚生省が持っていたものとする)

(8) 今回のサッカリンの審議において外国文献を資料として採用しているが、外国文献を採用する際の基準はなにか。

(9) サッカリンアレルギーの報告が日本やアメリカなどで一九四七年ごろから報告されているが、日本のサッカリンアレルギーの実態はどうなっているのか。

(10) アレルギーの人たちを切り捨てても、サッカリンを食品添加物として指定できる法的根拠を明らかにされたい。

三

サッカリンに関する「W H O の評価」について

(1) 今回の決定の日最大の日よりどころとなつたい

わゆる「W H O の評価」(一九七四年)については厚生省の資料によれば「このレポートは、国際専門家グループの意見を要約したもので W H O と F A O の決議または政策を示すものではない」と断りており、かつ本来ならば必ず添付される根拠データは、この場合「用意されなかつた」と注釈をつけている。このような根拠のない、W H O の決定したものでない F A O / W H O 合同食品添加物専門委員会第十八回レポートは信頼するに足るものである

一〇七九

昭和五十年六月二十六日 衆議院會議録第三十一号 朗読を省略した議長の報告

かどうか、また、信頼に足るものであるとするならば「WHOの評価」がもつ信頼の科学的根拠について、資料名とその概要を明らかにされたい。

(2) 前述の「WHOの評価」をリポートしたFAO/WHO合同食品添加物合同専門委員会に我が国から出席したサッカリンの専門家を明らかにされたい。

四 サッカリン規制緩和を必要とする厚生省の理由をあげよ。

五 昭和二十三年からサッカリンの毒性について検討されているなら、その審議の日時、内容、審議資料名とその概要を明らかにされたい。特に発ガン関係でなくサッカリンの慢性毒性その他についても明らかにされたい。

六 昭和四十年と四十九年までのサッカリンの生産量及び食品への添加量の推移を明らかにされたい。

七 食品衛生行政に関して

(1) 食品添加物の指定にあたって、食品衛生法第六条と社会的必要性により使用を認めることとのかわりを明確にされたい。

(食品衛生法第六条と社会的必要性の優先度を明らかにせよ)

(2) 昭和四十七年六月十六日衆議院での食品衛生法に関する附帯決議「食品衛生調査会に消費者の意見を代表する者を加える件について」が採択されているが、厚生省はなぜ速やかにその実行をしないのか、その理由を明らかにするとともに、今後どうこの問題を取扱うのか明らかにされたい。

八 サッカリンの規制緩和について再検討するとともに、現行の使用基準を見直すべきであると考ええるが厚生省の見解を明らかにされたい。

昭和五十年六月二十四日

内閣総理大臣 三木 武夫
衆議院議長 前尾繁三郎殿

衆議院議員瀨野栄次郎君提出サッカリンの規制緩和に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

【別紙】

衆議院議員瀨野栄次郎君提出サッカリンの規制緩和に関する質問に対する答弁書

一について

(1) 昭和四十八年十二月十八日の食品衛生調査会毒性・添加物合同部会で配布したサッカリンに関する資料とその概要は次のとおりである。

ア カーターらの実験報告(一九六九年) マウスに十八か月投与したが発がん性は認められない。

イ マンローらの実験報告(一九七二年) ラットに二十八か月投与したが発がん性は認められない。

ウ ムーアらの実験報告 ハムスターに九十日投与したが発がん性は認められない。

エ シュメールらの実験報告(一九七二年) ラットに二年以上投与したが発がん性は認められない。

オ クレースらの実験報告(一九七三年) マウスに六世代にわたって二十か月以上投与したが発がん性は認められない。

カ 米国FDAの実験報告(一九七三年) ラットに七十二週投与したところ、最高濃度投与群(七・五%)九十六匹中三匹に膀胱腫瘍が認められた。

キ 米国立がん研究所の実験報告(一九七二年) ラットに二年、マウスに十八か月投与したが、発がん性は認められない。

ク デルスの実験報告(一九七二年) ラットに二世代にわたって百週投与したところ最高濃度投与群(五%)の雄において膀胱がんの発生率が高かった。

ケ ロルケの実験報告(一九七三年) マウスを用いた慢性致死試験で、その結果は陰性であった。

(2) 食品衛生調査会毒性・添加物合同部会において、(1)に掲げる各資料をもとに検討した結果、次の結論を得たものである。

ア 一代の投与実験では発がん性は認められない。

イ 米国における二代にわたる二つの実験(1)の力及びクで、高濃度投与群において二代目に膀胱がんの発生を認めているが、これについては試験に用いたサッカリンの不純物が原因ではないかとの疑問も持たれている。

ウ 以上の各種の知見から現在決定的な結論を出すことは困難であり、更に、各種の実験を追加して行い、その結果をまつて再検討を行う必要がある。

エ 上記の各種実験結果に基づき、無作用量に十分な安全率を見込んで暫定的に一日許容摂取量を定めることとした。

オ 暫定許容摂取量は、FDAにおいて二世代について行つた慢性毒性試験の無作用量に安全率五百倍を見込んで一日一mg/kgとする。

(3) 御質問に係る告示は、食品衛生法第七條第一項の規定に基づき行つたものである。

二について

(1) 現行のサッカリンの一日摂取許容量(一mg/kg/日)は、サッカリンの発がん性問題の結論が得られるまでの間の暫定的なものとして定められたものであったが、国立衛生試験所で実施されてきた実験において、その後、サッカリンの発がん性を否定する結果が得られ、昭和五十年四月九日の日本薬理学会で発表された。このため、同月二十三日の食品衛生調査会毒性・添加物合同部会において、国

一〇八〇

立衛生試験所の実験資料を中心としFAO/WHO合同食品添加物合同専門委員会の新しい評価、米国がサッカリンの規制を強化しないと発表したときのFDAの見解及び従来のサッカリンの発がん性に関する報告の一覧などを参考として審議が行われた。

更に、同月三十日の合同部会においてFAO/WHO合同食品添加物合同専門委員会が最大無作用量を定めた時に用いた報告のほか、最近報告された二つの実験報告を参考として審議が行われた。

(2) から(4)まで 提出された資料三編のうち一編は、FAO/WHO合同食品添加物合同専門委員会に提出されたサッカリンの最大無作用量を定めた時に用いた報告であり、他の二編はいずれも米国での発がん性を疑う実験を追試したもの、うち、政府機関の研究所において行われ、かつ、公表された詳細な実験報告である。

なお、三編の報告に添付した資料は、当該実験報告について実験者名、登録された学会誌名等、実験材料及び実験方法並びに結果を簡単に事務当局でまとめたものである。

また、無作用量については、WHO科学グループの報告において次のように述べられているところと同様に考えている。

無作用量とは、一群の動物に有害な作用を示すことのない最大の食餌中レベルであつて、そのレベルから外そう法により人の許容食餌摂取量を算定することのできるものである。(WHO「アグニカルレポート第三四八号」)

(5) カナダの厚生省保健局から「サッカリンの発がん性の評価」の標題で一九七三年七月に発表されたものである。

(6) マンローの実験は、サッカリンの発がん性の確認を主たる目的としているが、その際雄の全投与群においてのみ死亡までの平均期間に危険率十%で統計上の有意差があると述べている。

(7) サッカリンの変異原性に関する資料とその概要は次のとおりである。

ア ウーヅラの実験(一九七二年) マウスを用いた宿主媒介試験で、その結果は陰性であつた。

イ ロルケラの実験(一九七三年) マウスを用いた慢性致死試験で、その結果は陰性であつた。

ウ クラゲテンらの実験(一九七四年) ハムスターを用いた生体骨髄細胞染色体試験で、その結果は陰性であつた。

(8) 採用する文献は、政府機関の研究、大学その他權威ある研究機関で実施され、かつ、原則として公表されたものを用いることとしている。

(9) サッカリンのアレルギーに関しては、山口大学医学部(一九六五年)の報告があるが、アレルギー領域については、食品添加物全般について今後の研究課題と考えている。

(10) サッカリンは、食品衛生法第六條の規定に基づいて、食品添加物としての使用が認められているものであつて、今回の食品衛生調査会の意見に照らしてもその指定を削除する必要はないものと考えている。

なお、我が国をはじめとする世界各国が指針としているFAO/WHO合同食品添加物専門委員会(この報告においても)も、サッカリンのアレルゲン性については、特に問題とされていない。

(11) ベンツピレンを用いたサッカリンの発がん補助作用の有無についての報告(一の(1)の資料)が一九六九年に公表されているが、これによると発がん補助作用を示さなかつたとしている。

(12) 食品添加物の使用基準の設定に当たつては、国民栄養調査等をもとに調査した食品ごとの一人一日当たりの最大摂取量に食品ごとの許容濃度を乗じて計算した当該食品添加物

の一人一日当たりの最大摂取量の総計が当該食品添加物の一日許容摂取量を越えないように定めている。

今回のサッカリンの場合について、同様の方法で計算した一人一日当たりの総摂取量は、一日許容摂取量とされた5mg/kgをかなり下回つてゐる。

三について

(1) FAO/WHO合同食品添加物専門委員会は、世界各國のがん、病理学者などの専門家により構成されており、また、一九七四年のサッカリンの再評価は、一九五七年の同委員会報告「食品添加物の安全性確認のための試験指針」に基づいて、一九六七年に行われたサッカリンの安全性の評価を受けてその後、その資料を検討して行つたものであり、その結論は信頼できるものである。

(2) 一九七四年のFAO/WHO合同食品添加物専門委員会(この報告においても)も、サッカリンの安全性を再評価した会議には、我が国の学者は参加していない。

四について

現行のサッカリンの使用基準は、サッカリンの発がん性問題の結論が得られるまでの間の暫定的なものとして定められたものであつたが、国立衛生試験所で実施されてきた実験において、その後、サッカリンの発がん性を否定する結果が得られたところから、食品衛生調査会の審議を経て、その意見具申を得て使用基準を改正することとしたものである。

五について

昭和四十八年以前においては、昭和四十五年三月十七日米国ウイコンシン大学のブライアン博士がサッカリンを含むベレットをマウス膀胱に移植した実験で腫瘍が観察された旨の発表があつたため、この資料に基づいて同月十八日食品衛生調査会毒害部会で検討され、その結果、この実験は特殊な実験であるので国立衛生試験所での試験結果が出た段階で問題があれば再検討することとされた。

六について
サッカリンの生産量等は、別紙のとおりである。

七について

(1) 食品衛生法第六條に基づく食品添加物の指定については、安全性が評価されたもののみを指定することとしている。

(2) 食品衛生調査会の委員については、当該調査会が食品衛生に関する専門的事項を調査審議する任務を有するものであるところから、食品衛生法第二十五條第五項の規定に基づき学識経験のある者を任命することとしているが、現在の委員の中には学識経験を有し、かつ、消費者代表的立場にある者も含まれてゐるところであり、今後とも学識経験を有するふさわしい者については、委員の任命について検討してまいる考えである。

八について

現行のサッカリンの使用基準は、サッカリンの発がん性問題の結論が得られるまでの間の暫定的なものとして定められたものであつたが、国立衛生試験所で実施されてきた実験において、その後、サッカリンの発がん性を否定する結果が得られたところから、食品衛生調査会の審議を経て、その意見具申を得たので、当該意見に基づいて使用基準の改正を行う方針である。右答弁する。

別紙

サッカリンの生産・出荷状況(単位トン)

年次	生産量	国内出荷	輸出
昭和四〇年	一、八八五	一、〇〇七	八七八
四一	一、九六〇	九七〇	九九〇
四二	二、二〇九	九四三	二六六
四三	二、五九八	九八二	六一六
四四	二、八一三	一、〇三八	七七五
四五	二、九六七	一、〇四一	九二六
四六	二、五二七	九四八	五七九
四七	三、〇八五	一、一八五	九〇〇
四八	三、二六六	一、〇六一	二〇五
四九	三、〇八四	一、二一八	九五六

(注) 国内出荷量の七十五%前後が食品添加物として、使用されていると推定される。

輸出・通関統計による
生産量・国内出荷・日本サッカリン工業協会による

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和五十年二月一日

内閣総理大臣 三木 武夫

科学技術庁設置法の一部を改正する法律
科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第五條中「四局」を「五局」に、「原子力局」を「原子力安全局」に改める。

第九條第一号中「第十号」を「第九号」に改め、同条中第四号を削り、第四号の二を第四号とし、第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、第十三号を削

昭和五十年六月二十六日 衆議院會議録第三十二号

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案及び同報告書 郵便貯金法の一部を改正する法律案及び同報告書 海上航行船舶の所有者の責任の制限に関する国際条約の締結について承認を求めるとの件及び同報告書

一〇八二

り、第十三号の二を第十二号とし、同条第十四号中「第一号から第十二号まで」を「前各号」に改め、「関すること」の下に「(原子力安全局の所掌に属することを除く)」を加え、同号を同条第十三号とする。

第十條を次のように改める。

(原子力安全局の事務)

第十條 原子力安全局においては、次の事務をつかさどる。

一 核燃料物質及び原子炉に関する規制に関すること。

二 原子力利用に伴う障害防止に関すること。

三 放射性降下物による障害の防止に関し関係行政機関が講ずる対策の総合調整に関すること。

四 第一号及び第二号に掲げるもののほか、原子力利用に関し他の行政機関の所掌に属しない事務(前条第一号から第十二号までに掲げる事務を除く)のうち原子力利用に関する安全の確保に関すること。

第十三條第四項を次のように改める。

第十四條 原子力安全局に、次長一人を置く。

第二十三條第一項中「原子力局」の下に「及び原子力安全局」を加える。

附 則

(施行期日)

一 この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。

(原子力委員会設置法の一部改正)

二 原子力委員会設置法(昭和三十年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。

第十五條を次のように改める。

(庶務)

第十五條 委員会の庶務は、科学技術庁原子力局において総括し、及び処理する。ただし、科学技術庁原子力安全局の所掌に属する事項

に係るものについては、科学技術庁原子力局及び科学技術庁原子力安全局において共同して処理する。

(放射線障害防止の技術的基準に関する法律の一部改正)

放射線障害防止の技術的基準に関する法律(昭和三十三年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第十條中「科学技術庁原子力局」を「科学技術庁原子力安全局」に改める。

理 由

原子力利用に関する安全の確保の緊要性にかんがみ、これに関する施策の一層の充実を図るため、科学技術庁に原子力安全局を設置する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、原子力利用の研究・開発と安全規制とを同一の局で行っている現行の原子力行政体制の中から、原子力の安全規制等原子力の安全確保に関する機能を分離、独立させ、安全確保の明確な責任体制の確立を図るほか、科学審議官の定数等の改正を行おうとするもので、その要旨は次のとおりである。

一 現在の原子力局の事務のうち、核燃料物質及び原子炉に関する規制に関する事務、原子力利用に伴う障害防止に関する事務等原子力の安全規制に関するものを分離し、これを一体的かつ効率的に処理する体制として、新たに原子力安全局を設置し、同局に次長一人を置くこととする。

二 科学審議官三人を一人とする。

三 原子力局の次長二人を廃止する。

四 その他所要の規定を整備する。

なお、施行期日は、昭和五十年四月一日としている。

二 議案の修正議決理由

本案は、原子力利用に関する安全の確保の緊要性にかんがみ、妥当な措置と認めるが、施行期日については修正することを適当と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、約四千五百八十五万円が昭和五十年年度一般会計予算に計上されている。

右報告する。

昭和五十年六月二十四日

内閣委員長 藤尾 正行

衆議院議長 前尾繁三郎殿

(別紙)

(小字及び一は修正)

附 則

(施行期日)

一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

郵便貯金法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十年二月二十八日

内閣総理大臣 三木 武夫

郵便貯金法の一部を改正する法律

郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第六十五條第一項中「二十万円」を「三十万円」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

郵便貯金の預金者の利益の増進を図るため、一の預金者に対する貸付金総額の制限額を三十万円に引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、郵便貯金の預金者の利益の増進を図るため、預金者に対する貸付金総額の制限額を引き上げる改正を行おうとするもので、その内容は次のとおりである。

一 郵便貯金の一の預金者に対する貸付金総額の制限額を三十万円(現行二十万円)に引き上げることとする。

二 この法律は、公布の日から施行する。

議案の可決理由

本案は、郵便貯金法の目的に照らし妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十年六月二十五日

通信委員長 地崎宇三郎

衆議院議長 前尾繁三郎殿

海上航行船舶の所有者の責任の制限に関する国際条約の締結について承認を求めるとの件

右

国会に提出する。

昭和五十年四月十六日

内閣総理大臣 三木 武夫

海上航行船舶の所有者の責任の制限に関する国際条約の締結について承認を求めるとの件

件

海上航行船舶の所有者の責任の制限に関する国際条約の締結について、日本国憲法第七十三條第

三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求め
る。

理 由

この条約は、海上航行船舶の所有者等の責任について金額主義による制限の制度を定めるものであつて、我が国がこの条約を締結することは、海商法の国際的な統一を促進するとともに船舶事故から生じた被害について妥当な救済を確保し、かつ、海運業の安定的な発展を図るとの見地から有意義であると考えられる。よつて、この条約を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

海上航行船舶の所有者の責任の制限に関する国際条約

締結国は、

海上航行船舶の所有者の責任の制限に関するある統一的規則を合意によつて定めることが望ましいことを認め、

このため条約を締結することに決定し、よつて、次のとおり協定した。

第一条

(1) 海上航行船舶の所有者は、次のいずれかの原因から生ずる債権につき、自己の責任を第三条の規定によつて決定される金額に制限することができる。ただし、債権発生の原因となつた事故が所有者自身の過失によるものである場合は、この限りでない。

(a) 運送されるため船舶上にある者の死亡又は身体の傷害及び船舶上にある財産の滅失又は損傷

(b) (a)に規定する者以外の者（陸上にあるか水上にあるかを問わない）の死亡若しくは身体の傷害 (a)に規定する財産以外の財産の滅失若しくは損傷又は権利の侵害であつて、船舶上にある者の作為、不作為若しくは過失で所有者が責任を負うものによるもの又は船舶上

にない者の作為、不作為若しくは過失で所有者が責任を負うものによるもの。ただし、船舶上にない者の作為、不作為又は過失については、その作為、不作為又は過失が航行、船舶の取扱ひ、貨物の積み込み、運送若しくは荷揚げ又は旅客の乗船、運送若しくは下船に関するものである場合に限り。

(c) 沈没し、乗り揚げ又は放棄された船舶（船舶上にあるすべての物を含む）の引揚げ、除去又は破壊につき難破物の除去に関する法令によつて課される義務又は責任及び海上航行船舶が港の構築物、停泊施設又は可航水路に与えた損害について生ずる義務又は責任

(2) この条約において、「人的債権」とは、死亡又は身体の傷害から生ずる損害賠償の債権をいい、「物的債権」とは、(1)に規定するその他のすべての債権をいう。

(3) 船舶の所有者の責任が、所有者又はその行為につき所有者が責任を負う者の過失の証明を要するに、船舶の占有、保管又は支配から生ずるものであつても、所有者は、(1)の規定によりその責任を制限することができる。

(4) この条の規定は、次に掲げる債権については適用しない。

(a) 救助若しくは救助又は共同海損の分担に基づく債権

(b) 船長、乗組員、船舶の所有者のその他の被用者で船舶上にあるもの又は船舶の所有者のその他の被用者でその職務が船舶の業務に係るものあるものの債権並びにこれらの者の相続人及び権利承継人の債権であつて、役務の提供についての契約に適用される法令により、所有者が、自己の責任を制限する権利を有せず、又は第三条の規定によつて決定される金額よりも高い金額にのみ自己の責任を制限することができるもの

(5) 船舶の所有者が同一の事故から生じた損害につき債権者に対して債権を主張することができ

る場合には、それらの者の債権は、相殺されるものとし、この条約は、その残額についてのみに適用する。

(6) 債権発生の原因となつた事故が所有者自身の過失によるものであるかどうかを証明すべき者は、法廷地法によつて決定される。

(7) 責任の制限を主張することは、責任を認めることとはならない。

第二条

(1) 次条の規定によつて決定される責任の限度は、一の事故から生ずる人的債権及び物的債権の総額について適用するものとし、他の事故から既に生じており又は生ずることがある債権は、考慮しない。

(2) 一の事故から生ずる債権の総額が次条の規定によつて決定される責任の限度額を超える場合には、その限度額に相当する額の一の制限基金を形成することができる。

(3) (2)の規定によつて形成された基金は、責任を制限することができる債権の弁済にのみ充てられる。

(4) 基金が形成された後は、基金に対して権利を行使することができる債権者は、基金が当該債権者の利益のために実際に用いることができるものである限り、同一の債権に関し、船舶の所有者の他の財産に対していかなる権利をも行使することができない。

第三条

(1) 船舶の所有者が第一条の規定に基づき自己の責任を制限することができる金額は、次のとおりとする。

(a) 事故によつて物的債権のみが生じている場合には、船舶のトン数につきトン当たり千フランで計算した金額

(b) 事故によつて人的債権のみが生じている場合には、船舶のトン数につきトン当たり三千百フランで計算した金額

(c) 事故によつて人的債権及び物的債権の双方

が生じている場合には、船舶のトン数につきトン当たり三千百フランで計算した金額。この金額のうち船舶のトン数につきトン当たり二百フランで計算した第一の部分は、人的債権の弁済にのみ充てられるものとし、船舶のトン数につきトン当たり千フランで計算した第二の部分は、物的債権の弁済に充てられる。ただし、第一の部分が人的債権を完済するために十分でない場合には、弁済されていない人的債権の残額は、物的債権と同一の順位で第二の部分から弁済される。

(2) 制限基金の各部分において、債権者の間の分配は、確定された債権の額に比例して行う。

(3) 船舶の所有者は、基金の分配が行われる前に第一条(1)に規定するいずれかの債権の全部又は一部を既に弁済している場合には、その弁済額につき、基金の分配において当該債権者に代わることができる。ただし、基金が形成された国の法令を適用したとすれば当該債権者が所有者から弁済を受けることができたと思われる範囲内に限る。

(4) 船舶の所有者が第一条(1)に規定するいずれかの債権の全部又は一部の弁済を後に強制されることのあることを証明した場合に、基金が形成された国の裁判所その他の権限のある当局は、その所有者が(3)に定める条件で後に基金に対して自己の権利を行使することを可能にするため十分な金額を暫定的に保留することを命ずることができる。

(5) この条の規定に従い船舶の所有者の責任の限度額を決定するに当たり、三百トン未満の船舶のトン数は、三百トンとみなす。

(6) この条にいうフランとは、純分千分の九百の金の六十五・五ミリグラムから成る単位をいう。(1)に規定する金額を責任の制限の主張が行われる国の通貨に換算するに当たつては、その換算は、船舶の所有者が基金を形成し、弁済し、又はその国の法令により弁済に相当するも

のとされる担保の提供をした日にその通貨がこの(6)に定義する単位に対して有する価値に従つて行ふ。

(7) この条約の適用上、トン数は、次のとおりとする。

汽船その他機関を用いて推進する船舶については、純トン数の決定に当たり機関室の容積として総トン数から控除した容積を純トン数に加えたトン数。

その他のすべての船舶については、純トン数。

第四条

前条(2)の規定に従うことを条件として、制限基金の形成及び分配に関する規則並びに手続に関するすべての規則については、基金が形成される国の国内法令の定めるところによる。

第五条

(1) 船舶の所有者がこの条約に基づき自己の責任を制限することができる場合において、当該船舶若しくは当該所有者が所有する他の船舶その他の財産が締約国の管轄内で差し押さえられており、又は差し押えを免れるため保証その他の担保が提供されているときは、その国の裁判所その他の権限のある当局は、当該所有者がこの条約による自己の責任の限度額に等しい金額について十分な保証その他の担保を既に提供していること及びその提供された保証その他の担保が当該債権者の利益のためにその権利に依じて実際に用いることができるものであることが証明されることを条件として、船舶その他の財産の差し押えの解除又は提供された担保の取消しを命ずることができる。

(2) (1)に規定する場合において、保証その他の担保が次に掲げる港において既に提供されているときは、裁判所その他の権限のある当局は、(1)に定める条件が満たされることを条件として、船舶の差し押えの解除又は提供された保証その他の担保の取消しを命じなければならない。

(a) 債権発生の原因となつた事故が生じた港
(b) 事故が港で生じたものでない場合には、事故の発生後に最初に寄港した港
(c) 債権が人的債権又は積荷の損傷に係る債権である場合には、下船港又は荷揚港

(3) (1)及び(2)の規定は、既に提供された保証その他の担保がこの条約による責任の限度額よりも低い金額のものである場合にも、その差額について十分な保証その他の担保が提供されるときは、適用される。

(4) 船舶の所有者がこの条約による自己の責任の限度額に等しい金額について保証その他の担保を提供している場合には、その保証その他の担保は、同一の事故から生じた債権で当該所有者がその責任を制限することができるすべてのものの弁済に充てられる。

(5) この条約に基づいて行われる申立てに関する手続及びその申立てを行ふべき期間については、申立てが行われる締約国の国内法令の定めるところによる。

第六条

(1) この条約の適用上、船舶の所有者の責任には、船舶自体の責任を含む。

(2) (3)の規定に従うことを条件として、この条約は、備船者、船舶の管理人及び船舶の運航者につき、並びに船長、乗組員その他船舶の所有者、備船者、管理人及び運航者の被用者で職務を行つてゐるものにつき、所有者についてと同様に適用する。もつとも、一の事故から生ずる人的債権及び物的債権に係る所有者及びこれらの者の責任の限度額は、総額において、第三条の規定に従つて決定される金額を超えないものとする。

(3) 船長又は乗組員に対して訴えが提起された場合には、これらの者は、債権発生の原因となつた事故がこれらの者自身の過失によるものであるときも、自己の責任を制限することができる。船長又は乗組員が同時に船舶の所有者、共

有者、備船者、管理人又は運航者である場合には、この(3)の規定は、その過失が船長又は乗組員の資格における過失であるときに限り、適用する。

第七条

この条約は、船舶の所有者又は前条の規定に基づき所有者と同一の権利を有するその他の者が、締約国の裁判所において自己の責任を制限し若しくは制限しようとし、又は締約国の管轄内で船舶その他の財産の差し押えの解除若しくは保証その他の担保の取消しを求める場合に適用する。

もつとも、各締約国は、非締約国に対しこの条約の利益の全部若しくは一部を与えず、又は自己の責任を制限しようとする者若しくは第五条の規定に従い船舶その他の財産の差し押えの解除若しくは保証その他の担保の取消しを求める者に對し、それらの者がそのための手続をとる時において、それらの者がいづれの締約国にも常居所若しくは主たる營業所を有せず若しくは責任の制限、差し押えの解除若しくは保証その他の担保の取消しに係る船舶がいづれの締約国の旗をも掲げていない場合に、この条約の利益の全部若しくは一部を与えない権利を有する。

第八条

各締約国は、この条約の適用上海上航行船舶以外のいかなる種類の船舶を海上航行船舶と同様に取り扱ふかを決定する権利を留保する。

第九条

この条約は、海事法外交會議の第十回会期に代表を出した国による署名のために開放しておく。

第十条

この条約は、批准されなければならない。批准書は、ベルギー政府に寄託するものとし、同政府は、その寄託を外交上の経路を通じてすべての署名国及び加入国に通報する。

第十一条

(1) この条約は、それぞれ百万総トン以上の船腹を有する少なくとも五の国を含む十以上の国の

批准書が寄託された日の後六箇月で効力を生ずる。

(2) この条約は、(1)に定めるところによりこの条約の効力を生じさせることとなる批准書の寄託の日の後にこの条約を批准する各署名国については、その国が批准書を寄託した後六箇月で効力を生ずる。

第十二条

海事法外交會議の第十回会期に代表を出さなかつた国は、この条約に加入することができる。

加入書は、ベルギー政府に寄託するものとし、同政府は、その寄託を外交上の経路を通じてすべての署名国及び加入国に通報する。

第十三条

この条約は、加入国については、その加入書の寄託の日の後六箇月で効力を生ずる。ただし、前条(1)に定めるこの条約の効力発生の日前に効力を生ずることはない。

第十四条

(1) 締約国は、この条約の批准若しくはこれへの加入の際に又はその後いつでも、ベルギー政府に於てた書面による通告により、自国が国際関係について責任を有するいづれかの領域についてこの条約を適用することを宣言することができる。この条約は、ベルギー政府がその通告を受領した日の後六箇月で、その領域について適用される。ただし、この条約がその締約国について効力を生ずる日前に適用されることはない。

(2) 国際関係について責任を有するいづれかの領域についてこの条約を適用する宣言を(1)の規定

に基づいて行つた締約国は、その後いつでも、ベルギー政府に於て通告により、その領域についてこの条約の適用を終止することを宣言することができる。その廃棄は、ベルギー政府が廃棄の通告を受領した日の後一年で効力を生ずる。

(3) ベルギー政府は、この条の規定に基づいて受領した通告を外交上の経路を通じてすべての署名国及び加入国に通報する。

第十五条

締約国は、自国についてこの条約が効力を生じた後三年を経過したときは、この条約の改正について検討するため会議を招集することを要請することができる。

この権利を行使することを希望する締約国は、その旨をベルギー政府に通告するものとし、同政府は、その後六箇月以内に会議を招集する。

第十六条

この条約は、これを批准し又はこれに加入する国の間においては、千九百二十四年八月二十五日にブラッセルで署名された海上航行船舶の所有者の責任の制限に関する規則の統一のための国際条約に代わるものとし、同条約は、それらの国の間においては、効力を失う。

以上の証拠として、全権委員は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百五十七年十月十日にブラッセルで、ひとしく正文であるフランス語及び英語により本書一通を作成した。この本書は、ベルギー政府に寄託しておくものとし、同政府は、その認証謄本を作成する。

ドイツ連邦共和国のために
C・F・オブヒュルス
エルンスト・ゲスラー
アルゼンティンのために

オーストラリアのために

オーストリアのために

ベルギーのために

リッパール

ブラジルのために

ウーゴ・ゴウティエル・デ・オリヴェイラ・ゴンディン

(政府の承認を条件として)

カナダのために

R・R・マックギリヴェイ

L・J・リーヴィー

ヴァチカン市国のために

P・ドゥムール

デンマークのために

エジプトのために

スペインのために

伯爵 カサ・ミランダ

(政府の承認を条件として)

アメリカ合衆国のために

フィンランドのために

フランスのために

H・ド・ラジュネスト

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために

ジョージ・P・ラブシェール

ギリシャのために

インドのために

B・N・カウル

R・E・クマナ

(インド政府の受諾を条件として)

インドネシアのために

イランのために

イスラエルのために

ギデオン・ラファエル

イザーク・ミンツ

(政府の承認を条件として)

イタリアのために

ロベルト・サンディフォルド

日本国のために

ノールウエーのために

オランダのために

E・テクセイラ・デ・マトス

R・P・クレフェリンガ

ペルーのために

パブロ・アブリル・デ・ヴィヴェロ

ポランドのために

T・オチョシンスキー

ポルトガルのために

エドゥアルド・ヴィエイラ・レイタオン

J・A・コレア・デ・パロス

(政府の承認を条件として)

スウェーデンのために

ストウレ・ペトレン

スイスのために

G・ジャカル

ソヴィエト社会主義共和国連邦のために

ヴェネズエラのために

ユーゴスラヴィアのために

M・ドラグステイン

署名議定書

(1) いずれの国も、この条約の署名若しくは批准

又はこれへの加入の際に、(2)に掲げる留保を行うことができる。この条約に対する他のいかなる留保も、認められない。

(2) 留保は、次のものに限つて認められる。

(a) 第一条(1)(c)の規定の適用を排除する権利の留保

(b) 三百トン未満の船舶に適用される責任制限の制度を国内法令によつて定める権利の留保

(c) この条約に法令としての効力を与えることにより又はこの条約の規定を国内法令に適した形で国内法令に含めることによりこの条約を実施する権利の留保

ドイツ連邦共和国のために

C・F・オブヒュルス

エルンスト・ゲスラー

アルゼンティンのために

オーストラリアのために

オーストリアのために

ベルギーのために

リッパール

ブラジルのために

ウーゴ・ゴウティエル・デ・オリヴェイラ・ゴンディン

(政府の承認を条件として)

カナダのために

R・R・マックギリヴェイ

L・J・リーヴィー

ヴァチカン市国のために

P・ドゥムール

デンマークのために

エジプトのために

スペインのために

昭和五十年六月二十六日 衆議院會議録第三十二号 海上航行船舶の所有者の責任の制限に関する国際条約の締結について承認を求めるとの件及び同報告書 油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の締結について承認を求めるとの件及び同報告書

一〇八六

伯爵・カサ・ミランダ

アメリカ合衆国のために

フィンランドのために

フランスのために

H・ド・ラジュネスト

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために

ジョージ・P・ラブシェール

ギリシャのために

インドのために

B・N・カウル

R・E・クマナ

(インド政府の受諾を条件として)

インドネシアのために

イスラエルのために

ギデオ・ラファエル

イザーク・ミンツ

(政府の承認を条件として)

イタリアのために

ロベルト・サンディフォルド

日本国のために

ノールウエーのために

オランダのために

E・テクセイラ・デ・マトス

R・P・クレフエリンガ

ペルーのために

パブロ・アブリル・デ・ヴィヴェロ

ポーランドのために

T・オチョシンスキー

ポルトガルのために

エドゥアルド・ヴィエイラ・レイタオン
J・A・コレア・デ・バロス

(政府の承認を条件として)

スウェーデンのために

ストゥレ・ペトレン

(2)(b)及び(c)の留保を付して)

スイスのために

G・ジャカル

ソヴィエト社会主義共和国連邦のために

ヴェネズエラのために

ユーゴスラヴィアのために

M・ドラグステイン

海上航行船舶の所有者の責任の制限に関する国際条約の締結について承認を求めるとの件に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

船舶所有者の責任については、各国とも伝統的に責任制限の制度を採用してきたが、その方式は国により異なっていたため、統一条約の必要性がともに指摘されて、一九二四年にブラッセルで「海上航行船舶の所有者の責任の制限に関するある規則の統一のための国際条約」が作成された。しかし同条約に定められた制度は、責任制限の方式においてなお複雑である等の欠陥が指摘され、これに参加する国も少なかったため、船主責任制限制度の再検討の気運が生じ、金額主義による一層合理的な新条約の作成が望まれるに至った。これを受けて一九五七年にブラッセルで第十回海運法外交会議が開催され、我が国を含む三十二カ国の代表による審議の結果、同年十月十日に作成されたのが本条約である。

その主な内容は次のとおりである。
1 海上航行船舶の所有者は、故意又は過失がないときに限り、事故について負うべき損害

賠償の責任を、一の事故ごとに、その船舶のトン数に応じた一定の金額に制限することができること。

2 責任の制限金額は、事故により物的債権のみが生じている場合には、船舶のトン数につきトン当たり千フラン（一フランは、純分千分の九百の金の六十五・五ミリアグラムから成る単位をいう。以下同じ。）で計算した金額、人的債権のみが生じている場合、又は人的債権及び物的債権の双方が生じている場合には、船舶のトン数につきトン当たり三千フランで計算した金額とすること。

3 船舶の所有者は、責任を制限することができずる債権の弁済に充てるため、前項2によつて決定される限度額に相当する金額の制限基金を形成することができること。

4 制限基金の形成、分配及び手続に関する規則は、同基金が形成される国の国内法令の定めるところによること。

5 この条約は、締約国間においては、一九二四年の海上航行船舶の所有者の責任の制限に関するある規則の統一のための国際条約に代わるものとし、同条約は、効力を失うものとする。

なお、この条約は、一九六八年五月三十一日に効力を生じており、我が国については、批准書をベルギー政府に寄託した後、六箇月で効力を生ずることになっている。

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由

多くの海運国が既にこの条約の締約国となつていて、我が国がこの条約に参加することにより、海運法の国際的な統一を促進することが期待されるので、本条約を締結することは、妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと

議決した次第である。
右報告する。

昭和五十年六月二十五日

外務委員長 栗原 祐幸
衆議院議長 前尾繁三郎殿

油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の締結について承認を求めるとの件
右
国会に提出する。

昭和五十年四月十六日

内閣総理大臣 三木 武夫

油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の締結について承認を求めるとの件

油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めると。

理由

この条約は、タンカーからの油の流出又は排出による汚染損害の被害者に対し適正な賠償が行われることを確保するための統一な国際的規則及び手続を定めるものであつて、我が国がこの条約を締結することは、我が国の領域において汚染損害が生じた際の被害者の保護に役立つのみならず、我が国が世界有数のタンカー保有国である事実にかんがみ国際協力増進の見地からも有意義であると考えられる。よつて、この条約を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約
この条約の締約国は、

ばら積み等の油の全世界にわたる海上輸送がもたらす汚染の危険を認め、

船舶からの油の流出又は排出による汚染によつて生ずる損害を被つた者に対し適正な賠償が行われることを確保することが必要であると確信し、責任についての問題を解決し及び、そのような場合において、適正な賠償を行うことについての統一的な国際的規則及び手続を採用することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

この条約の適用上、

1 「船舶」とは、ばら積み等の油を貨物として現に輸送している海上航行船舶及び海上用舟艇（種類のいかんを問わない。）をいう。

2 「者」とは、個人若しくは組合又は、法人であるかどうかを問わず、公法上若しくは私法上の団体（国及びその行政区画を含む。）をいう。

3 「所有者」とは、船舶の所有者として登録されている者又は、登録がない場合には、船舶を所有する者をいう。ただし、国が所有する船舶であつて、その国においてその船舶の運航者として登録されている会社が運航するものについては、「所有者」とは、その会社をいう。

4 「船舶の登録国」とは、登録されている船舶についてはその船舶が登録されている国をいい、登録されていない船舶についてはその船舶の旗国をいう。

5 「油」とは、原油、重油、重ディーゼル油、潤滑油、鯨油等の持続性油をいい、船舶により貨物として輸送されているかその船舶の燃料タンクにあるかを問わない。

6 「汚染損害」とは、油を輸送している船舶からの油の流出又は排出（その場所のいかんを問わない。）による汚染によつてその船舶の外部において生ずる損失又は損害をいい、防止措置の費用及び防止措置によつて生ずる損失又は損害を含む。

7 「防止措置」とは、いずれかの者が汚染損害を防止し又は最小限にするため事故の発生後にとる相当の措置をいう。

8 「事故」とは、いずれかの出来事又は同一の原因による一連の出来事であつて、汚染損害をもたらすものをいう。

9 「機関」とは、政府間海事協議機関をいう。

第二条

この条約は、締約国の領域（領海を含む。）において生ずる汚染損害及びそのような損害を防止し又は最小限にするためにとられる防止措置についてのみ適用する。

第三条

1 2及び3に規定する場合を除くほか、事故の発生の時又は事故が一連の出来事から成るときは最初の出来事の発生の際における船舶の所有者は、その事故の結果その船舶から流出し又は排出された油によつて生ずる汚染損害について責任を負う。

2 所有者は、次のことを証明した場合に、汚染損害について責任を負わない。

(a) 当該汚染損害が戦争、敵対行為、内乱、暴動又は例外的、不可避的かつ不可抗力的な性質を有する自然現象によつて生じたこと。

(b) 当該汚染損害が、専ら、損害をもたらすことを意図した第三者の作為又は不作為によつて生じたこと。

(c) 当該汚染損害が、専ら、燈台その他の航行援助施設の維持について責任を有する政府その他の当局のその維持についての過失その他不法の行為によつて生じたこと。

3 所有者は、汚染損害が、専ら又は部分的に、汚染損害を被つた者の作為若しくは不作為（損害をもたらしつて生じたことを証明した場合に、又は過失によつて生じたことを証明した場合に、）その者に対する責任の全部又は一部を免れることができる。

4 汚染損害の賠償の請求は、この条約に基づく場合を除くほか、所有者に対して行うことができな

い。汚染損害の賠償の請求は、この条約に基づくものであるかどうかを問わず、所有者の被用者又は代理人に対して行うことができな

い。この条約のいかなる規定も、所有者の第三者に対する求償権を害するものではない。

第四条

油が二以上の船舶から流出し又は排出され、それによつて汚染損害が生じた場合には、それらのすべての船舶の所有者は、前条の規定に基づいて責任を免れる場合を除くほか、合理的に分割することができない汚染損害の全体について連帯して責任を負う。

第五条

1 船舶の所有者は、この条約に基づく自己の責任を、一の事故について、その船舶のトン数につきトン当たり二千フランで計算した金額に制限することができる。ただし、この金額は、いかなる場合にも、二億一千萬フランを超えないものとする。

2 所有者は、事故が所有者自身の過失によつて生じた場合には、1の制限を援用することができない。

3 所有者は、1の制限の利益を享受するために、第九条の規定に基づいて訴えが提起される締約国のうちいずれかの締約国の裁判所その他の権限のある当局に、自己の責任の限度額に相当する額の基金を形成しなければならぬ。基金は、その金額を供託することにより、又は基金が形成される締約国の法令によつて認められかつ裁判所その他の権限のある当局が十分と認める銀行保証その他の保証を提供することによつて形成することができる。

4 債権者の間における基金の分配は、確定された債権の額に比例して行う。

5 所有者、その被用者若しくは代理人又は所有者に保険その他の金銭上の保証を提供する者は、基金の分配が行われる前に当該事故の結果として汚染損害について賠償額を支払つた場合には、その支払つた額を限度として、その賠償額の支払を受けた者がこの条約に基づいて有したであろう権利を代位によつて取得する。

6 5に規定する者以外の者も、その支払つた汚染損害についての賠償額につき、5に規定する代位の権利を、関係国内法令によりそのような代位が認められる範囲内で行使することができる。

7 所有者又は他のいずれかの者が、基金の分配が行われる前に支払われたならば又は6の規定に基づいてそれらの者が代位の権利を有したであろう賠償額の全部又は一部の支払を後に強制されることがあることを証明した場合に、基金が形成された国の裁判所その他の権限のある当局は、それらの者が後に基金に対して自己の権利を行使することを可能にするため十分な金額を暫定的に保留することを命ずることができる。

8 所有者が汚染損害を防止し又は最小限にするために自発的に負担した相当の経費及び自発的に払つた相当の犠牲に係る権利は、基金に対して、他の債権と同一の順位を有する。

9 この条にいうフランは、純分千分の九百の金の六十五・五ミリグラムから成る単位とする。1に規定する金額は、基金が形成される国の通貨に、基金の形成の日とその通貨がこの9に定義する単位に対して有する公定の価値に従つて、換算する。

10 この条の規定の適用上、船舶のトン数は、純トン数の決定に当たり機関室の容積として総トン数から控除した容積を純トン数に加えたトン数とする。トン数測定に関する通常の規則に従つて測定することができない船舶については、船舶のトン数は、その船舶が輸送することができ

る油の重量をトン（二千二百四十ポンド）で表したものの四パーセントとする。

昭和五十年六月二十六日 衆議院会議録第三十一号 油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書 一〇八七

11 保険者その他金銭上の保証を提供する者は、この条の規定に従い、所有者が形成する場合と同一の条件でかつ同一の効果を有するものとして基金を形成することができる。この基金は、所有者自身の過失がある場合にも形成することができるものとす。この場合においては、所有者に対する債権者の権利は、その基金の形成によつて害されることはない。

第六条

1 所有者が事故の発生後に前条の規定に従つて基金を形成しており、かつ、自己の責任を制限することができるときは、

(a) 当該事故によつて生じた汚染損害に係る債権を有する者は、その債権に関し、所有者の他の財産に対していかなる権利をも行使することができない。

(b) 締約国の裁判所その他の権限のある当局は、当該所有者が所有する船舶その他の財産であつて当該事故によつて生じた汚染損害に係る債権に関し差し押さえられたものの差押えの解除を命じなければならず、また、そのような差押えを免れるために提供された保証その他の担保をも同様に取り消さなければならぬ。

2 もつとも、1の規定は、基金を管理する裁判所における手続に当該債権者が参加することが可能であり、かつ、基金がその者の債権の弁済のために実際に用いることができるものである場合にのみ適用する。

第七条

1 締約国に登録されており、かつ、二千トンを超えらる積みの油を貨物として輸送している船舶の所有者は、この条約に基づく汚染損害についての自己の責任を担保するため、第五条1に規定する責任の制限を適用して決定される額の保険又は銀行保証若しくは国際的な補償基金によつて交付される証明書のような他の金銭上の保証を維持しなければならない。

2 保険その他の金銭上の保証がこの条約に従つて効力を有していることを証明する証明書が、各船舶に対して発行される。その証明書は、船舶の登録国の権限のある当局により、1の要件が満たされていることが確認された後に、発行され又は公認される。その証明書は、附属書に示す様式によるものとし、次の事項を記載する。

(a) 船名及び船籍港

(b) 所有者の氏名又は名称及び主たる営業所の所在地

(c) 保証の種類

(d) 保険者その他保証を提供する者の氏名又は名称及び主たる営業所の所在地並びに、適当な場合には、保険契約又は保証契約を締結した営業所の所在地

(e) 証明書の有効期間。その期間は、保険その他の保証の有効期間を超えるものであつてはならない。

3 証明書は、それを発行する国の公用語で作成する。用いられる言語が英語又はフランス語のいずれでもない場合には、その証明書には、それらの言語のいずれかによる訳文を記載する。

4 証明書は、船舶内に備え置くものとし、その写しは、当該船舶の登録簿を保管する当局に寄託する。

5 保険その他の金銭上の保証は、2に規定する証明書に記載された保険その他の保証の有効期間の満了以外の理由により、4にいう当局に対して終了の通知が行われた日から三箇月の期間を経過する前に効力を失ふことがあるものではない。ただし、当該期間内において証明書が4にいう当局に引き渡され又は新しい証明書が発行されたことを条件として効力を失ふ場合は、この限りでない。この5の規定は、保険その他の保証がこの条の要件を満たさなくなるような変更についても同様に適用する。

6 登録国は、この条の規定に従うことを条件として、証明書の発行要件及び効力要件を定める。

7 締約国の権限に基づいて発行され又は公認された証明書は、他の締約国により、この条約の適用上承認され、それらの締約国が発行し又は公認した証明書と同一の効力を有するものと認められる。締約国は、証明書に記載された保険者又は保証提供者がこの条約によつて課される義務を履行する實力を有しないと認める場合には、いつでも船舶の登録国に対し協議を要請することができる。

8 汚染損害の賠償の請求は、保険者その他汚染損害についての所有者の責任を担保する金銭上の保証を提供する者に対して直接に行うことができる。この場合には、被告は、所有者自身の過失があるかどうかを問はず、第五条1に規定する責任の制限を援用することができる。被告は、また、所有者自身が援用することができるのであつて、所有者の破産及び清算を除く。

9 1の規定に従つて維持される保険その他の金銭上の保証によつて提供される金額は、この条約に基づく債権の弁済にのみ充てられる。

10 締約国は、自国の旗を掲げる船舶でこの条の規定に該当するものについては、2又は12の規定に従つて証明書が発行されていない限り、運航を許してはならない。

11 この条の規定に従うことを条件として、各締約国は、自国の領域内の港に入港し若しくはそこから出港し又は自国の領海内にある沖合の施設に到着し若しくはそこから出発する船舶(登録の場所のいかんを問わない)であつて二千トンを超える積みの油を貨物として現に輸送しているものにつき、自国の国内法令により、1の要件を満たす保険その他の保証が維持されることを確保する。

12 締約国が所有するいづれかの船舶について保険その他の金銭上の保証が維持されていない場合には、この条の關係規定は、その船舶については適用しない。もつとも、その船舶は、その船舶の登録国の権限のある当局が発行する証明書であつて、その船舶がその国の所有するものでありかつその船舶の責任が第五条1に規定する制限の範囲で担保されている旨を明記しているものを備え置かなければならない。その証明書は、できる限り2に規定する様式に従うものとする。

第八条

この条約に基づいて賠償を請求する権利は、損害が生じた日から三年以内にこの条約に基づいて訴えが提起されない場合には、消滅する。ただし、訴えは、いかなる場合にも、損害をもたらした事故の発生の日から六年を経過した後は、提起することができない。事故が一連の出来事から成る場合には、その六年の期間は、最初の出来事の発生の日から起算する。

第九条

1 事故が一若しくは二以上の締約国の領域(領海を含む)において汚染損害をもたらし、又は当該領域(領海を含む)における汚染損害を防止し若しくは最小限にするため防止措置がとられた場合には、賠償の請求の訴えは、当該締約国の裁判所のみ提起することができる。その訴えについては、被告に対し相当の通告を行う。

2 各締約国は、自国の裁判所が1に規定する賠償の請求の訴えについての管轄権を有するようにする。

3 第五条の規定に従つて基金が形成された後は、基金が形成された国の裁判所は、基金の割当て及び分配に関するすべての事項について決定を行う排他的権限を有する。

第十条

1 前条の規定に従ひ管轄権を有する裁判所が下した判決で、その判決のあつた国において執行することが可能であり、かつ、再び通常的方式で審理されることがないものは、次の場合を除くほか、いずれの締約国においても承認される。

(a) その判決が詐欺によつて得られた場合
(b) 被告が相当の通告及び自己の主張を陳述するため公平な機会を与えられなかつた場合

2 1の規定に基づいて承認された判決は、各締約国において、その国において必要とされる手続がとられたときは、執行力を付与される。その手続は、事件の本案の審理を許すものであつてはならない。

第十一条

1 この条約は、軍艦又は国によつて所有され若しくは運航される他の船舶で当該期間において政府の非商業的役務のみに使用されているものについては、適用しない。

2 締約国によつて所有されかつ商業的目的に使用されている船舶に関しては、各締約国は、第九条に規定する管轄権の下での訴訟に服し、かつ、主権国家としての地位に基づくすべての抗弁の権利を放棄する。

第十二条

この条約は、この条約が署名のために開放される日に効力を生じており又は署名、批准若しくは加入のために開放されている国際条約がこの条約と抵触する場合には、その抵触する限度においてのみ、それらの国際条約に優先する。ただし、この条約の規定は、締約国が非締約国に対しこれらの国際条約により負っている義務に影響を及ぼすものではない。

第十三条

1 この条約は、千九百七十年十二月三十一日までは署名のため、その後は加入のため、開放しておく。

2 国際連合、いずれかの専門機関若しくは国際原子力機関の加盟国又は国際司法裁判所規程の当事国は、次のいずれかの方法により、この条約の締約国となることができる。

(a) 批准、受諾又は承認につき留保を付さないで署名すること。
(b) 批准、受諾又は承認を条件として署名した後、批准し、受諾し又は承認すること。
(c) 加入すること。

第十四条

1 批准、受諾、承認又は加入は、そのための正式の文書を機関の事務局長に寄託することによつて行ふ。

2 この条約の改正がすべての締約国について効力を生じた後又はその改正の効力発生に必要なすべての措置がすべての締約国についてとられた後に寄託される批准書、受諾書、承認書又は加入書は、改正された条約に係るものとみなす。

第十五条

1 この条約は、それぞれのタンカー保有量が百万トン以上である五の国を含めて八の国の政府が批准、受諾若しくは承認につき留保を付さないで署名し又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を機関の事務局長に寄託した日の後九十日目の日に、効力を生ずる。

2 この条約は、その後これを批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入する各国については、その国が該当する文書を寄託した後九十日目の日に効力を生ずる。

第十六条

1 締約国は、この条約が自国について効力を生じた日の後は、いつでもこれを廃棄することができる。

2 廃棄は、機関の事務局長に文書を寄託することによつて行ふ。

3 廃棄は、機関の事務局長への廃棄書の寄託の後一年で、又は廃棄書に明記するこれよりも長い期間の後に、効力を生ずる。

第十七条

1 いずれかの地域の施政権者としての国際連合又はいずれかの地域の国際関係について責任を有する締約国は、その地域についてこの条約を適用するため、できる限り速やかにその地域の関係当局と協議し又は他の適当な措置をとるものとし、また、機関の事務局長に於てた通告書により、その地域についてこの条約を適用することをいつでも宣言することができる。

2 この条約は、通告書の受領の日又は通告書に明記する他の日から、その通告書に示す地域について適用する。

3 1の規定に基づいて宣言を行った国際連合又は締約国は、この条約がいずれかの地域について適用された日の後は、機関の事務局長に於てた通告書により、通告書に示すその地域に対するこの条約の適用を終止することをいつでも宣言することができる。

4 この条約は、機関の事務局長が通告書を受領した日の後一年で、又は通告書に明記するこれよりも長い期間の後に、その通告書に示す地域に対する適用を終止する。

第十八条

1 機関は、この条約の改正のための会議を招集することができる。

2 機関は、締約国の三分の一以上からの要請がある場合には、この条約の改正のための締約国会議を招集する。

第十九条

1 この条約は、機関の事務局長に寄託する。
(a) 署名国又は加入国に対して次の事項を通知すること。

(i) 新たに行われた署名又は文書の寄託及びその署名又は寄託の日

(ii) 廃棄書の寄託及びその寄託の日
(iii) 第十七条1の規定に基づきいずれかの地域に対するこの条約の適用及び同条4の規定に基づくその終止。この場合において、その適用の開始の日又はその終止の日をそれぞれ明示する。

(b) すべての署名国及びこの条約に加入するすべての国に対し、この条約の認証謄本を送付すること。

第二十条

この条約が効力を生じたときは、機関の事務局長は、国際連合憲章第百二条の規定に従いできる限り速やかにその本文を登録及び公表のため国際連合事務局に送付する。

第二十一条

この条約は、ひとしく正文である英語及びフランス語により本書一通を作成する。ロシア語及びスペイン語による公定訳文は、作成の上、署名済みの原本とともに寄託する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。
千九百六十九年十一月二十九日にブラッセルで作成した。

アフガニスタン王国政府のために

アルバニア人民共和国政府のために

アルジェリア民主人民共和国政府のために

アルゼンティン共和国政府のために

オーストラリア連邦政府のために

昭和五十年六月二十六日 衆議院會議録第三十一号 油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書 一〇九〇

オーストリア共和国政府のために

バルバドス政府のために

ベルギー王国政府のために

批准を条件として

A・リラール

ボリヴィア共和国政府のために

ボツワナ共和国政府のために

ブラジル連邦共和国政府のために

批准を条件として

フエルナンド・エルネスト・カルネイロ・リベイロ

ブルガリア人民共和国政府のために

ビルマ連邦政府のために

ブルンディ共和国政府のために

白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国政府のために

カンボディア王国政府のために

カメルーン連邦共和国政府のために

批准を条件として

C・ラング・ツォブニー

カナダ政府のために

中央アフリカ共和国政府のために

セイロン政府のために

チャード共和国政府のために

中華民国政府のために

批准を条件として

陳雄飛

コロンビア共和国政府のために

コンゴ共和国政府のために

コンゴ民主共和国政府のために

コスタ・リカ共和国政府のために

キューバ共和国政府のために

サイプレス共和国政府のために

チェコスロヴァキア社会主義共和国政府のために

ダホメ共和国政府のために

デンマーク王国政府のために

ドミニカ共和国政府のために

エクアドル共和国政府のために

エル・サルヴァドル共和国政府のために

赤道ギニア共和国政府のために

エチオピア帝国政府のために

ドイツ連邦共和国政府のために

批准を条件として

R・フォン・ウンゲルン・シュテルンベルク

フィンランド共和国政府のために

フランス共和国政府のために

今後の承認又は批准を条件として

ギ・ド・ラシャリエール

ガボン共和国政府のために

ガンビア政府のために

ガーナ共和国政府のために

Y・K・クワッティ

ギリシャ王国政府のために

グアテマラ共和国政府のために

承認、受諾又は批准を条件として

C・パレーデス

ガイアナ政府のために

ハイティ共和国政府のために

ヴァチカン政府のために

ホンデュラス共和国政府のために

ハンガリー人民共和国政府のために

アイスランド共和国政府のために

批准を条件として

ニールス・P・シグルズソン

インドネシア共和国政府のために

批准を条件として

M・クスマ・アトマジャ

イラン帝国政府のために

イラク共和国政府のために

アイルランド政府のために

イスラエル国政府のために

イタリア共和国政府のために

カルロ・アルベルト・ストラネオ

象牙海岸共和国政府のために

S・クリバリ

ジャマイカ政府のために

批准を条件として

日本国政府のために

ジョルダン・ハシェミット王国政府のために

ケニア共和国政府のために

大韓民国政府のために

クウェイト国政府のために

ラオス王国政府のために

レバノン共和国政府のために

レソト王国政府のために

リベリア共和国政府のために

リビア・アラブ共和国政府のために

リヒテンシュタイン公国政府のために

ルクセンブルグ大公国政府のために

マダガスカル共和国政府のために

R・ラムバヒニアリソン

批准を条件として

マラウイ共和国政府のために

マレイシア政府のために

モルディヴ共和国政府のために

マリ共和国政府のために

マルタ政府のために

モリタニア回教共和国政府のために

モリシアス政府のために

メキシコ合衆国政府のために

モナコ公国政府のために

批准を条件として

R・ヴァシエール

モンゴル人民共和国政府のために

モロッコ王国政府のために

ネパール王国政府のために

オランダ王国政府のために

ニュー・ジールランド政府のために

ニカラグア共和国政府のために

ニジェール共和国政府のために

ノールウェー王国政府のために

パキスタン政府のために

パナマ共和国政府のために

パラグアイ共和国政府のために

ペルー共和国政府のために

フィリピン共和国政府のために

ポランド人民共和国政府のために

批准を条件として

R・ピエトラシエック

ポルトガル共和国政府のために

批准を条件として

カルロシュ・ディアシュ・デ・メネゼ

ルーマニア社会主義共和国政府のために

ルワンダ共和国政府のために

サン・マリノ共和国政府のために

サウディ・アラビア王国政府のために

セネガル共和国政府のために

シエラ・レオネ政府のために

シンガポール共和国政府のために

ソマリア共和国政府のために

南イエメン人民共和国政府のために

スペイン国政府のために

スーダン民主共和国政府のために

スワジランド王国政府のために

スウェーデン王国政府のために

スイス連邦政府のために

批准を条件として

J・W・ミューラー

シリア・アラブ共和国政府のために

タイ王国政府のために

トーゴ共和国政府のために

トリニダード・トバゴ政府のために

チュニジア共和国政府のために

トルコ共和国政府のために

ウガンダ共和国政府のために

ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国政府のために

ソヴィエト社会主義共和国連邦政府のために

アラブ連合共和国政府のために

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府のために

K・W・マククイン

批准を条件として

アメリカ合衆国政府のために

批准を条件として

ロバート・H・ニューマン

上ヴォルタ共和国政府のために

ウルグアイ東方共和国政府のために

ヴェネズエラ共和国政府のために

ヴィエトナム共和国政府のために

西サモア独立国政府のために

イエメン・アラブ共和国政府のために

ユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国政府のために

批准を条件として

V・ブライコヴィチ

ザンビア共和国政府のために

附属書

油による汚染損害についての民事責任に関する保険その他の金銭上の保証の証明書

1968年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約第7条の規定に従って発行する。

船名	船舶番号又は信号符字	船籍港	所有者の氏名又は名称及び住所

昭和五十年六月二十六日 衆議院會議録第三十一号

油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の締結について承認を求めるとの件及び同報告書 油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約(千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の締結について承認を求めるとの件及び同報告書)

一〇九二

上記の船舶に關し、1969年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約第7条の附件を満たす保険証券その他の金銭上の保証が効力を有していることを証明する。

保証の種類

保証の期間

保険者及び(又は)保証提供者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住所

この証明書は、

は公認した。

(場所)

注

1 国の名称を記載するに当たつては、望ましい場合には、証明書の発行が行われる国の権限のある当局の名称をも記載することができる。

2 保証の総額につき二以上の供給源がある場合には、それぞれの金額を明示しなければならない。

3 保証が二以上の方式で提供される場合には、それらの方式を列挙しなければならない。

4 「保証の期間」の欄には、保証が効力を生ずる日を明記しなければならない。

一

近年大型タンカーの海難及び油による汚染事故の発生を契機として、政府間海事協議機関においてタンカー等がもたらす油による汚染損害についての民事責任に関する法的な問題を検討し、これを国際条約化する作業を進めてきた結果、一九六九年五月にその草案が作成され、同年十一月ブラッセルにおいて開催された海洋汚染損害に関する国際法律會議において本条約が採択された。

本条約は、タンカーからの油の流出又は排出による汚染損害の被害者に対し適正な賠償が行われることを確保するための統一的な国際的規則及び手続を定めるものであつて、条約適用の対象、責任の主体、責任の内容、責任限度額、強制保険、裁判管轄権等の事項について規定するとともに、附属書において油による汚染損害についての民事責任に関する保険その他の金銭上の保証の証明書の様式について定めている。

なお、本条約は、タンカー保有量が百万総トン以上である五の国を含めて八の国の政府が批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を政府間海事協議機関の事務局長に寄託した日の後九十日目の日に、効力を生ずることになつてゐる。

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとするのである。

本件の議決理由

油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約(千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の補足)の締結について承認を求めるとの件

右

国会に提出する。

昭和五十年四月十六日

内閣総理大臣 三木 武夫

油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約(千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の補足)の締結について承認を求めるとの件

油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約(千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の補足)の締結について承認を求めるとの件

油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約(千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の補足)の締結について承認を求めるとの件

油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約(千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の補足)の締結について承認を求めるとの件

油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約(千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の補足)の締結について承認を求めるとの件

三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとの件

理由

この条約は、油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の補足として、タンカーからの油の流出又は排出による汚染損害の被害者に十分な補償を行うこと及びタンカーの所有者に課される経済的な負担を軽減することを確保するための国際基金を設立することを定めるとともに、かかる目的の達成のため、同基金が、各締約国において海上を輸送された油を受け取る者から、拠出金を徴収することを定めるものであつて、我が国がこの条約を締結することは、我が国の領域において汚染損害が生じた際の被害者及びタンカーの所有者の保護に役立つのみならず、我が国が世界有数のタンカー保有国であり、また、石油輸入国である事実にかんがみ国際協力増進の見地から有意義であると考えられる。よつて、この条約を締結することとしたい。これが、この案件を提出する理由である。

油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約(千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の補足)

この条約の締結は、千九百六十九年十一月二十九日にブラッセルで採択された油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の締結であり、ばら積み油の油の全世界にわたる海上輸送がもたらす汚染の危険を認め、船舶からの油の流出又は排出による汚染によつて生ずる損害を被つた者に対し適正な補償が行われることを確保することが必要であると確信し、千九百六十九年十一月二十九日の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約が、締約国における汚染損害及びそのような損害を防止し又は最小限にするための措置(とられた場所の

いかんを問わない。)の費用に対する賠償制度を設けることによつて、この目的の達成に向かつて相

当の進歩を示すものであることを考慮し、
しかしながら、その制度が、油による汚染損害の被害者に必ずしも十分な賠償を行うものではなく、他方において船舶の所有者に追加的な金銭上の負担を課するものであることを考慮し、

更に、船舶によりばら積みで海上を輸送される油の流出又は排出による汚染損害の経済的影響は、船舶の所有者のみが負担すべきではなく、その一部は輸送される油について利害関係を有する者が負担すべきであることを考慮し、

油による汚染損害の被害者に十分な補償が行われること及び、同時に、油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約によつて船舶の所有者に課される追加的な金銭上の負担が軽減されることを確保するため、同条約の補足として補償及び補てんの制度を設けることが必要であると確信し、

海洋汚染損害に関する国際法律会議が千九百六十九年十一月二十九日に採択した油による汚染損害についての国際補償基金の設立に関する決議に留意して、
次のとおり協定した。

一般規定
第一条
この条約の適用上、
1 「責任条約」とは、千九百六十九年十一月二十九日にブラッセルで採択された油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約をいう。

2 「船舶」、「者」、「所有者」、「油」、「汚染損害」、「防止措置」、「事故」及び「機関」という語は、責任条約第一条において定義されるこれらの語の意味と同一の意味を有する。ただし、これらの語の定義の適用上、「油」は、持続性の炭化水素の鉱物油に限定する。
3 「拠出油」とは、(a)及び(b)に定義する原油及び

重油をいう。
(a) 「原油」とは、輸送に適するように処理されているかどうかを問わず、地中から産出する液状の炭化水素の混合物をいい、ある蒸留留分を除いた原油(「抜頭原油」と称されることがある)及びある蒸留留分を加えた原油(「スパイク原油」又は「混合原油」と称されることがある)を含む。

(b) 「重油」とは、原油から得られる重質留分若しくは残渣油又はそれらの混合物であつて、熱又は動力を発生させるための燃料としての使用に充てられ、かつ、「米国家材料検査協会の第四号重油の規格(規格番号D三九六—六九)に相当する品質のもの又はそれよりも重質のものをいう。

4 「フラン」とは、責任条約第五条9に定める単位をいう。
5 「船舶のトン数」という語は、責任条約第五条10において定義されるこの語の意味と同一の意味を有する。
6 「トン」とは、油に関しては、メートル・トンをいう。

7 「保証提供者」とは、責任条約第七条1の規定に従つて所有者の責任を担保するための保険その他の金銭上の保証を提供する者をいう。
8 「受人施設」とは、ばら積み油の貯蔵所であつて水上を輸送した油を受け入れることができるもの(沖合にありかつその貯蔵所と連接している設備を含む)をいう。

9 事故は、一連の出来事から成る場合には、その最初の出来事の発生の日に生じたものとみなす。

第二条
1 「油による汚染損害の補償のための国際基金」(以下「基金」という。)と称する汚染損害の補償のための国際基金をこの条約により設立する。基金は、次のことを目的とする。
(a) 責任条約によつて与えられる保護が十分で

ない範囲において汚染損害の補償を行うこと。

(b) 責任条約により船舶の所有者に課される追加的な金銭上の負担を軽減すること。ただし、海上における安全に関する条約その他の条約の遵守を確保するための要件が満たされることを条件とする。

(c) この条約に規定する関連した目的を達成すること。
2 基金は、各締約国において、当該締約国の法令に基づき権利及び義務を有することができ、かつ、当該締約国の裁判所における裁判上の手続の当事者となることができる法人と認められる。各締約国は、基金の事務局長(以下「事務局長」という。)を基金の法律上の代表者と認める。

第三条

この条約は、次のものについてのみ適用する。
1 次条の規定に基づく補償に関しては、締約国の領域(領海を含む)において生ずる汚染損害及びそのような損害を防止し又は最小限にするためにとられる防止措置

2 第五条の規定に基づく船舶の所有者及びその保証提供者に対する補てんに関しては、締約国において登録され又は締約国の旗を掲げている船舶が責任条約の締約国の領域(領海を含む)においてもたらす汚染損害及びそのような損害を防止し又は最小限にするためにとられる防止措置
補償及び補てん

第四条
1 基金は、第二条1(a)に規定するその任務を遂行するため、汚染損害を被つた者に対し、その者がその損害につき次の理由により責任条約の下で十分かつ適正な賠償を受けることができない場合に、補償を行う。
(a) 当該損害につき責任条約の下で責任が生じないこと。

(b) 責任条約に基づき当該損害について責任を有する所有者がその義務を完全に履行する資力を有せず、かつ、同条約第七条の規定に基づいて提供される金銭上の保証が当該損害をうめず又は当該損害の賠償に係る債権の弁済のために十分でないこと。損害を被つた者が、その者に認められている法的救済を得るためすべての相当の措置をとつた上でなお責任条約に基づいてその者に支払われるべき賠償の全額の支払を受けることができない場合には、所有者は、その義務を履行する資力を有しないものとみなされ、かつ、金銭上の保証は、十分でないものとみなされる。

(c) 当該損害が、責任条約第五条1の規定に従つて制限される同条約に基づく所有者の責任又はこの条約の作成の日に効力を有し若しくは署名、批准若しくは加入のために開放されている他の国際条約に基づく所有者の責任を超えること。

所有者が汚染損害を防止し又は最小限にするために自発的に負担した相当の経費及び自発的に払つた相当の犠牲は、この条の規定の適用上汚染損害とみなす。
2 基金は、次の場合には、1の規定に基づく義務を負わない。
(a) 汚染損害が、戦争、敵対行為、内乱若しくは暴動によつて生じ、又は軍艦若しくは国により所有され若しくは運航される他の船舶で事故の発生の際に政府の非商業的役務にのみ使用されていたものから流出し若しくは排出された油によつて生じたことを基金が証明した場合

(b) 損害が一又は二以上の船舶の關係する事故によつて生じたことを債権者が証明することができない場合
3 基金は、汚染損害が、専ら又は部分的に、汚染損害を被つた者の作為若しくは不作為(損害をもたらしことを意図したものに限る)又は過

昭和五十年六月二十六日 衆議院會議録第三十二号

油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約(千九百六十九年の油による汚染損害についての承認を求めるとの件及び同報告書

一〇九四

失によつて生じたことを証明した場合には、その者に対する補償の義務の全部又は一部を免れることができる。ただし、1の規定に基づいて補償される防止措置については、この限りでない。基金は、いかなる場合にも、船舶の所有者が責任条約第三条3の規定に基づいて責任を免れたときは、その範囲で義務を免れる。

4 (a) (b)の規定が適用される場合を除くほか、基金がこの条の規定に基づいて支払う補償の総額は、一の事故について、その額と締約国の領域で生じた汚染損害につき責任条約に基づいて実際に支払われる賠償額(基金が次条1の規定に基づいて所有者に補てんをする義務を有する金額を含む。)との合計額が四億五千万フランを超えないように制限される。

(b) 例外的、不可避的かつ不可抗力的な性質を有する一の自然現象によつて生じた汚染損害につき基金がこの条の規定に基づいて支払う補償の総額は、四億五千万フランを超えないものとする。

5 基金に対する確定された債権の額が4の規定に基づいて支払われる補償の総額を超える場合には、支払に充てられる金額は、確定された債権の額と債権者に対し責任条約及びこの条約に基づいて実際に支払われる金額との割合がすべての債権者について同一となるような方法で分配する。

6 基金の総会(以下「総会」という。)は、その時までの事故の経験、特にそれらの事故によつて生じた損害の額及び貨幣価値の変動を考慮した上で、4(a)及び(b)に規定する四億五千万フランの額の変更を決定することができる。ただし、その金額は、いかなる場合にも、九億フランを超えてはならず、また、四億五千万フランを下回ってはならない。変更された金額は、その変更の決定が行われた日の後に生ずる事故について適用する。

7 基金は、締約国の要請に応じ、事故(基金が

この条約に基づいて補償の支払を要求されることがあるもの)によつて生ずる汚染損害を防止し又は軽減する目的でその締約国が措置をとることを可能にするために必要な人員、資材及び役務をその締約国が速やかに確保することを援助するため、必要なあつせんを行う。

8 基金は、いずれかの事故につき基金がこの条約に基づいて補償の支払を要求されることがある場合にその事故によつて生ずる汚染損害の防止措置をとることを可能にするため、内部規則に定める条件で、信用供与を行うことができる。

第五条

1 基金は、第二条1(b)に規定するその任務を遂行するため、所有者及びその保証提供者に対し、責任条約に基づく責任の総額のうちの部分を補てんする。

(a) 船舶のトン数につきトン当たり千五百フランで計算した金額又は一億二千五百万フランのうち低い方の金額を超え、かつ、

(b) 船舶のトン数につきトン当たり二千フランで計算した金額又は二億一千万フランのうち低い方の金額を超えない部分

もつとも、汚染損害が所有者自身の悪意によつて生じた場合には、基金は、この1の規定に基づく義務を負わない。

2 総会は、基金が、第三条2に規定する船舶に關し、1に規定する責任の部分につき、内部規則に定める条件で、保証提供者の義務を引き受けることを決定することができる。もつとも、基金は、所有者の要請があり、かつ、所有者が、船舶のトン数につきトン当たり千五百フランで計算した金額又は一億二千五百万フランのうち低い方の金額まで責任条約に基づく所有者の責任を担保する適切な保険その他の金銭上の保証を維持している場合にのみ、そのような義務を引き受ける。基金がそのような義務を引き受ける場合には、所有者は、各締約国において

て、自己の責任のうち1に規定する部分につき、責任条約第七条の規定を遵守しているものと認められる。

3 基金は、所有者自身の過失により、

(a) 汚染損害をもたらし油が流れ出た船舶が、

(i) 千九百六十二年に改正された千九百五十四年の油による海水の汚濁の防止のための国際条約、

(ii) 千九百六十年の海上における人命の安全のための国際条約、

(iii) 千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約、

(iv) 千九百六十年の海上における衝突の予防のための国際規則又は

(v) (i)から(iv)までの条約の改正で、(i)の条約の第十六条(5)、(ii)の条約の第九条(e)若しくは(16)の条約の第二十九条(3)(d)若しくは(4)(d)の規定に従い重要な性質のものであると決定されたもの(当該事故の発生の時まで少なくとも十二箇月の間効力を有していた場合に限り。)

に定める要件を満たしておらず、かつ、

(b) 事故又は損害の全部又は一部が、(a)にいう要件を満たしていないことから生じたことを証明する場合には、所有者及びその保証提供者に対する1及び2の規定に基づく義務の全部又は一部を免れることができる。

この3の規定は、当該船舶が登録された締約国又は当該船舶の旗国である締約国が当該文書の当事国であるかどうかを問わず、適用する。

4 3に掲げるいずれかの文書の全部又は一部に代わるための新たな条約が効力を生じたときは、総会は、その新たな条約が3の規定の適用上その文書又はその一部に代わるものとなる日を、少なくともその日の六箇月前に、決定することができる。もつとも、この条約の締約国は、その日以前に、その代替を受諾しないことを

事務局長に対して宣言することができる。この場合には、総会の決定は、当該事故の発生の際にその締約国に登録されており又はその締約国の旗を掲げている船舶については、効力を有しない。その宣言は、その後いつでも撤回することができるものとし、いかなる場合にも、当該締約国がその新たな条約の締約国となつたときは、効力を失う。

5 3に掲げる文書の改正又は新たな条約に定める要件を満たす船舶は、その改正又は条約が当該文書の全部又は一部に代わるためのものである場合には、3の規定の適用上その文書に定める要件を満たすものとみなす。

6 基金は、2の規定に基づき保証提供者として行動する場合において責任条約に従い汚染損害の賠償を行つたときは、基金が1の規定に基づく所有者に対する補てんの義務を3の規定に従つて免れたであらう範囲で、所有者に対し求償権を有する。

7 所有者が汚染損害を防止し又は最小限にするために自発的に負担した相当の経費及び自発的に払つた相当の犠牲は、この条の規定の適用上所有者の責任に含まれるものとみなす。

第六條

1 第四条の規定に基づく補償又は前条の規定に基づく補てんを請求する権利は、損害が生じた日から三年以内にこれらの規定に基づいて訴えが提起されず、かつ、次条6の規定に基づいて通告が行われない場合には、消滅する。ただし、訴えは、いかなる場合にも、損害をもたらし事故の発生の日から六年を経過した後は、提起することができない。

2 1の規定にかかわらず、前条1の規定に基づき所有者又はその保証提供者が基金に対し補てんを請求する権利は、いかなる場合にも、所有者又はその保証提供者が責任条約に基づき自己に対して訴えが提起されたことを知つた日から六箇月の期間が満了する前に消滅することはない。

3 1の規定にかかわらず、前条1の規定に基づき所有者又はその保証提供者が基金に対し補てんを請求する権利は、いかなる場合にも、所有者又はその保証提供者が責任条約に基づき自己に対して訴えが提起されたことを知つた日から六箇月の期間が満了する前に消滅することはない。

4 1の規定にかかわらず、前条1の規定に基づき所有者又はその保証提供者が基金に対し補てんを請求する権利は、いかなる場合にも、所有者又はその保証提供者が責任条約に基づき自己に対して訴えが提起されたことを知つた日から六箇月の期間が満了する前に消滅することはない。

5 1の規定にかかわらず、前条1の規定に基づき所有者又はその保証提供者が基金に対し補てんを請求する権利は、いかなる場合にも、所有者又はその保証提供者が責任条約に基づき自己に対して訴えが提起されたことを知つた日から六箇月の期間が満了する前に消滅することはない。

6 1の規定にかかわらず、前条1の規定に基づき所有者又はその保証提供者が基金に対し補てんを請求する権利は、いかなる場合にも、所有者又はその保証提供者が責任条約に基づき自己に対して訴えが提起されたことを知つた日から六箇月の期間が満了する前に消滅することはない。

7 1の規定にかかわらず、前条1の規定に基づき所有者又はその保証提供者が基金に対し補てんを請求する権利は、いかなる場合にも、所有者又はその保証提供者が責任条約に基づき自己に対して訴えが提起されたことを知つた日から六箇月の期間が満了する前に消滅することはない。

8 1の規定にかかわらず、前条1の規定に基づき所有者又はその保証提供者が基金に対し補てんを請求する権利は、いかなる場合にも、所有者又はその保証提供者が責任条約に基づき自己に対して訴えが提起されたことを知つた日から六箇月の期間が満了する前に消滅することはない。

9 1の規定にかかわらず、前条1の規定に基づき所有者又はその保証提供者が基金に対し補てんを請求する権利は、いかなる場合にも、所有者又はその保証提供者が責任条約に基づき自己に対して訴えが提起されたことを知つた日から六箇月の期間が満了する前に消滅することはない。

10 1の規定にかかわらず、前条1の規定に基づき所有者又はその保証提供者が基金に対し補てんを請求する権利は、いかなる場合にも、所有者又はその保証提供者が責任条約に基づき自己に対して訴えが提起されたことを知つた日から六箇月の期間が満了する前に消滅することはない。

11 1の規定にかかわらず、前条1の規定に基づき所有者又はその保証提供者が基金に対し補てんを請求する権利は、いかなる場合にも、所有者又はその保証提供者が責任条約に基づき自己に対して訴えが提起されたことを知つた日から六箇月の期間が満了する前に消滅することはない。

12 1の規定にかかわらず、前条1の規定に基づき所有者又はその保証提供者が基金に対し補てんを請求する権利は、いかなる場合にも、所有者又はその保証提供者が責任条約に基づき自己に対して訴えが提起されたことを知つた日から六箇月の期間が満了する前に消滅することはない。

13 1の規定にかかわらず、前条1の規定に基づき所有者又はその保証提供者が基金に対し補てんを請求する権利は、いかなる場合にも、所有者又はその保証提供者が責任条約に基づき自己に対して訴えが提起されたことを知つた日から六箇月の期間が満了する前に消滅することはない。

14 1の規定にかかわらず、前条1の規定に基づき所有者又はその保証提供者が基金に対し補てんを請求する権利は、いかなる場合にも、所有者又はその保証提供者が責任条約に基づき自己に対して訴えが提起されたことを知つた日から六箇月の期間が満了する前に消滅することはない。

15 1の規定にかかわらず、前条1の規定に基づき所有者又はその保証提供者が基金に対し補てんを請求する権利は、いかなる場合にも、所有者又はその保証提供者が責任条約に基づき自己に対して訴えが提起されたことを知つた日から六箇月の期間が満了する前に消滅することはない。

第七條

1 2から6までの規定に従うことを条件として、第四条の規定に基づく補償又は第五条の規定に基づく補てんについての基金に対する訴えは、当該事故がもたらした汚染損害について責任を有し又は責任条約第三条2の規定がなかつたならば責任を有したであろう所有者に対する訴えに同じ同条約第九条の規定に基づいて権限を有する裁判所にのみ提起する。

2 各締約国は、自国の裁判所が1に規定する基金に対する訴えについての管轄権を有するようにする。

3 汚染損害の賠償についての訴えが船舶の所有者又はその保証提供者に対し責任条約第九条の規定に基づいて権限を有する裁判所に提起されている場合には、その裁判所が、同一の損害に係る第四条の規定に基づく補償又は第五条の規定に基づく補てんについての基金に対する訴えについて、専属的管轄権を有する。ただし、責任条約に基づく汚染損害の賠償についての訴えが同条約の締約国であるがこの条約の締約国でない国の裁判所に提起されている場合には、第四条又は第五条1の規定に基づく基金に対する訴えは、債権者の選択により、基金の本部がある国の裁判所に、又はこの条約の締約国の裁判所で責任条約第九条の規定に基づいて権限を有するものに提起する。

4 各締約国は、基金が、船舶の所有者又はその保証提供者につき責任条約第九条の規定に従つて自国の権限のある裁判所において開始された裁判上の手続に、当事者として参加する権利を有するようにする。

5 6の規定が適用される場合を除くは、基金は、基金が当事者でなかつた裁判上の手続における判決若しくは決定により又は基金が当事者でない解決によつて拘束されることはない。

6 4の規定を害することなく、締約国は、所有

者又はその保証提供者に対し汚染損害の賠償についての責任条約に基づく訴えが自国の権限のある裁判所に提起された場合に、その手続の各当事者が、自国の国内法令上、基金に対しその手続について通告することができるようになる。その通告が、当該裁判所の属する国の法令で定める手続に従つて、かつ、基金が実際にその手続に当事者として有効に参加することができるようなる時期に及びそのような方法で行われた場合には、その手続において裁判所が下した判決は、その判決のあつた国において終局的かつ執行可能なものとなつた後は、基金がその手続に実際に参加しなかつたときも、その判決に係る事実及び認定につき争うことができないという意味で基金を拘束する。

第八條

第四条5の分配に関する決定に従うことを条件として、前条1及び3の規定に従い管轄権を有する裁判所が基金に対して下した判決で、その判決のあつた国において執行することが可能であり、かつ、再び通常の方式で審理されることがないものは、各締約国において、責任条約第十条に定める条件と同一の条件で承認されかつ執行力を付与される。

第九條

1 第五条の規定に従うことを条件として、基金は、第四条1の規定に従つて基金が支払つた汚染損害の補償の金額に同じ、その補償の支払を受けた者が責任条約に基づき所有者又はその保証提供者に対して有したであろう権利を代位によつて取得する。

2 この条の規定は、基金が1に規定する者以外の者に対して有する求償又は代位の権利を害するものではない。基金がそれらの者に対して有する代位の権利は、いかなる場合にも、補償又は補てんの支払を受けた者の保険者が有する代位の権利よりも不利なものであつてはならない。

3 基金に対して有することがある他の代位又は求償の権利を害することなく、汚染損害の補償を国内法令に従つて支払つた締約国又はその機関は、その補償の支払を受けた者がこの条約に基づいて有したであろう権利を代位によつて取得する。

第十條

1 基金への拠出金は、各締約国に同じ、

(a) 当該締約国の領域内にある港又は受入施設において、それらの港又は受入施設に向けて海上を輸送された拠出油を、また、

(b) 当該締約国の領域内にある施設において、海上を輸送されかつ非締約国の港又は受入施設において荷揚げされた拠出油（この(b)の規定の適用上、当該非締約国において荷揚げされた後最初に締約国において受け取られるものに限る。）を、

当初拠出金については次条1に、年次拠出金については第十二条2(a)又は(b)にそれぞれ規定する暦年中に、総量において十五万トンを超えて受け取つた者が支払う。

2 (a) 1の規定の適用上、いずれかの者がいずれかの締約国の領域内の一暦年の間に受け取つた拠出油の量が、その者と特殊関係を有する一又は二以上の者が同一の締約国において同一の暦年に受け取つた拠出油の量と合計して十五万トンを超える場合には、それらの者は、自己が実際に受け取つた量について拠出金を支払うものとし、その量が十五万トンを超えるかどうかを問わない。

(b) 「特殊関係を有する者」とは、従属し又は共通の支配の下にある主体をいう。いずれの者がこの定義に該当するかは、当該国の国内法令の定めるところによる。

第十一條

1 各締約国に同じ、前条に規定するそれぞれの者が支払うべき当初拠出金の額は、この条約が

当該締約国について効力を生じた年の前暦年中にその者が受け取つた拠出油につきトン当たり一定の額で計算した金額とする。

2 1にいう一定の額は、総会が、この条約の効力発生の後二箇月以内に決定する。この場合において、総会は、可能な限り、その一定の額を、全世界において海上を輸送される拠出油の量の九十パーセントについて拠出金が支払われるとした場合に当初拠出金の総額が七千五百万フランに相当する額になるように定める。

3 当初拠出金は、各締約国に同じ、この条約が当該締約国について効力を生じた日の後三箇月以内に支払うものとする。

第十二條

1 総会は、必要な場合には第十条に規定するそれぞれの者が支払うべき年次拠出金の額を決定するため、及び、十分な流動資金を維持することの必要性を考慮して、各暦年につき、予算の形式で次のものについての見積りを行う。

(i) 支出
(a) 当該年における基金の管理の費用及び経費並びに前年までの運営の結果生じた不足分
(b) 基金が、第四条又は第五条の規定に基づく基金に対する債権であつて一の事故についての総額が千五百万フランを超えないものの弁済に充てるため、当該年において行う支払（そのような債権の弁済に充てるため基金が既に付した借入れの返済を含む。）
(c) 基金が、第四条又は第五条の規定に基づく基金に対する債権であつて一の事故についての総額が千五百万フランを超えるものの弁済に充てるため、当該年において行う支払（そのような債権の弁済に充てるため基金が既に付した借入れの返済を含む。）

(ii) 収入
(a) 前年までの運営の結果生じた剰余金（利子を含む。）

昭和五十年六月二十六日 衆議院會議録第三十一号

油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約(一九六九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の補足)の締結について承認を求めるの件及び同報告書

一〇九六

(b) 当該年において支払われる当初拠出金
(c) 予算の収支の均衡を保つために必要な場合には、年次拠出金
(d) その他の収入

2 年次拠出金の額は、第十条に規定するそれぞれの者につき総会が決定するものとし、その額は、各締約国に關し、
(a) 1 (i) (a) 及び (b) の支払を行うための拠出金については、前曆年中にその者が当該締約国において受け取った拠出油につきトントン当たり一定の額で計算するものとし、また、
(b) 1 (i) (c) の支払を行うための拠出金については、当該事故が生じた曆年の前曆年中にその者が受け取った拠出油につきトントン当たり一定の額で計算する。ただし、当該締約国が当該事故の發生の日にこの条約の締約国であつたことを条件とする。

3 2 において一定の額は、それぞれ、必要とされる拠出金の総額を、当該年にすべての締約国において受け取られた拠出油の総量で除することによつて算出する。

4 総会は、年次拠出金のうち直ちに現金で支払われるべき部分を決定し、かつ、その支払の日を決定する。各年次拠出金の残余の部分は、事務局長の通告に応じて支払う。

5 事務局長は、基金の内部規則で定める場合に、同規則で定める条件に従い、拠出者に対し、その者が支払うべき金額についての金銭上の保証を提供するよう要求することができる。

6 4 の規定に基づいて行われる支払請求は、各拠出者に対し、同一の比率で行う。

第十三条

1 前条の規定に基づいて支払われるべき拠出金で支払が遅滞しているものには、総会が各曆年について決定する率で利子を付する。その率は、状況に応じて異なるものとする。その率は、
2 各締約国は、自国の領域内で受け取られた油につきこの条約に基づいて生ずる基金への拠出

の義務が履行されることを確保するものとし、その義務の効果的な履行を図るため、自国の法令の下で適当な措置(必要と認める制裁を課することを含む)をとる。もつとも、その措置は、基金への拠出の義務を有する者に対してのみとるものとする。

3 第十条及び第十一条の規定に従い基金への拠出をしなければならぬ者がその拠出額の全部又は一部についてその義務を履行せず、その支払が三箇月を超えて遅滞している場合には、事務局長は、その支払われるべき額の取立てのため、基金の名においてその者に対してすべての適当な措置をとる。もつとも、義務を履行しない拠出者が明らかに支払不能である場合又は他の事情からそれが正当化される場合には、総会は、事務局長の勧告に基づき、その拠出者に対する措置をとらぬこと又はその措置を継続しないことを決定することができる。

第十四条

1 各締約国は、批准書若しくは加入書の寄託の際に又はその後いつでも、自国の領域内で受け取られた油につき第十条1の規定に従い基金への拠出をしなければならぬ者に対しこの条約に基づいて課される義務を自ら引き受けることを宣言することができる。その宣言は、書面によつて行ふものとし、また、引き受ける義務を明記する。

2 1 の規定に基づく宣言は、第四十条の規定に従つてこの条約が効力を生ずる前に行われる場合には、機関の事務局長に寄託する。機関の事務局長は、この条約が効力を生じた後に、その宣言を事務局長に通知する。

3 1 の規定に基づく宣言は、この条約が効力を生じた後に行われる場合には、事務局長に寄託する。

4 この条に規定する宣言を行つた国は、事務局長に対し書面による通告を行うことにより、その宣言を撤回することができる。その通告は、

事務局長が受領した後三箇月で効力を生ずる。
5 この条の規定に基づいて行つた宣言によつて拘束される国は、その宣言に明記する義務に關し権限のある裁判所に提起される裁判上の手続においては、主張することができたであらう裁判上の特権を放棄する。

第十五条

1 各締約国は、基金への拠出をしなければならぬ量の拠出油を自国の領域内で受け取る者が、2 及び3の規定により事務局長が作成した最新のものに保つ表に記載されることを確保する。

2 各締約国は、1の目的のため、内部規則に定める時期に、同規則に定める方法で、事務局長に対し、当該締約国に關し第十条の規定に従い基金への拠出をしなければならぬ者の氏名又は名称及び住所を通知し、並びにその者が前曆年中に受け取った拠出油の量に關する資料を送付する。

3 1の表は、反証がない限り、任意の時点において第十条1の規定に基づいて基金への拠出をしなければならぬ者の確定及び、必要な場合には、その者の拠出額の決定に当たつて考慮すべき油の量の確定に關し、証明力を有する。

組織及び管理

第十六条

基金に、総会、事務局長を長とする事務局及び、第二十一条の規定に従つて、理事会を置く。

総会

第十七条

総会は、この条約のすべての締約国で構成する。

第十八条

第二十六条の規定が適用される場合を除くはか、総会の任務は、次のとおりとする。

1 各通常会期において、次の通常会期まで在任する議長一人及び副議長二人を選出すること。
2 この条約の規定に従ふことを条件として、そ

の手続規則を定めること。
3 基金が任務を適正に遂行するために必要な内部規則を採択すること。
4 事務局長を任命し、他の必要な職員に任命に關する規則を定め、並びに事務局長及び他の職員に勤務条件を定めること。

5 年次予算を採択し、及び年次拠出金の額を決定すること。
6 会計検査専門家を任命し、及び基金の決算報告を承認すること。
7 基金に対する請求についての解決を承認し、第四十条5の規定に従い補償の支払に充てられる金額の債権者間における分配についての決定を行い、及び汚染損害の被害者ができる限り速やかに補償を受けることを確保することを目的として債権に係る暫定的支払を行うための条件を定めること。

8 総会の構成員の中から、第二十一条から第二十三条までの規定に従つて、理事会を構成するものを選出すること。
9 必要と認める臨時補助機関又は常設補助機関を設けること。
10 総会、理事会及び補助機関の会合に投票権なしで参加することを許される非締約国、政府間機関及び国際的非政府機関を決定すること。
11 基金の管理に關し事務局長、理事会及び補助機関に指示を与えること。
12 理事会の報告及び活動を審査しかつ承認すること。

13 この条約及び総会の決定の適正な実施を監督すること。
14 この条約に基づき総会に与えられ又は基金の適正な運営のため必要とされるその他の任務を遂行すること。

第十九条

1 総会の通常会期は、事務局長の招集により毎曆年一回開催する。ただし、総会が前条5の任務を理事会に委任している場合には、総会の通

常会期は、二年ごとに一回開催する。

2 総会の臨時会期は、理事会の要請又は総会の構成員の少なくとも三分の一の要請により事務局局長が招集するものとし、また、事務局局長自身の発議により総会の議長と協議の上招集することができ、事務局局長は、それらの会期につき少なくとも三十日前に総会の構成員に通告する。

第二十条

総会の会合には、過半数の構成員が出席していなければならない。

理事会

第二十一条

理事会は、締約国の数が十五に達した日の後の総会の最初の通常会期において設置する。

第二十二条

1 理事会は、総会の構成員の三分の一で構成する。もつとも、理事会の構成員の数は、七未満であつてはならず、かつ、十五を超えてはならない。総会の構成員の数が三で除することができないものである場合には、当該三分の一の数は、三で除することができ、直近上位の数によつて計算する。

2 総会は、理事会の構成員を選出するに当たり、

(a) 特に油による汚染の危険にさらされている締約国及びタンカーを大量に保有する締約国が十分に代表されることを基礎として、理事会における議席の衡平な地理的配置を確保するものとし、また、

(b) 第十条の規定の下で考慮の対象とされる油が前暦年中に最も多量にその領域内で受け取られた締約国の中から、理事会の構成員の数の半数又は選出される構成員の総数が奇数である場合にはその総数から一を引いた数の半数の構成員を選出する。この場合において、この(b)の規定に基づいて被選出資格を有する国の数は、次の表に掲げる数に限定する。

理事会の構成員の総数 (b)の規定に基づいて被選出資格を有する国の数 (b)の規定に基づいて選出される国の数

七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五
三	四	四	五	五	五	六	六	七

3 (b)の規定に基づき被選出資格を有していたが選出されなかつた総会の構成員は、理事会の残余の議席について被選出資格を有しない。

第二十三条

1 理事会の構成員は、総会の次の通常会期の終りまで在任する。

2 総会の構成員は、前条の要件を満たすために必要な場合を除くほか、連続する二を超え任期について理事会に選出されることができない。

第二十四条

理事会は、少なくとも毎暦年一回、事務局局長自身の発議又は理事会の議長若しくは理事会の構成員の少なくとも三分の一の要請に基づいて事務局局長が招集したとき、三十日の予告により会合する。理事会は、適当と認める場所で会合する。

第二十五条

理事会の会合には、少なくとも三分の二の構成員が出席していなければならない。

第二十六条

1 理事会の任務は、次のとおりとする。

(a) 理事会の議長を選出し、及び、この条約に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の手続規則を採択すること。

(b) 総会に代わつて次の任務を引き受け及び遂行すること。

(i) 事務局局長以外の必要な職員に任命する規則を定め、及びそれらの職員の勤務条件を定めること。

(ii) 基金に対する請求についての解決を承認し、及びそれに関して第十八条7に定める他のすべての措置をとること。

(iii) 基金の管理に關し事務局局長に指示を与え、並びにこの条約、総会の決定及び理事会自体の決定の事務局局長による適正な実施を監督すること。

(c) 総会が理事会に委任するその他の任務を遂行すること。

2 理事会は、毎年、前暦年における基金の活動についての報告を作成し、公表する。

第二十七条

総会の構成員であつて理事会の構成員でないものは、理事会の会合にオブザーバーとして出席する権利を有する。

事務局

第二十八条

1 事務局は、事務局局長及び基金の管理のために必要な職員から成る。

第二十九条

1 事務局局長は、基金の首席行政官とし、総会及び理事会の指示に従うことを条件として、この条約、内部規則、総会及び理事会によつて与えられる任務を遂行する。

第三十条

2 事務局局長は、特に、次のことを行う。

(a) 基金の管理のために必要な職員を任命すること。

(b) 基金の資産の適正な管理のためすべての適当な措置をとること。

(c) 特に第十三条3の規定を遵守しつつ、この条約に基づいて支払われるべき拠出金を徴収すること。

(d) 基金に対する請求を処理し及び基金のその他の任務を遂行するために必要な範囲内で、

法律、会計その他の分野の専門家の役務を用いること。

(e) 内部規則に定める限度内で及び同規則に定める条件で、基金に対する請求を処理するためすべての適当な措置（同規則に定めがある場合に総会又は理事会の事前の承認を得ないで請求についての最終的解決を行うことを含む。）をとること。

(f) 各暦年の会計報告及び予算見積りを作成し、総会又は、場合に依り、理事会に提出すること。

(g) 第二十六条2に規定する報告の作成につき理事会を援助すること。

(h) 総会、理事会及び補助機関の作業に必要な書類、文書、議事日程、議事録及び情報を作成し、収集し及び配布すること。

第三十条

事務局局長並びに事務局局長が任命する職員及び専門家は、その任務の遂行に当たり、いかなる政府からも又は基金以外のいかなる当局からも指示を求め、又は受けてはならない。それらの者は、その国際公務員としての地位に影響を及ぼすおそれがあるいかなる行動をも慎まなければならない。各締約国は、事務局局長並びに事務局局長が任命する職員及び専門家の責任の専ら国際的な性質を尊重すること並びにこれらの者が任務を遂行するに当たつてこれらの者に影響を及ぼさうとしないことを約束する。

会計

第三十一条

1 各締約国は、総会への自国の代表団並びに理事会及び補助機関に対する自国の代表者の俸給、旅費その他の経費を負担する。

2 基金の運営に要するその他の経費は、基金が負担する。

投票

第三十二条

総会及び理事会における投票には、次の規定を

昭和五十年六月二十六日 衆議院會議録第三十一号

油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約(千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の補足の締結について承認を求めたの件及び同報告書

一〇九八

適用する。

- (a) 各構成員は、一個の投票権を有する。
- (b) 次条に別段の定めがある場合を除くほか、總會及び理事会の決定は、出席した投票する構成員の過半数による議決で行う。
- (c) 四分の三又は三分の二の多数決を必要とする決定は、出席する構成員のそれぞれ四分の三又は三分の二以上の多数による議決で行う。
- (d) この条の規定の適用上、「出席する構成員」とは、「投票の時に会合に出席している構成員」をいい、「出席しかつ投票する構成員」とは、「出席し、かつ、賛成又は反対の票を投ずる構成員」をいう。投票を棄権する構成員は、投票を行わないものとみなす。

第三十三条

- 1 總會の次の決定は、四分の三の多数決を必要とする。

- (a) 基金が支払う補償の最高額の第四條六の規定に基づく増額
- (b) 第五條四に規定する文書の代替に関する同條四の規定に基づく決定
- (c) 第十八條五の任務の理事会への委任

- 2 總會の次の決定は、三分の二の多数決を必要とする。

- (a) 提出者に対する措置をとらないこと又はその措置を継続しないことについての第十三條三の規定に基づく決定

- (b) 第十八條四の規定に基づく事務局長の任命
- (c) 第十八條九の規定に基づく補助機関の設置

第三十四条

- 1 基金及びその資産、収入(拠出金を含む)その他の財産は、すべての締約国において、すべての直接税を免除される。

- 2 基金が、その公的活動の遂行のために必要な動産若しくは不動産の重要な購入を行い、又はその公的活動の遂行のために必要な重要な作業を行わせる場合において、その費用に間接税又

は売上税が含まれているときは、締約国政府は、可能な限り、税額の減免又は還付のため適当な措置をとる。

- 3 租税又は賦課金であつて単に公益事業に対する対価にすぎないものは、免除されない。

- 4 基金は、基金の公用のために基金により又は基金の名において輸入され又は輸出される物品につき、すべての関税、租税その他関連する賦課金を免除される。このようにして輸入された物品は、その物品が輸入された国の政府が同意する条件による場合を除くほか、その国の領域において有償であるか無償であるかを問はず譲渡してはならない。

- 5 基金への拠出をする者並びに基金からの支払を受ける被害者及び船舶の所有者は、それらの者が課税される国の租税に関する法令に従うものとし、この点に関して特別の免除その他の特典を与えられない。

- 6 この条約の適用上提出される個々の拠出者に関する情報は、基金がその任務(裁判上の手続における原告又は被告としての任務を含む)を遂行することを可能にするために絶対に必要である場合を除くほか、基金の外部に漏らしてはならない。

- 7 締約国は、通貨又は送金に関する現行の又は将来における規則にかかわらず、基金への拠出金及び基金が行う補償の送金及び支払を何ら制限を設けることなく許可する。

経過規定

第三十五条

- 1 基金は、この条約の効力発生の後百二十日の期間内に生ずる事故については、第四條又は第五條の規定に基づいていかなる義務をも負わなければならない。

- 2 第四條の規定に基づく補償の請求及び第五條の規定に基づく補てんの請求で、この条約の効力発生の後百二十日を経過した日からその効力発生の後二百四十日を経過する日までの間に生

ずる事故に係るものは、その効力発生の後二百四十日を経過する前に基金に対して行うことができない。

第三十六条

機関の事務局局長は、總會の第一回会期を招集する。その会期は、この条約の効力発生の後できる限り速やかに、いかなる場合にもその効力発生の後三十日以内に開催する。

最終規定

第三十七条

- 1 この条約は、責任条約に署名した国又はそれに加入する国及び千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する會議に代表を出した国による署名のために開放する。この条約は、千九百七十二年十二月三十一日まで署名のために開放しておく。
- 2 4の規定に従うことを条件として、この条約は、これに署名した国によつて批准され、受諾され又は承認されなければならない。
- 3 4の規定に従うことを条件として、この条約は、これに署名しなかつた国による加入のために開放しておく。

- 4 責任条約の批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入している国のみが、この条約を批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入することができ。

第三十八条

- 1 批准、受諾、承認又は加入は、そのための正式の文書を機関の事務局局長に寄託することによつて行う。

- 2 この条約の改正がすべての締約国について効力を生じた後又はその改正の効力発生に必要なすべての措置がすべての締約国についてとられた後に寄託される批准書、受諾書、承認書又は加入書は、改正された条約に係るものとみなす。

第三十九条

この条約の効力発生前は、いずれの国も、前条1

に規定する文書を寄託する際に、及びその後毎年機関の事務局局長が決定する日に、同事務局長に対し、当該国に關し第十條の規定に従い基金への拠出をしなければならないであらう者の氏名又は名称及び住所を通知し、並びにその者が前曆年中に当該国の領域内で受け取つた拠出油の量に関する資料を送付する。

第四十条

- 1 この条約は、次の(a)及び(b)の要件が満たされた日の後九十日目の日に効力を生ずる。
- (a) 少なくとも八の国が批准書、受諾書、承認書又は加入書を機関の事務局局長に寄託すること。
- (b) 機関の事務局局長が、前条の規定に基づき、第十條の規定に従つて当該国において拠出をしなければならないであらう者が前曆年中に総量において少なくとも七億五千万トンの拠出油を受け取つた旨の情報を受領すること。

- 2 もつとも、この条約は、責任条約の効力発生前に効力を生ずることはない。

- 3 この条約は、その後これを批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入する各国については、その国が該当する文書を寄託した後九十日目の日に効力を生ずる。

第四十一条

- 1 締約国は、この条約が自国について効力を生じた日の後は、いつでもこれを廃棄することができる。

- 2 廃棄は、機関の事務局局長に文書を寄託することによつて行う。

- 3 廃棄は、機関の事務局局長への廃棄書の寄託の後一年で、又は廃棄書に明記するこれよりも長い期間の後に、効力を生ずる。

- 4 責任条約の廃棄は、この条約の廃棄とみなす。その廃棄は、責任条約の廃棄が同条約第十六條三の規定に従つて効力を生ずる日に効力を生ずる。

- 5 いずれかの締約国がこの条の規定に基づいて

廃棄を行った場合においても、第十二条2(b)にいう事故でその廃棄が効力を生ずる前に生じたものにつき第十条の規定に基づいて提出をする義務に関するこの条約の規定は、引き続き適用する。

第四十二条

1 締約国は、いずれかの締約国による廃棄書の寄託がその結果として残余の締約国に関する提出金の水準を著しく引き上げることとなると認める場合には、その寄託の後九十日以内に、事務局長に対し、総会の臨時会期を招集するよう要請することができる。事務局長は、その要請を受領した後六十日以内に総会を招集する。

2 事務局長は、いずれかの締約国による廃棄書の寄託がその結果として残余の締約国に関する提出金の水準を著しく引き上げることとなると認める場合には、自己の発議により、その寄託の後六十日以内に総会の臨時会期を招集することができる。

3 1又は2の規定に従って招集された臨時会期において、総会が、当該廃棄が残余の締約国に関する提出金の水準を著しく引き上げるものであると決定した場合には、いずれの締約国も、当該廃棄が効力を生ずる日の百二十日前までに、この条約を廃棄することができるとし、その廃棄は、同じ日に効力を生ずる。

第四十三条

1 この条約は、締約国の数が三未満になった日に効力を失う。

2 この条約が効力を失う日の前日にこの条約によつて拘束されている締約国は、基金が次条の任務を遂行することができるようにするため必要な措置をとるものとし、その目的のためにのみ、引き続きこの条約によつて拘束される。

第四十四条

1 基金は、この条約が効力を失う場合にも、(a) この条約が効力を失う前に生じた事故に関する義務を負うものとし、また、

(b) (a)に規定する義務の履行(そのために必要な基金の管理の経費の支出を含む。)のために必要な範囲内で提出金の徴収に関する権利を行使することができる。

2 総会は、基金の清算のため、すべての適当な措置(基金への提出をした者の間における残余の資産の公平な方法による分配を含む。)をとる。

3 この条の規定の適用上、基金は、法人として存続する。

第四十五条

1 機関は、この条約の改正のための会議を招集することができる。

2 機関は、締約国の三分の一以上からの要請がある場合には、この条約の改正のための締約国会議を招集する。

第四十六条

1 この条約は、機関の事務局長に寄託する。

2 機関の事務局長は、次のことを行う。

(a) 署名国又は加入国に対して次の事項を通知すること。

(i) 新たに行われた署名又は文書の寄託及びその署名又は寄託の日

(ii) この条約の効力発生の日

(iii) この条約の廃棄及びそれが効力を生ずる日

(b) すべての署名国及びこの条約に加入するすべての国に対し、この条約の認証謄本を送付すること。

第四十七条

この条約が効力を生じたときは、機関の事務局長は、国際連合憲章第百二条の規定に従いできる限り速やかにその認証謄本を登録及び公表のため国際連合事務局に送付する。

第四十八条

この条約は、ひとしく正文である英語及びフランス語により原本一通を作成する。ロシア語及びスペイン語による公定訳文は、機関の事務局が作成する。

成の上、署名済みの原本とともに寄託する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百七十一年十二月十八日にブラッセルで作成した。

エジプト・アラブ共和国政府のために

アフガニスタン王国政府のために

アルバニア人民共和国政府のために

アルジェリア民主人民共和国政府のために

批准を条件として

M・アイト・シャール

アルゼンティン共和国政府のために

オーストラリア連邦政府のために

オーストリア共和国政府のために

パハレイン政府のために

バルバドス政府のために

ベルギー王国政府のために

A・リラル

ブータン政府のために

ボリヴィア共和国政府のために

ボツワナ共和国政府のために

ブラジル連邦共和国政府のために

G・E・ド・ナシメント・イ・シルヴァ

ブルガリア人民共和国政府のために

ビルマ連邦政府のために

ブルンディ共和国政府のために

白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国政府のために

カメルーン連邦共和国政府のために

カナダ政府のために

中央アフリカ共和国政府のために

セイロン政府のために

チャード共和国政府のために

チリ共和国政府のために

中華人民共和国政府のために

中華人民共和国政府のために

コロンビア共和国政府のために

コンゴ人民共和国政府のために

コスタ・リカ共和国政府のために

キューバ共和国政府のために

サイプラス共和国政府のために

チェコスロヴァキア社会主義共和国政府のために

ダホメ共和国政府のために

昭和五十年六月二十六日 衆議院會議録第三十一号
 油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約(千九百六十九年の油による汚染損害についての
 民事責任に関する国際条約の補足の締結について承認を求めるの件及び同報告書

一一〇〇

デンマーク王国政府のために
 ドミニカ共和国政府のために
 エクアドル共和国政府のために
 エル・サルヴァドル共和国政府のために
 赤道ギニア共和国政府のために
 エティオピア帝国政府のために
 ドイツ連邦共和国政府のために
 批准を条件として
 ルブレヒト・フォン・ケラー
 ルードルフ・フランタ
 フィンランド共和国政府のために
 フィジー政府のために
 フランス共和国政府のために
 ガボン共和国政府のために
 ガンビア共和国政府のために
 ガーナ共和国政府のために
 Y・K・クワッティ
 批准を条件として
 ギリシャ王国政府のために
 グアテマラ共和国政府のために
 ギニア共和国政府のために
 ガイアナ共和国政府のために

ハイティ共和国政府のために
 ヴァチカン政府のために
 ホンデュラス共和国政府のために
 ハンガリー人民共和国政府のために
 アイスランド共和国政府のために
 インド共和国政府のために
 インドネシア共和国政府のために
 イラン帝国政府のために
 イラク共和国政府のために
 アイルランド政府のために
 イスラエル国政府のために
 イタリア共和国政府のために
 象牙海岸共和国政府のために
 ジャマイカ政府のために
 日本国政府のために
 ジョルダン・ハシニット王国政府のために
 ケニア共和国政府のために
 カンボディア共和国政府のために
 大韓民国政府のために

クウェイト国政府のために
 ラオス王国政府のために
 レバノン共和国政府のために
 レソト王国政府のために
 リベリア共和国政府のために
 リビア・アラブ共和国政府のために
 リヒテンシュタイン公国政府のために
 ルクセンブルグ大公国政府のために
 マダガスカル共和国政府のために
 マラウイ共和国政府のために
 マレーシア政府のために
 モルディヴ共和国政府のために
 マリ共和国政府のために
 マルタ政府のために
 モーリタニア回教共和国政府のために
 モーリシアス政府のために
 メキシコ合衆国政府のために
 モナコ公国政府のために
 モンゴル人民共和国政府のために

モロッコ王国政府のために
 ナウル共和国政府のために
 ネパール王国政府のために
 オランダ王国政府のために
 ニュー・ジージラント政府のために
 ニカラグア共和国政府のために
 ニジェール共和国政府のために
 ナイジェリア連邦共和国政府のために
 ノールウェー王国政府のために
 オマーン政府のために
 パキスタン政府のために
 パナマ共和国政府のために
 パラグアイ共和国政府のために
 ペルー共和国政府のために
 フィリピン共和国政府のために
 ポーランド人民共和国政府のために
 批准を条件として
 R・ピエトラシエック
 ポルトガル共和国政府のために
 批准を条件として
 カルロシュ・マヌエル・セケイラ・ブ
 ラガ・ピメンテル

カタール政府のために

ルーマニア社会主義共和国政府のために

ルワンダ共和国政府のために

サン・マリノ共和国政府のために

サウディ・アラビア王国政府のために

セネガル共和国政府のために

シエラ・レオネ共和国政府のために

シンガポール共和国政府のために

ソマリア民主共和国政府のために

南アフリカ共和国政府のために

イエメン民主人民共和国政府のために

スペイン国政府のために

スーダン民主共和国政府のために

スワジランド王国政府のために

スウェーデン王国政府のために

ウルフ・R・ノルデンソン

批准を条件として

批准を条件として

シリア・アラブ共和国政府のために

J・W・ミューラー

タンザニア連合共和国政府のために

タイ王国政府のために

トリニダード・トバゴ政府のために

テニジア共和国政府のために

トルコ共和国政府のために

ウガンダ共和国政府のために

ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国政府のために

ソヴィエト社会主義共和国連邦政府のために

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府のために

G・R・W・ブリッグストック

批准を条件として

アメリカ合衆国政府のために

批准を条件として

オルデン・ロウエル・ダウド

上ヴォルタ共和国政府のために

ウルグアイ東方共和国政府のために

ヴェネズエラ共和国政府のために

ヴィエトナム共和国政府のために

西サモア独立国政府のために

イエメン・アラブ共和国政府のために

ユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国政府のために

V・ブライユヴィチ

批准を条件として

ザイル共和国政府のために

ザンビア共和国政府のために

油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約(一九六九年)の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の締結について承認を求めるの件に関する報告書

本件の要旨及び目的

この条約は、「油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約(以下「責任条約」という。)

が採択された際、同条約を補足するための国際基金を設立すべきであるとの決議が行われ、この決議に基づき政府間海事協議機関において国際条約化する作業が進められた結果、一九七一年十二月十八日に、ブラッセルで開催された油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する会議において採択された。

この条約は、責任条約に基づく損害賠償の補足的な補償及び補てんを行うことを目的として「油による汚染損害の補償のための国際基金」(以下「基金」という。)を設立すること、基金が汚染損害の被害者に支払う補償金額及び船舶所有者等に対して補てんする金額の限度、補償及び補てんに関する裁判手続、基金への拠出金の支払い、基金の総会、事務局、理事会等について規定している。

なお、この条約は、責任条約の効力発生を条件として、少なくとも八の国が批准書、受諾書、承認書又は加入書を政府間海事協議機関の事務局長に寄託し、同事務局長が当該国において基金に対して拠出をしなければならぬのであるが、前掲条約中に総会において少なくとも七億五千万ドルの拠出金を受け取った旨の情報を受領した日の後九十日目の日に効力を生ずる。

政府は、日本国沿岸の地先沖合の公海水域における日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦の漁船による漁業の操業に関連する事故を防止し、及び漁業損害賠償請求の解決を容易にするため、昭和五十年六月七日に東京で、漁業操業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府

こととなっている。

よつて政府は、この条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

二 本件の議決理由

この条約を締結することは、汚染損害が生じた際の被害者及びタンカーの所有者の保護に役立つのみならず、我が国が世界有数のタンカー保有国、石油輸入国である事実にかんがみ、妥当な措置であると認められるので、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十年六月二十五日

外務委員長 栗原 祐幸

衆議院議長 前尾繁三郎殿

漁業操業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

右 国会に提出する。

昭和五十年六月二十日

内閣総理大臣 三木 武夫

漁業操業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

漁業操業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

政府は、日本国沿岸の地先沖合の公海水域における日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦の漁船による漁業の操業に関連する事故を防止し、及び漁業損害賠償請求の解決を容易にするため、昭和五十年六月七日に東京で、漁業操業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府

油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約(一九六九年)の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

昭和五十年六月二十六日 衆議院會議録第三十一号

漁業操業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件 一一〇二

一一〇二

との間の協定に署名した。よつて、この協定を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

漁業操業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定

日本国政府及びソヴィエト社会主義共和国連邦政府は、

両国の漁船による漁業の操業の安全及び秩序を確保することを希望し、

両国の漁船の活動及びその漁具の使用に関連する海上における事故を防止する措置をとること並びに事故が発生した場合にはその迅速かつ円滑な処理を促進することが望ましいと考えて、次のとおり協定した。

第一条

1 この協定は、日本国沿岸の地先沖合の公海水域について適用する。

2 この協定のいかなる規定も、領海の範囲及び漁業管轄権の問題に関する両政府の立場に何らの影響をも与えるものとみなしてはならない。

第二条

この協定において、

(a) 「漁船」とは、専ら漁業に従事する船舶、漁業に従事する船舶で漁獲物の保蔵若しくは製造の設備を有するもの又は専ら漁場から漁獲物若しくはその製品を運搬する船舶をいう。

(b) 「国民」とは、法人を含む。

(c) 「損害」とは、漁船又は漁具の間の事故に関連して生じた損害をいう。

第三条

1 各政府は、自国の漁船(総トン数一トン未満の無動力船を除く)が、海上におけるその識別を確実にするため、自国の法令に従つて登録されること及びこの協定の附属書Iの規定を遵守することを確保するため必要な措置をとる。

2 (1) 両政府は、附属書Iの規定に関して既に実施している制度について相互に通報する。

(2) 両政府は、(1)にいう制度について行つた変更についても、できる限り速やかに、相互に通報する。

第四条

各政府は、自国の漁船が、燈火及び信号の使用について、この協定の附属書IIの規定を遵守することを確保するため必要な措置をとる。

第五条

各政府は、自国の漁船の網、はえなわその他の漁具で錨により海中に固定されたもの並びに自国の漁船の網及びはえなわで海中に浮遊するものに、その位置及び範囲を示すため、この協定の附属書IIIの規定に従つて標識が付けられることを確保するため必要な措置をとる。

第六条

1 各政府は、自国の漁船が、運航し及び漁業の操業を行うに当たつて、この協定の附属書IVの規定を遵守することを確保するため必要な措置をとる。

2 1の規定を一層確実に実施するため、両政府は、両国の漁船及び漁具の特に密集する水域に関する臨機の情報の交換のための通信が、両政府の権限のある当局の間で、必要に応じ、直ちにかつ効果的に行われるよう必要な措置をとる。

3 両政府は、両国の漁船による漁業の操業の実態に関する情報(漁具、漁法等に関する情報を含む)を交換し、必要な場合には、その情報に基づいてとるべき適当な措置を決定することについて適宜協議する。

第七条

1 両政府は、損害の賠償の請求(以下「賠償請求」という。)で一方の国の国民が他方の国の国民に対して行つたもの、その解決を容易にするため、東京及びモスクワにそれぞれ一の漁業損害賠償請求処理委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 各委員会は、日本国政府が任命する二人の委員及びソヴィエト社会主義共和国連邦政府が任命する二人の委員で構成する。各政府は、その任命した委員の氏名を他方の政府に通報する。

3 各政府は、委員を補佐する専門家及び顧問を任命することができる。

4 委員会の決定は、各政府が任命した委員がそれぞれ少なくとも一人出席していることを条件として、出席委員の投票により全員一致の原則に基づいて行われる。

5 委員会は、必要に応じ、所在地以外の場所で開催することができる。

第八条

委員、専門家及び顧問が委員会の活動に参加するために要する経費は、これらの者を任命する政府が支払う。委員会の共同の経費は、各委員会が勧告したかつ両政府が承認する形式及び割合において両政府が支払う。

第九条

1 (1) 一方の国の国民は、その者が他方の国の国民に対して行つた賠償請求について委員会による処理を希望するときは、その者の国にある委員会に対し、その旨の申請を行う。

(2) (1)にいう申請は、賠償請求の原因となつた事故が発生した後一年を経過したときは、行うことができない。ただし、賠償請求の原因となつた事故がこの協定の効力発生直前の二年の間に発生したものである場合には、この協定の効力発生後一年以内に(1)にいう申請を行うことができる。

2 前記の申請は、書面によつて行ふものとし、賠償請求を行う国民(以下「請求者」という。)の知る限りにおいて、次の事項を含まなければならない。

(a) 賠償請求の原因となつた事故についての記述

(b) 当該事故の関係者、関係団体及び関係船舶の列挙

(c) 請求する賠償の額

(d) 当該事故に関し証人となることができる者の名簿

その賠償請求の正当性を立証するために必要なその他のすべての資料も、その申請書とともに請求者の国にある委員会に提出することができる。

3 請求者の国にある委員会は、申請書を受理したときは、その申請書及び資料を必要に応じて請求者及び請求者の国の政府の権限のある当局と接触して補正した後、できる限り速やかに、賠償請求をされた国民(以下「被請求者」という。)の国にある委員会に送付する。

4 被請求者の国にある委員会は、請求者の国にある委員会から前記の申請書の送付を受けたときは、被請求者に対し、当該賠償請求について直ちに通報する。被請求者は、当該賠償請求に対する書面による反論及び当該賠償請求を拒否するために提出する必要があると考えるすべての資料を、被請求者の国にある委員会に提出することができる。被請求者の反論には、当該賠償請求の原因となつた事故と同一の事故に基づくものである限り、反対請求を含むことができる。反対請求は、賠償請求と同時に被請求者の国にある委員会により審査される。

5 被請求者の国にある委員会は、必要に応じ、請求者及び被請求者並びに両政府の権限のある当局に対して賠償請求又は反対請求に関連する追加的な情報の提供を要請することができる。

6 被請求者の国にある委員会は、必要があると認めるとき又は請求者若しくは被請求者の要請があつたときは、当該事故に関する事情聴取を行うことができる。請求者及び被請求者又はこれらの者の代理人は、事情聴取に出席し、陳述を行い、及び自己の選択するいかなる者の補佐をも受けることができる。同委員会は、必要と認めるときは、その他の関係者を招請することができる。同委員会は、適当であると認めるときは、請求者の国にある委員会に事情聴取を囑

託することができる。

7 この条及び次条の規定を適用するに当たつては、被請求者の国にある委員会による請求者及び請求者の国の政府の権限のある当局との接触は、6の規定に従つて被請求者の国にある委員会が事情聴取を行う場合を除くほか、請求者の国にある委員会を通じて行う。

第十条

1 (1) 被請求者の国にある委員会は、書面、口頭その他の形式により提出された証拠に基づき、請求者が行つてゐる賠償請求を審査する。同委員会は、この協定の効力発生の後に生じた事故が原因となつた賠償請求を審査するに当たつては、この協定の附属書の規定に妥当な考慮を払う。

(2) 被請求者の国にある委員会は、審査中に、当該賠償請求の審査を継続することが適当でないと認めるときは、審査を停止し、又は打ち切ることができる。

2 被請求者の国にある委員会は、審査の結果に基づき、請求者及び被請求者と接触し、和解の仲介を行う。同委員会は、当事者の一方が賠償を支払うべきであるとの結論に達した場合に於ては、和解の仲介を行うに当たつて、当該当事者に対してその旨の勧告をする。

3 被請求者の国にある委員会は、合理的な期間内に和解が成立しなかつたときは、できる限り速やかに、次の事項についての同委員会の認定を記載した報告書を作成する。

(a) 賠償請求の基礎とされた事実

(b) 損害の程度

(c) 被請求者又は請求者の責任の度合

(d) 被請求者又は請求者が当該事故の結果として生じた損害の賠償として支払うべき額

同委員会は、前記の事項について一致した結論に達しなかつたときは、その旨をこれらの事項に関する各委員の意見の詳細な記述とともに報告書に記載する。

4 被請求者の国にある委員会は、3にいう報告書を作成し、被請求者及び両政府の権限のある当局に遅滞なく送付する。

5 請求者及び被請求者は、3にいう委員会の報告書を受領した日から三十日以内に、被請求者の国にある委員会に対し、書面により再審査を要請することができる。請求者による再審査の要請は、請求者の国にある委員会を通じて行われなければならない。再審査を要請する書面には、関係資料を添付し、その要請の理由を記載しなければならない。被請求者の国にある委員会は、再審査の要請が到達した日から三十日以内に、再審査を行うことの適当性について決定する。同委員会は、その決定について請求者、被請求者及び両政府の権限のある当局に通報する。同委員会は、再審査を行うことを決定した場合に於ては、その決定を行つた日から三十日以内に新たに同種の報告書を作成するものとし、その報告書を作成し、被請求者及び両政府の権限のある当局に遅滞なく送付する。

6 各政府の権限のある当局は、委員会が再審査を行うことを決定した場合を除くほか、賠償請求が請求者と被請求者との間で、報告書に記載された委員会の認定に従つて解決されるよう努力する。委員会は、再審査が行われた場合には、各政府の権限のある当局は、新たな認定に従つて解決がされるよう努力する。

7 (1) 請求者及び被請求者は、委員会が再審査を行うことを決定した場合を除くほか、委員会の認定を記載した報告書を受領した日から九十日以内に、委員会の認定を受諾するか否かにつき、自国の政府の権限のある当局に通報する。委員会が再審査を行うことを決定した場合に於ては、請求者及び被請求者は、新たな報告書を受領した日から三十日以内に同様の通報を行う。

(2) 両政府の権限のある当局は、委員会の認定についての請求者及び被請求者からの通報を

できる限り速やかに被請求者の国にある委員会に伝達する。

8 被請求者の国にある委員会は、3にいう事項について一致した結論に達しなかつた場合において、もはや再審査の要請が行われない事態であると認めるとき、又は請求者若しくは被請求者が同委員会の認定を受諾することを拒否した旨の通報を受けた場合には、請求者及び被請求者に対し、当該賠償請求を仲裁の方法により解決するよう勧告する。

9 各委員会は、審査した賠償請求及びその審査結果について両政府に毎年報告する。

第十一条

この協定のいかなる規定も、請求者又は被請求者の損害賠償に関する権利に対して、及びその権利を主張するための手続に関する両国の法令に対して、何らの影響をも与えるものとみなしてはならない。

第十二条

各政府は、自国の国民が他方の国の国民に対し損害の賠償金を、交換可能な通貨で、遅滞なく送金することができるようにする。

第十三条

この協定の附属書は、両政府の合意により、この協定を改正することなく、随時修正し、又は補足することができる。

第十四条

両政府は、いずれか一方の政府の要請があつたときは、この協定の実施について協議する。

第十五条

1 この協定は、各政府により、それぞれの国の国内法上の手続に従つて承認されなければならない。

2 この協定は、各政府による承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生じ、三年の期間効力を有する。

3 この協定は、前記の三年の期間の満了の六箇月前までに、一方の政府が他方の政府に対しこ

の協定を終了させる意思を通告しない限り、前記の期間が満了した後も、一方の政府が他方の政府に対してこの協定を終了させる意思を通告した日から六箇月を経過するまで、効力を存続する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

千九百七十五年六月七日に東京で、ひとしく正文である日本語及びロシア語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
宮澤喜一

ソヴェト社会主義共和国連邦政府のために
A・イシコフ

1 附属書I 漁船に関する標識その他の事項
いかなる漁船も、登録されている地区を示す文字及び登録番号を、船橋、船首の両側その他の最も見えやすい場所に鮮明に表示しなければならない。

2 いかなる漁船も、その船内に、自国の政府の権限のある当局が発給した文書で船舶の名称、概要、国籍、番号、船籍港名及び所有者名を記載したもの又はこれに準ずる文書を備え置かなければならない。ただし、当該船舶がやむを得ない事由によりこれらの書類を備え置くことができないと自国の政府が認める場合は、この限りでない。

附属書II 漁船の灯火及び信号
A すべての漁船が使用する灯火及び信号

いかなる漁船も、千九百六十年の海上における衝突の予防のための国際規則に規定する灯火及び信号に関する規則を遵守しなければならない。

昭和五十年六月二十六日 衆議院會議録第三十一号

漁業操業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件 一一〇四

い。

B 底びき網漁業又はきんちやく網漁業に従事している漁船が相互に著しく近接して漁業の操業を行う場合に使用する追加的信号

1 底びき網漁業に従事している漁船の信号

(1) 底びき網漁業に従事している漁船は、昼間においては、次に規定する場合に於て、

政府間海事協議機関が採択した国際信号書(以下「国際信号書」という。)に規定する次の信号旗を掲げることができる。

(i) 投網を行っている場合には、Z 旗(本船は、投網を行っている。)

(ii) 揚網を行っている場合には、G 旗(本船は、揚網を行っている。)

(iii) 網が障害物に絡み付いている場合には、P 旗(本船の網が障害物に絡み付いている。)

(2) 底びき網漁業に従事している漁船は、夜間においては、次に規定する場合に於て、次の灯火を掲げることができる。

(i) 投網を行っている場合には、垂直線上に二の白燈

(ii) 揚網を行っている場合には、垂直線上の上方に一の白燈、下方に一の紅燈

(iii) 網が障害物に絡み付いている場合には、垂直線上に二の紅燈

(3) かけまわし漁法による底びき網漁業に従事している漁船は、昼間においては、(1)に規定する信号旗のほか、赤色の吹流しを、夜間においては、(2)に規定する灯火のほか、一の黄燈を掲げることができる。この黄燈は、一秒ごとにせん光を発するものでなければならない。

(4) 二そうびきの底びき網漁業に従事している漁船は、昼間においては、(1)に規定する信号旗のほか、国際信号書に規定するT 旗(本船を避けよ。本船は、二そうびきの底びき網漁業に従事している。)を掲げること

ができ、夜間においては、(2)に規定する灯火を掲げるほか、対をなしている他方の漁船の進行方向を示すように探照燈を照射することができる。

2 きんちやく網漁業に従事している漁船の信号

きんちやく網漁業に従事している漁船は、垂直線上に二の黄燈を掲げることができる。これらの灯火は、一秒ごとに交互にせん光を発するものであつて、かつ、それぞれの明間と暗間とが等しいものでなければならない。これらの灯火は、漁船が漁具により操縦性能を制限されている場合以外の場合には、掲げてはならない。

3 (1) (2)及び(3)に規定する灯火は、最も見えやすい場所に、相互に〇・九メートル以上隔てて、千九百六十年の海上における衝突の予防のための国際規則第九條(i)及び(ii)に規定する灯火よりも低い位置に掲げなければならない。これらの灯火は、また、少なくとも一海里離れた周囲から視認することができるものであつて、かつ、その視認距離が千九百六十年の海上における衝突の予防のための国際規則に規定する漁船の視認距離よりも短くなければならない。

4 霧、もや、降雪又は視界が制限されるその他の状態において漁船が従事している漁船は、その行動の態様を示す国際信号書に規定する次の信号を、千九百六十年の海上における衝突の予防のための国際規則第十五條(ii)に規定する信号を行った後四秒以上六秒以下の間隔をおいて、行わなければならない。

(i) 投網を行っている場合には、長音二回、短音二回(「ズール」の信号)

(ii) 揚網を行っている場合には、長音二回、短音一回(「ゴルフ」の信号)

(iii) 網が障害物に絡み付いている場合には、

短音一回、長音二回、短音一回(「パバ」の信号)

附屬書III 網、はえなわその他の漁具の標識

1 錨により海中に固定した網、はえなわその他の漁具に付ける標識

(1) 昼間においては、漁具の最西端(西とは、南から西を経て北点までのコンパスの半円をいう。)のブイには上下に二の赤色の旗又は一の赤色の旗及びリーダー反射器を、最東端(東とは、北から東を経て南点までのコンパスの半円をいう。)のブイには一の白色の旗又はリーダー反射器を付ければならない。

(2) 夜間においては、最西端のブイには一の紅燈を、最東端のブイには一の白燈を付ければならない。これらの灯火は、視界が良好な場合に少なくとも二海里離れた所から視認することができるものでなければならない。

(3) 漁具の方向を示すため、昼間においては一の旗又はリーダー反射器を付けたブイを、夜間においては一の白燈を付けたブイを、両端のブイから七十メートル以上百メートル以下の距離の所に一個ずつ設置することができる。

(4) 長さが一海里を超える漁具には、一海里以上の長さの無標識の漁具の部分がないように、一海里を超えない間隔で追加のブイを設置しなければならない。昼間においてはそれぞれ一の白色の旗又はリーダー反射器を、夜間においてはそれぞれ一の白燈を付ければならない。

それぞれ一の白燈を付ければならない。いかなる場合にも、同一の漁具に付けた灯火の間隔は、二海里を超えてはならない。海中に浮遊する網及びはえなわには、両端に、及び二海里を超えない間隔で、昼間においては一の黄色の旗又はリーダー反射器を付けたブイを、夜間においては視界が良好な場合に少

なくとも二海里離れた所から視認することができる一の白燈を付けたブイを設置しなければならない。

3 漁船につながれた漁具については、漁船につながれている端には、ブイを設置することを要しない。

4 各ブイの旗又は、ブイの表面から少なくとも二メートルの高さのものでなければならない。

附屬書IV 漁船の運航及び漁業の操業に関する規則

A いかなる漁船も、千九百六十年の海上における衝突の予防のための国際規則を遵守するほか、他方の国の漁船又は漁具による漁業の操業を妨害しないように漁業の操業を行わなければならない。

B 1 いかなる漁船も、他方の国の漁船が既に漁業の操業を行っている漁場又は漁業の操業のために漁具を設置してある漁場に到着したときは、海中に設置されている漁具の位置及び範囲を確かめなければならない。また、既に行われている他方の国の漁業の操業の妨害又は障害となるような形で自船を位置し、又は漁具を設置してはならない。

2 漁業の操業を行っていないいかなる漁船も、他方の国の漁船が既に漁業の操業を行っている漁場においては、当該漁業の操業の妨害となり得る場所に投錨し、又は停留してはならない。ただし、事故又はやむを得ない事由による場合は、この限りでない。

3 いかなる漁船も、魚類を採捕するために爆発物を使用してはならない。

4 いかなる漁船も、漁業の操業中又は漁場における錨泊若しくは停留中は、操舵場所、周囲の状況を常時かつ実効的に監視し及びその時の状況により必要とされる行動をとり得る適当な見張りを置かなければならない。

5 底びき網漁業に従事している漁船及び移動漁具を使用しているその他の漁船は、漁具の損傷を防止するため、他方の国の漁船の漁具又はシーアンカーを引つけないようにするためのすべての可能な措置をとらなければならない。

6 底びき網漁業に従事している漁船及び移動漁具を使用しているその他の漁船は、漁具の損傷を防止するため、次の規定を遵守しなければならない。

(1) 底びき網、きんちやく網又はデンマーク式網の投網の場所と方向を選定するに当たっては、漁具をえい行し又は投網若しくは揚網を行つて他方の国の漁船の漁業の操業を妨げることは、禁止される。

(2) 漁具をえい行する他方の国の漁船の船首の直前において、底びき網を投網若しくは揚網し、又はきんちやく網若しくはデンマーク式網を投網することは、禁止される。

(3) 底びき網漁業に従事している漁船と底びき網漁業に従事している他方の国の漁船との間の距離は、次のとおりとする。

(a) 真向かい又はほとんど真向かいに他方の国の漁船と行き会ふ漁船は、すれ違ひの時点で両船の間の距離を四百メートル以上(いずれか一方の国の漁船がかけまわし漁法による底びき網漁業に従事している場合には、千メートル以上)に保つようしなければならない。

(b) 互いに進路を横切る方向に進行する場合においては、進路を譲る漁船は、進路を譲られる他方の国の漁船の船尾の後方における距離を千メートル以上(進路を譲られる漁船がかけまわし漁法による底びき網漁業に従事している場合には、当該漁船の船尾の後方又は船首の前方における距離を千五百メートル以上)に保つようしなければならない。

つようしなければならない。

(c) 同一方向に進行する場合においては、他方の国の漁船を追い越す漁船は、追越しの時点で両船の間の距離を四百メートル以上(いずれか一方の国の漁船がかけまわし漁法による底びき網漁業に従事している場合には、千メートル以上)に保つようしなければならない。

(4) 底びき網漁業に従事している漁船は、きんちやく網漁業に従事している他方の国の漁船との間の距離を千二百メートル以上に保つようしなければならない。

(5) きんちやく網漁業又はデンマーク式網漁業に従事している漁船は、投網後において、きんちやく網漁業又はデンマーク式網漁業に従事している他方の国の漁船との間の距離(漁船相互間及び網相互間の距離)を九百メートル以上に保つようしなければならない。

7 漁具の網による海中への設置及び浮遊漁具の投入は、他方の国の漁船又はその投入漁具との間の距離を九百メートル以上に保つて行わなければならない。

8 (3)から(5)まで及び7に規定する場合を除くほか、漁業の操業を行つて他方の国の漁船又はその漁具で海中に固定されたもの若しくは海中に浮遊するものとの間の距離を五百メートル以上に保つようしなければならない。

9 (1) 一方の国の漁船の網漁具が他方の国の漁船の網漁具と絡み合った場合には、これらの網漁具に損傷を与えることなくこれらを解くため、すべての可能な措置をとらなければならない。これらの網漁具は、他のいかなる方法によつても解くことができない場合を除くほか、当事者の同意がなければ切断してはならない。

(2) 一方の国の漁船のはえなわが他方の国の漁船のはえなわと絡み合った場合には、漁船は、はえなわを揚げるに当たつては、他のいかなる方法によつても解くことができない場合を除くほか、他方の国の漁船のはえなわを切断してはならない。はえなわを切断した場合には、切断したはえなわは、できる限り速やかに、かつ、できる限り原状の通りにつなぎ合わせなければならない。

(3) 救助の場合並びに(1)及び(2)に規定する場合を除くほか、他方の国の漁船の網漁具、はえなわその他の漁具は、切断し、かぎで引つ掛け又は揚げてはならない。

(4) 漁具が絡み合ったすべての場合には、その絡み合いをもたらしした漁船は、他方の国の漁船の漁具に生ずる損傷を最小にするために必要なすべての措置をとらなければならない。同時に、漁具を絡まれた漁船は、双方の漁船の漁具の損傷を大きくするような行動をとってはならない。

10 (1) いかなる漁船も、他方の国の漁船又はその漁具に損傷を与えた場合には、直ちに停船しなければならない。

(2) 一方の国の漁船が他方の国の漁船又はその漁具に損傷を与えた場合において、損傷を与えた漁船が停船しないときは、損傷を受けた漁船は、政府間海事協議機関が採択した国際信号書に規定する次の信号を用いてその漁船の停船を求めることができる。

(i) L旗を掲げる。
(ii) サイレン、汽笛その他の音響信号器によりLの信号(短音一回、長音一回、短音二回)を連続して行う。

(iii) 投光器によりLの信号(短光一回、長光一回、短光二回)を連続して行う。
(3) いかなる漁船も、他方の国の漁船との間に事故が生じた場合には、この漁船と共同して事故内容を確認しなければならない。また、これに關してできる限り速やかに自国の政府の権限のある当局に通報しなければならない。

11 いかなる漁船も、他方の国の漁業の操業の妨害若しくは障害となることがあり又は魚類、漁具若しくは漁船に対して損傷を与えることがあるいかなる物も、正当な理由がある場合を除くほか、海中に投棄してはならない。

漁業操業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めの件に関する報告書

一 本件の要旨及び目的
近年我が国沿岸の地先沖合の公海水域におけるソ連漁船団の操業に伴い、我が国沿岸漁民との間で事故が生じている事態にかんがみ、事故の未然防止と事故発生の場合の紛争の迅速かつ円滑な処理をはかることを目的として、ソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間で漁業操業に関する協定を締結するため、昭和五十年三月以来モスクワで交渉を続けてきた結果、合意に達したので、昭和五十年六月七日東京において署名を行った。

本協定は、漁船及び漁具に関する事故の未然防止のために、漁船の標識及び信号並びに漁具の標識等に関する規定、漁業操業の規則の設定と遵守に関する規定、情報の交換等に関する規定等を定めるとともに、漁業紛争の処理を促進するための漁業損害賠償請求処理委員会の設置による紛争処理手続等に関する事項について定めている。

なお、本協定は各政府による承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生じ、三年間効力を有する。その三年の期間の満了の六箇月前までにこの協定を終了させる意思を通告

昭和五十年六月二十六日 衆議院会議録第三十一号
漁業操業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めの件
及び同報告書
一一〇五

しない限り効力を存続し、その後もこの協定を終了させる意思を通告した日から六箇月を経過するまで、効力を存続することになっている。
よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとするのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、我が国沿岸におけるソ連漁船団の操業の結果問題を生じていた日ソ両国の漁船の操業に一定のルールが課されることとなる結果、漁船及び漁具に関する事故の未然防止がはかられることとなり、また、事故発生に伴う損害の賠償請求の処理につき迅速かつ円滑な解決が促進されるものと期待されるので、適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

三 本件に要する経費

本件に要する経費としては、昭和五十年度一般会計予算農林省所管水産庁漁業調査取締費の項に漁業協定の実施等に必要経費として六百二十六万一千円が計上されている。
右報告する。

昭和五十年六月二十五日

外務委員長 栗原 祐幸

衆議院議長 前尾繁三郎殿

石油コンビナート等災害防止法案

右
国会に提出する。

昭和五十年六月六日

内閣総理大臣 三木 武夫

石油コンビナート等災害防止法

目次

- 第一章 総則(第一条―第四条)
- 第二章 新設等の届出、指示等(第五条―第十四条)
- 第三章 特定事業者に係る災害予防(第十五条)

条 第二十二條

第四章 災害に関する応急措置(第二十三條―第二十六條)

第五章 防災に関する組織及び計画(第二十七條―第三十二條)

第六章 緑地等の設置(第三十三條―第三十七條)

第七章 雑則(第三十八條―第四十八條)

第八章 罰則(第四十九條―第五十二條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の特殊性にかんがみ、その災害の防止に関する基本的事項を定めることにより、消防法(昭和二十三年法律第八十六号)、高圧ガス取締法(昭和二十六年法律第二百四号)、災害対策基本法(昭和三十一年法律第二百二十三号)その他災害の防止に関する法律と相まつて、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止等のための総合的な施策の推進を図り、もつて石油コンビナート等特別防災区域に係る災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。
(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 石油等 石油(消防法別表に掲げる第一石油類、第二石油類、第三石油類及び第四石油類をいう。以下同じ。)及び高圧ガス(高圧ガス取締法第二条に規定する高圧ガス(同法第三条第一項各号に掲げる高圧ガス、ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第五項に規定するガス事業及び同条第七項に規定するガス工作物に係る高圧ガス並びに政令で定める不活性ガスを除く。)をいう。以下同じ。)をいう。

二 石油コンビナート等特別防災区域 次のいずれかに該当する区域であつて、政令で指定するものをいう。
イ 当該区域に、石油の貯蔵・取扱量(消防法第十一条第一項の規定による許可に係る貯蔵所、製造所又は取扱所(同法第十六条の二第一項に規定する移動タンク貯蔵所を除く。以下「石油貯蔵所等」という。)において貯蔵し、又は取り扱う石油の貯蔵量及び取扱量を政令で定めるところにより合計して得た数量をいう。以下同じ。)を政令で定める基準貯蔵・取扱量で除して得た数量若しくは高圧ガスの処理量(高圧ガス取締法第五条第一項の規定による許可に係る事業所において定置式設備により同項第一号に規定する圧縮、液化その他の方法で一日に処理することができるとするガスの容積をいう。以下同じ。)を政令で定める基準処理量で除して得た数量又はこれらを合計した数値が一以上となる事業所を含む二以上の事業所が所在し、かつ、当該区域に所在する事業所のうち、石油貯蔵所等を設置しているすべての者の事業所における石油の貯蔵・取扱量を合計した数量を政令で定める基準総貯蔵・取扱量で除した得た数値若しくは同項の規定による許可を受けているすべての者の事業所における高圧ガスの処理量を合計した数量を政令で定める基準総処理量で除した得た数値又はこれらを合計した数値が一以上となる区域であつて、当該区域に所在する特定の事業所についてそれぞれ災害の発生及び拡大の防止のための特別の措置を講じさせるとともに当該区域について一体として防災体制を確立することが要であるとして認められるもの。

ロ 石油の貯蔵・取扱量をイに規定する政令で定める基準総貯蔵・取扱量で除して得た数値若しくは高圧ガスの処理量をイに規定する政令で定める基準総処理量で除して得た数値又はこれらを合計した数値が一以上となる事業所であつて、当該事業所について災害の発生及び拡大の防止のための特別の措置を講じさせることが要であると認められるものの区域。
ハ イ又はロに該当することとなると認められる区域。
三 災害 火事、爆発、石油等の漏洩若しくは流出その他の事故又は地震、津波その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
四 第一種事業所 石油コンビナート等特別防災区域(以下「特別防災区域」という。)に所在する事業所であつて、石油の貯蔵・取扱量を第二号イに規定する政令で定める基準貯蔵・取扱量で除して得た数値若しくは高圧ガスの処理量を同号イに規定する政令で定める基準処理量で除して得た数値又はこれらを合計した数値が一以上となるものをいう。
五 第二種事業所 特別防災区域に所在する事業所のうち第一種事業所以外の事業所であつて、政令で定める基準に従い、相当量の石油等その他政令で定める物質を取り扱い、貯蔵し、又は処理することにより当該事業所における災害及び第一種事業所における災害が相互に重要な影響を及ぼすと認められるものとして都道府県知事が指定するものをいう。
六 特定事業所 第一種事業所及び第二種事業所をいう。
七 第一種事業所 第一種事業所を設置している者をいう。
八 第二種事業所 第二種事業所を設置している者をいう。
九 特定事業者 第一種事業者及び第二種事業者をいう。
十 特定防災施設等 流出油等防止堤、消火又は延焼の防止のための施設又は設備その他の災害の拡大の防止のために土地又は工作物に

定着して設けられる施設又は設備（消防法、高圧ガス取締法その他の災害の防止に関する法令の規定により設置すべきものを除く。）であつて、主務省令で定めるものをいう。

（特定事業者の責務）

第三条 特定事業者は、その特定事業所における災害の発生及び拡大の防止に關し万全の措置を講ずるとともに、当該特定事業所の所在する特別防災区域において生じたその他の災害の拡大の防止に關し、他の事業者と協力し、相互に一体となつて必要な措置を講ずる責務を有する。（国及び地方公共団体の施策）

第四条 国及び地方公共団体は、特定事業者の行うべき防災活動について必要な助言又は指導をすることと、この法律又は関係法律の規定に基づき、総合的な災害応急対策の実施その他防災体制の樹立を図る等特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止並びに災害の復旧のために必要な施策を講ずるものとする。

第二章 新設等の届出、指示等

（新設の届出等）

第五条 第一種事業所（石油貯蔵所等を設置する事業所であり、かつ、高圧ガス取締法第五条第一項の規定による許可に係る事業所であるものに限る。以下この章において同じ。）の新設（石油の貯蔵・取扱量又は高圧ガスの処理量を増加するための工事その他の政令で定める工事をする）により第一種事業所となる場合における当該工事を含む。以下同じ。）をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、書面で、その者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所、設置の場所、新設のための工事の開始の予定日並びに当該事業所に係る次の事項を含む第一種事業所の新設に關する計画を主務大臣に届け出なければならない。

一 主務省令で定める基準により、事業所の敷地をその用途に応じ、製造施設地区、貯蔵施設地区、用役施設地区、事務管理施設地区を

の他の施設地区に区分した場合におけるこれらの施設地区（以下「各施設地区」という。）の面積及び配置

二 特別防災区域内の事業所間の連絡導管及び連絡道路であつて、当該事業所の敷地内にあつるものの配置

三 敷地面積

四 その他主務省令で定める事項

2 前項の規定による届出をする場合には、当該事業所の位置、周囲の状況及び各施設地区の配置を示す図面、石油又は高圧ガスの各施設地区別及び種類別のそれぞれの貯蔵・取扱量又は処理量を示す書面その他の主務省令で定める書類を提出しなければならない。

3 主務大臣は、第一項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、その届出書の写しを政令で定める行政機関の長（以下「関係行政機関の長」という。）に送付し、関係都道府県知事及び関係市町村長に送付するものとする。

4 主務大臣は、第一項の規定による届出に係る第一種事業所の新設に關する計画について、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。この場合において、関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、関係市町村長の意見を聴かなければならない。（経過措置）

第六条 一の地域が特別防災区域となつた際現にその地域に所在する第一種事業所に係る第一種事業者（当該地域において第一種事業所の新設のための工事をしてゐる者を含む。）は、当該地域が特別防災区域となつた日から二月以内に、主務省令で定めるところにより、書面で、その者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所、設置の場所並びに前条第一項各号に掲げる事項を主務大臣に届け出なければならない。

2 前条第二項の規定は前項の規定による届出をする場合について、同条第三項の規定は前項の

規定による届出があつた場合について準用する。

（変更の届出等）

第七条 第一種事業所に係る第五条第一項第一号から第三号までに掲げる事項の一部の変更をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、書面で、その者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所、当該変更のための工事の開始の予定日並びに当該第一種事業所の変更に關する計画を主務大臣に届け出なければならない。ただし、災害復旧工事をする場合その他の主務省令で定める場合は、この限りでない。

2 第五条第二項の規定は前項の規定による届出をする場合について、同条第三項及び第四項の規定は前項の規定による届出があつた場合について準用する。この場合において、同条第二項中「当該事業所の位置」とあるのは、当該変更に係る第一種事業所の位置」と、同条第四項中「新設に關する計画」とあるのは「変更に關する計画」と読み替へるものとする。

（新設等の計画に係る指示）

第八条 主務大臣は、第五条第一項又は前条第一項の規定による届出（以下「新設等の届出」という。）があつた場合において、当該新設等の届出に係る第一種事業所の新設又は変更に關する計画（以下「新設等の計画」という。）の内容が次のいずれかに該当するときは、当該新設等の届出をした者に対し、当該新設等の計画の内容のうち、第五条第一項第一号又は第二号に掲げる事項に係る部分（当該変更に關する計画が、同項第三号の敷地面積の減少を伴うものである場合には、当該第一種事業所に係る同項第一号又は第二号に掲げる事項で当該敷地面積の減少に密接に關連するものを含む。）について、災害が発生した場合における当該災害の拡大の防止（以下「災害の発生の場合の拡大防止」という。）を

するために必要と認められる範囲内において、当該新設等の計画の変更を指示することができる。

該新設等の計画の変更を指示することができる。

一 第五条第一項第一号に掲げる各施設地区の面積又は配置が、当該各施設地区相互の關係、当該第一種事業所の敷地の面積及び地形、当該第一種事業所の周囲の状況その他の状況を勘案し、主務省令で定める基準に照らして、災害の発生の場合の拡大防止に支障を生ずるおそれがあると認められること。

二 第五条第一項第二号に掲げる連絡導管又は連絡道路の配置が、当該第一種事業所の各施設地区との關係、当該第一種事業所の敷地の地形及び周囲の状況その他の状況を勘案し、主務省令で定める基準に照らして、災害の発生の場合の拡大防止に支障を生ずるおそれがあると認められること。

2 主務大臣は、新設等の届出（前条第一項の規定による届出であつて、当該届出に係る変更に關する計画が第五条第一項第三号の敷地面積の減少のみを内容とするものであるものを除く。）があつた場合において、前項の規定による指示によつては災害の発生の場合の拡大防止についての支障を除去することが困難であると認めるときは、当該届出に係る新設等の計画の廃止を指示することができる。

3 関係行政機関の長は、第五条第三項（前条第二項において準用する場合を含む。）の規定により届出書の写しの送付を受けた場合において、前二項の規定による指示を要すると認めるときは、主務大臣に対し、当該指示をすることを要請することができる。

4 主務大臣は、第一項又は第二項の規定による指示をするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 第一項又は第二項の規定による指示は、新設等の届出が受理された日から三月以内にしなければならない。

6 前項の規定にかかわらず、主務大臣は、実地

の調査を行うため必要があるときは、その他同項の規定による期間内に第一項又は第二項の規定による指示をすることができない合理的な理由があるときは、一月の範囲内において、前項の規定による期間を延長することができる。この場合においては、新設等の届出をした者、関係行政機関の長、関係都道府県知事及び関係市町村長に対し、同項の規定による期間内に、その延長する期間及びその期間を延長する理由を通知するものとする。

7 主務大臣は、第五項の規定による期間が経過する前であつても、新設等の計画について災害の発生の場合の拡大防止に支障を生ずるおそれがないことが明らかであると認めるときは、あらかじめ関係行政機関の長に協議して、当該新設等の計画について第一項又は第二項の規定による指示をしないことを決定し、その旨を当該新設等の届出をした者に通知するものとする。

8 主務大臣は、第一項若しくは第二項の規定による指示をしたときは、遅滞なく、その旨及び指示をした場合には当該指示の内容を関係行政機関の長、関係都道府県知事及び関係市町村長に通知するものとする。

(消防法等の許可との関係)

第九条 消防法第十一条第一項の規定による許可又は高圧ガス取締法第五条第一項若しくは第十四条第一項の規定による許可(以下「消防法等の許可」という。)をする権限を有する自治大臣、都道府県知事又は市町村長(以下この条において「許可権者」という。)は、新設等の届出に係る第一種事業所又はその施設について消防法等の許可の申請があつた場合には、前条第五項の規定による期間(同条第六項の規定により同条第五項の規定による期間が延長されたときは、その延長後の期間)が満了する日(同条第一項の規定による指示又は同条第七項の規定による通知があつたときは、当該指示又は通知があつた日。

次条において「指示期間の満了に係る日」という。)までは、当該消防法等の許可をしてはならない。

2 前項の規定に該当する場合のほか、許可権者は、新設等の届出に係る第一種事業所又はその施設について消防法等の許可の申請があつた場合において、次に掲げる場合に該当するときは、当該消防法等の許可をしてはならない。

一 当該届出に係る新設等の計画について前条第一項の規定による指示があつた場合において、当該消防法等の許可の申請の内容が、当該指示に従つて変更された場合の当該計画に適合していないと認めるとき。

二 当該届出に係る新設等の計画について前条第二項の規定による指示があつた場合

3 新設等の届出に係る第一種事業所又はその施設について消防法等の許可が行われた場合における当該第一種事業所の施設に関する消防法第十一条第五項本文及び高圧ガス取締法第二十条の規定の適用については、これらの規定中「技術上の基準」とあるのは、「技術上の基準及び石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第 号)第五条第一項又は第七条第一項の規定による届出に係る計画(当該計画について同法第八条第一項の規定による指示があつたときは、当該指示に従つて変更された場合の当該計画)」とする。

(実施の制限)

第十条 新設等の届出をした者は、指示期間の満了等に係る日までは、当該届出に係る第一種事業所の新設又は変更(消防法第十一条第一項の規定による許可に係る施設及び高圧ガス取締法第五条第一項又は第十四条第一項の規定による許可に係る同法第八条第一号に規定する製造のための施設(第十二条において「許可施設」という。)に係るものを除く。次条第一項において同じ。)をしてはならない。

(新設等の確認)

第十一条 新設等の届出をした者は、当該届出に係る第一種事業所の新設又は変更をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出て、当該新設又は変更が当該新設等の届出に係る新設等の計画(当該計画について第八条第一項の規定による指示があつたときは、当該指示に従つて変更された場合の当該計画。次条第一号において同じ。)に適合しているかどうかについて、主務大臣の確認を受けなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による確認をしたときは、その結果を関係行政機関の長、関係都道府県知事及び関係市町村長に通知するものとする。

(使用停止命令)

第十二条 主務大臣は、次の各号に掲げる第一種事業所を設置している第一種事業者に対し、当該各号に定める期間、災害の発生の場合の拡大防止をするために必要な範囲内において、当該第一種事業所の施設の全部又は一部の使用の停止を命ずることができる。

一 新設等の届出に係る新設等の計画に適合していない第一種事業所(当該計画に適合していない施設が許可施設のみである場合を除く。) 当該第一種事業所を当該新設等の計画に適合したものとするために必要な措置が講じられるまでの間

二 新設等の届出に係る新設等の計画について行われた第八条第二項の規定による指示に違反して新設又は変更をされた第一種事業所(当該計画に係る施設が許可施設のみである場合を除く。) 当該第一種事業所を原状に回復するまでの間

三 第五条第一項の規定に違反して第一種事業所の新設に関する計画の届出をしないで新設をされ、かつ、同項第一号又は第二号に掲げる事項が第八条第一項第一号又は第二号の主

務省令で定める基準(以下この号及び次号において「設置基準」という。)に適合していない第一種事業所 当該第一種事業所に係る第五条第一項第一号又は第二号に掲げる事項を設置基準に適合したものとするために必要な措置が講じられるまでの間

四 第七条第一項の規定に違反して第一種事業所の変更に関する計画の届出をしないで第五条第一項第一号から第三号までに掲げる事項の一部の変更をされ、かつ、当該変更に係る同項第一号又は第二号に掲げる事項(当該変更が同項第三号の敷地面積の減少を伴うものである場合には、当該第一種事業所に係る同項第一号又は第二号に掲げる事項で当該敷地面積の減少に密接に関連するものを含む。以下この号において同じ。)が設置基準に適合していない第一種事業所 当該変更に係る第五条第一項第一号又は第二号に掲げる事項を設置基準に適合したものとするために必要な措置が講じられるまでの間

(氏名等の変更の届出)

第十三条 第一種事業者(第五条第一項の規定による届出をした者を含む。次条において同じ。)は、その氏名(法人にあつては、その名称又は代表者の氏名)又は住所に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 第五条第三項の規定は、前項の規定による届出があつた場合について準用する。

(地位の承継)

第十四条 第一種事業者から第一種事業所を譲り受け、又は借り受けた者は、当該第一種事業所に係る第一種事業者の地位を承継する。

2 第一種事業者について相続又は合併があつたときは、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者)又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、

当該第一種事業者の地位を承継する。

3 前二項の規定により第一種事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

4 第五項第三項の規定は、前項の規定による届出があつた場合について準用する。

第三章 特定事業者に係る災害予防

(特定防災施設等)

第十五条 特定事業者は、その特定事業所に、主務省令で定める基準に従つて、特定防災施設等を設置し、及び維持しなければならない。

2 特定事業者は、特定防災施設等を設置したときは、主務省令で定めるところにより、その旨を市町村長(特別区並びに消防本部及び消防署を置かない市町村にあつては、都道府県知事。以下「市町村長等」という。)に届け出て、検査を受けなければならない。

3 特定事業者は、特定防災施設等について、主務省令で定めるところにより、定期に点検を行い、点検記録を作成し、これを保存しなければならない。

(自衛防災組織)

第十六条 特定事業者は、その特定事業所ごとに、自衛防災組織を設置しなければならない。

2 自衛防災組織は、特定事業所における災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務を行う。この場合において、自衛防災組織は、消防法、高圧ガス取締法その他の法令の規定により災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務又は職務を行うこととされている者で政令で定めるものが行うべき業務又は職務の遂行に協力しなければならない。

3 特定事業者は、その自衛防災組織に、政令で定めるところにより、防災要員を置かなければならない。

4 特定事業者は、その自衛防災組織に、政令で定めるところにより、当該自衛防災組織がその業務を行うために必要な化学消防自動車、消火

用薬剤、油回収船その他の機械器具、資材又は設備(以下「防災資機材等」という。)を備え付けなければならない。

5 特定事業者は、主務省令で定めるところにより、その自衛防災組織の防災要員及び防災資機材等の現況について、市町村長に届け出なければならない。

6 市町村長等は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、当該届出の内容を政令で定める管区海上保安本部の事務所の長に通知するものとする。

(防災管理者等)

第十七条 特定事業者は、その特定事業所ごとに、防災管理者を選任し、自衛防災組織を統括させなければならない。

2 防災管理者は、当該特定事業所においてその事業の実施を統括管理する者をもつて充てなければならない。

3 第一種事業者は、当該第一種事業所における災害の発生又は拡大の防止に関する業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的地位にある者のうちから副防災管理者を選任し、自衛防災組織の統括について、防災管理者を補佐させなければならない。

4 第一種事業者は、防災管理者が当該第一種事業所内にいないときは、副防災管理者に自衛防災組織を統括させなければならない。

5 第一項又は第三項の規定により防災管理者又は副防災管理者を選任したときは、特定事業者(同項の場合にあつては、第一種事業者。第二十一項第一項第四号において同じ。)は、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市町村長等に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

6 前条第六項の規定は、前項の規定による届出があつた場合について準用する。

(防災規程)

第十八条 特定事業者は、主務省令で定めるところにより、自衛防災組織が行うべき第十六条第二項の規定による業務に関する事項について防災規程を定め、市町村長等に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 第十六条第六項の規定は、前項の規定による届出があつた場合について準用する。

(共同防災組織)

第十九条 一の特別防災区域に所在する特定事業所に係る特定事業者の全部又は一部は、共同して、これらの特定事業所の自衛防災組織の業務の一部を行わせるための共同防災組織を設置することができる。

2 前項の特定事業者は、主務省令で定めるところにより、その協議により、共同防災組織が行うべき業務に関する事項並びに防災要員及び防災資機材等に関する事項について共同防災規程を定めなければならない。

3 第一項の特定事業者を代表する者は、共同防災組織を設置したときは、主務省令で定めるところにより、その防災要員の数、備え付けた防災資機材等の種類の数量、共同防災規程その他の事項を市町村長等に届け出なければならない。届け出られた事項に変更があつたときも、同様とする。

4 政令で定める基準に従つて、防災要員を配置し、及び防災資機材等を備え付けた共同防災組織を設置している特定事業者は、第十六条第三項及び第四項の規定によりその自衛防災組織に置くべき防災要員の数及び備え付けるべき防災資機材等の数量を政令で定めるところにより減ずることができる。

5 第十六条第二項の規定は共同防災組織について、同条第六項の規定は第三項の規定による届出があつた場合について準用する。

(経過措置)

第二十条 一の地域が特別防災区域となつた際現にその地域に所在する第一種事業所に係る第一種事業者(当該地域において第一種事業所の新

設のための工事をしていない者を含む。)については、次の各号に掲げる規定は、当該地域が特別防災区域となつた日から当該各号に定める期間が経過する日までは、適用しない。

一 第十五条第一項の規定 一年間(同項の規定中政令で定める特定防災施設等の設置に係る部分については、二年を超えない範囲内で政令で定める期間)

二 第十六条の規定 一年間(同条の規定中政令で定める防災資機材等の備付けに係る部分については、三年を超えない範囲内で政令で定める期間)

三 第十七条及び第十八条の規定 一年間

2 前項の規定は、第二種事業所の指定の際現に当該第二種事業所を設置している第二種事業者について準用する。この場合において、同項中「当該地域が特別防災区域となつた日」とあるのは、「当該指定の日」と読み替へるものとする。

(措置命令及び使用停止命令)

第二十一条 市町村長等は、次の各号に掲げる特定事業者に対し、期間を定めて、当該各号に定める措置を行うことを命ずることができる。

一 第十五条第一項の規定に違反して、特定防災施設等を同項に規定する主務省令で定める基準に従つて設置し、又は維持してない特定事業者 特定防災施設等を同項に規定する主務省令で定める基準に従つて設置し、又は維持すること。

二 第十五条第三項の規定に違反して、同項の規定による点検を行わず、又は点検記録を作成せず、若しくはこれを保存してない特定事業者 同項の規定による点検を行つて、点検記録を作成し、これを保存すること。

くは第四項若しくは第十九条第四項に定めるところにより、自衛防災組織に防災要員を置き、若しくは防災資機材等を備え付けること。

四 第十七条第一項又は第三項の規定に違反して、防災管理者又は副防災管理者を選任してない特定事業者 防災管理者又は副防災管理者を選任すること。

五 第十八条第一項の規定に違反して、防災規程を作成してない特定事業者 防災規程を作成すること。

2 市町村等は、前項の規定による命令に違反した特定事業者に対し、期間を定めて、当該命令に係る特定事業所の施設の全部又は一部の使用の停止を命ずることができる。

(石油コンビナート等特別防災区域協議会)

第二十二條 一の特別防災区域に所在する特定事業所に係る特定事業者は、共同して、次の事項を行う石油コンビナート等特別防災区域協議会を置くように努めなければならない。

一 当該特別防災区域の災害の発生又は拡大の防止に関する自主基準の作成

二 災害の発生又は拡大の防止に関する技術の共同研究

三 当該特定事業所の職員に対する災害の発生又は拡大の防止に関する教育の共同実施

四 共同防災訓練の実施

第四章 災害に関する応急措置
(異常現象の通報義務)

第二十三條 特定事業所においてその事業の実施を統括管理する者は、当該特定事業所における出火、石油等の漏洩その他の異常な現象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに、石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、その旨を消防署又は市町村長の指定する場所に通報しなければならない。

2 消防署長又は市町村長は、前項の通報を受けた場合には、直ちに、石油コンビナート等防災

計画の定めるところにより、その旨を石油コンビナート等防災本部、警察署、海上警備救難機関その他の関係機関に通報しなければならない。

(自衛防災組織等の災害応急措置)
第二十四條 特定事業者は、その特定事業所において前条第一項に規定する異常な現象が発生したときは、直ちに、防災規程、共同防災規程及び石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、当該特定事業所の自衛防災組織及び共同防災組織に災害の発生又は拡大の防止のために必要な措置を行わせなければならない。

2 前項の特定事業所が所在する特別防災区域の他の特定事業者は、石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、その特定事業所の自衛防災組織を派遣する等前項の特定事業所における災害の拡大の防止に協力しなければならない。

(自衛防災組織等に対する指示)
第二十五條 市町村長(特別区の存する区域においては、都知事。次項において同じ。)又は第十六条第六項に規定する政令で定める管区海上保安本部の事務所の長は、災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施について必要があると認めるときは、自衛防災組織又は共同防災組織に指示をすることができる。

2 警察官は、市町村長若しくはその委任を受けて前項に規定する市町村長の職権を行う市町村(特別区の存する区域においては、都)の吏員及び同項に規定する管区海上保安本部の事務所の長若しくはその委任を受けて同項に規定する管区海上保安本部の事務所の長の職権を行う海上保安官が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたときは、人命の救助、危険な区域への立入りの制限若しくは禁止又は当該区域からの退去に関する指示について、同項に規定する市町村長又は管区海上保安本部の事務所の長の職権を行うことができる。

(災害応急措置の概要等の報告)
第二十六條 特定地方行政機関(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第九条に規定する国の行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるものをいう。以下同じ。)の長、都道府県知事、市町村長、特定事業者その他法令の規定により特別防災区域に係る災害の発生又は拡大を防止するために必要な措置を実施する責任を有する者は、発生した災害の状況及びその実施した措置の概要について、石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、石油コンビナート等防災本部に逐次報告しなければならない。

第五章 防災に関する組織及び計画
(石油コンビナート等防災本部)
第二十七條 特別防災区域が所在する都道府県に、石油コンビナート等防災本部(以下「防災本部」という。)を置く。

2 特別防災区域であつて、第二条第二号ハに該当するもののみが所在する都道府県においては、前項の規定にかかわらず、防災本部を置かないことができる。

3 防災本部は、当該都道府県の区域内に所在する特別防災区域に係る防災(災害の発生及び拡大を防止し、並びに災害の復旧を図ることをいう。以下この章において同じ。)に関し、次の事務をつかさどる。

一 石油コンビナート等防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 防災に関する調査研究を推進すること。

三 防災に関する情報を収集し、これを関係者に伝達すること。

四 災害が発生した場合において、当該都道府県、関係特定地方行政機関、関係市町村、関係公共機関(災害対策基本法第二条第五号に規定する指定公共機関及び同条第六号に規定する指定地方公共機関をいう。以下同じ。)、当該都道府県の区域内の公共的団体及び当該

都道府県の区域内の特別防災区域に所在する特定事業所に係る特定事業者その他当該特別防災区域内の防災上重要な施設の管理者(第三十一条において「関係機関等」という。)が石油コンビナート等防災計画に基づいて実施する災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整を行うこと。

五 石油コンビナート等現地防災本部に対して、災害応急対策の実施に関し必要な指示を行うこと。

六 災害が発生した場合において、国の行政機関(関係特定地方行政機関を除く。)及び他の都道府県との連絡を行うこと。

七 その他特別防災区域に係る防災に関する重要な事項の実施を推進すること。

(防災本部の組織)

第二十八條 防災本部は、本部長及び本部長をもち組織する。

2 本部長は、当該防災本部を設置する都道府県の知事をもつて充てる。

3 本部長は、防災本部の事務を総括する。

4 本部長に事故があるときは、あらかじめその指名する本部長がその職務を代理する。

5 本部長は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 当該都道府県の区域内に所在する特別防災区域の全部又は一部を管轄する特定地方行政機関の長又はその指名する職員

二 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面總監又はその指名する部隊若しくは機関の長

三 警視總監又は当該都道府県の道府県警察本部長

四 当該都道府県の知事とその部内の職員のうちから指名する者

五 当該都道府県の区域内の市町村のうち、その区域内に特別防災区域が所在する市町村の市町村長

六 当該都道府県の区域内の市町村(前号に規

- 定する市町村を除く。のうち、当該都道府県の知事が特別防災区域に係る防災に関し必要と認めて指定する市町村の市町村長
- 七 前二号に規定する市町村の消防長（消防本部を置かない市町村にあつては、消防団長）
- 八 当該都道府県の区域内に所在する特別防災区域ごとに、当該特別防災区域内の特定事業所に係る特定事業者を代表する者
- 九 その他当該都道府県の知事が必要と認めて任命する者
- 六 防災本部に、専門の事項を調査させるため、専門員を置くことができる。
- 七 専門員は、関係地方行政機関の職員、当該都道府県の職員、当該都道府県の区域内の関係市町村の職員、関係公共機関の職員、関係特定事業所の職員及び学識経験のある者のうちから、当該都道府県の知事が任命する。
- 八 前各号に定めるもののほか、防災本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従つて当該都道府県の条例で定める。
- 二十九条 防災本部の本部長は、特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該特別防災区域において緊急に統一的な防災活動を実施するため特別の必要があるとき、石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、石油コンビナート等現地防災本部（以下「現地本部」という。）を設置することができる。
- 二 現地本部は、現地本部長及び現地本部員をもって組織する。
- 三 現地本部長及び現地本部員は、本部員のうちから本部長が指名する者をもつて充てる。
- 四 現地本部は、防災本部の指示を受けて、石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、当該特別防災区域に係る災害に関する防災活動の実施について、防災本部の業務の一部を行う。

（防災本部の協議会）

- 第三十条 一の特別防災区域が二以上の都府県にわたつて所在する場合には、当該特別防災区域に係る石油コンビナート等防災計画を作成し、その実施を推進するため、これらの都府県は、協議により規約を定め、当該特別防災区域に関し、防災本部の協議会を設置しなければならない。ただし、当該特別防災区域が第二号第二号ハに該当するものである場合は、防災本部の協議会を設置しないことができる。
- 二 前項の防災本部の協議会の組織、運営その他防災本部の協議会に関し必要な事項は、政令で定める。
- 三十一條 防災本部及びその協議会は、当該都道府県の区域内にその全部の区域が含まれる特別防災区域（防災本部の協議会にあつては、当該協議会を設置した二以上の都府県にわたつて所在する特別防災区域）に係る石油コンビナート等防災計画（以下「防災計画」という。）を作成し、及び毎年これに検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該防災計画は、災害対策基本法第二号第八号に規定する防災基本計画、同条第九号に規定する防災業務計画、同条第十号に規定する都道府県地域防災計画及び同条ハに規定する指定地域都道府県防災計画に抵触するものであつてはならない。
- 二 防災計画は、前項の特別防災区域に係る防災に関し、次の事項について定めるものとする。
 - 一 関係機関等の処理すべき事務又は業務の大概
 - 二 関係機関等の防災に関する組織の整備及び防災に関する事務又は業務に従事する職員の配置等に関すること。
 - 三 防災に関する調査研究に関すること。
 - 四 特定事業所の職員及びその他の関係機関等の職員の防災教育及び防災訓練に関すること。

と。

- 五 特定事業者間の相互応援に関すること。
- 六 防災のための施設、設備、機械器具及び資材の設置、維持、備蓄、調達、輸送等に関すること。
- 七 災害の想定に関すること。
- 八 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における情報の収集及び伝達並びに広報に関すること。
- 九 自衛防災組織及び共同防災組織の活動の基準に関すること。
- 十 現地本部の設置及びその業務の実施に関すること。
- 十一 火事、爆発、石油等の漏洩又は流出その他の事故による災害に対する応急措置の実施に関すること。
- 十二 地震、津波その他の異常な自然現象による災害に対する応急措置の実施に関すること。
- 十三 災害時における避難、交通の規制、警戒区域の設定等に関すること。
- 十四 災害時における関係機関等以外の地方公共団体等に対する応援要請に関すること。
- 十五 特別防災区域内の公共施設の災害復旧に関すること。
- 十六 その他災害の予防、災害応急対策及び災害復旧に関すること。
- 三 防災本部及びその協議会は、第一項の規定により防災計画を作成し、又は修正したときは、当該防災計画又は当該修正した防災計画を主務大臣に提出するとともに、その要旨を公表しなければならない。

- 第二項、第四十三条第一項並びに第四十四条第一項の規定の適用については、これらの規定に規定する地域又は区域は、特別防災区域（第二十七条第二項の規定により防災本部を置かないこととする都道府県の区域内に所在するものを除く。次項において同じ。）を含まないものとする。
- 二 特別防災区域に係る災害対策基本法の規定の適用については、同法第二号第十号中「次に掲げるもの」とあるのは「次に掲げるもの（石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第号）第三十二条第一項に規定する特別防災区域については、同法第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画（以下「石油コンビナート等防災計画」という。）と、同法第三号第四号中「この法律の規定による都道府県」とあるのは「都道府県」と、同法第六号第一項中「この法律の規定による国」とあるのは「国」と、同法第十三条第二項中「都道府県防災会議又は」とあるのは「都道府県防災会議（石油コンビナート等災害防止法第二十七条第一項に規定する石油コンビナート等防災本部（以下「石油コンビナート等防災本部」という。）又は」と、都道府県防災会議の協議会とあるのは「都道府県防災会議の協議会、石油コンビナート等防災本部の協議会」と、同法第二十一条中「都道府県防災会議」とあるのは「都道府県防災会議、石油コンビナート等防災本部」と、同法第四十一条中「又は都道府県地域防災計画」とあるのは「都道府県地域防災計画又は石油コンビナート等防災計画」と、同法第四十五条中「会長」とあるのは「会長若しくは本部長」と、「都道府県防災会議又は」とあるのは「都道府県防災会議若しくは石油コンビナート等防災本部又はこれらの」と、同法第五十八条中「市町村地域防災計画」とあるのは「石油コンビナート等防災計画」とする。

第六章 緑地等の設置

(設置計画の作成等)

第三十三条 地方公共団体の長は、公害の防止に關する事業に係る国の財政上の特別措置に關する法律(昭和四十六年法律第七十号)第二条第三項第二号の事業を行うことができる地域以外の地域において、特別防災区域における災害がその周辺の地域に及ぶことを防止するための緩衝地帯として緑地その他これに類する政令で定める施設(以下「緑地等」という。)を設置しようとするときは、政令で定めるところにより、関係地方公共団体の長(港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)第四条第一項の港灣局の委員長を含む。)の意見を聴いて、緑地等の設置に關する計画を作成し、主務大臣の承認を受けるものとする。

(第一種事業に係る費用の負担等)

第三十四条 地方公共団体は、前条の計画に基づいて緑地等の設置をするときは、政令で定めるところにより、当該緑地等の設置に要する費用で政令で定めるものの額の三分の一に相当する額(以下この条において「負担総額」という。)を、当該計画に係る特別防災区域に所在する第一種事業所に係る第一種事業者(当該第一種事業者となることが確実と認められる者を含む。以下同じ。)に負担させることができる。

2 前項の緑地等の設置につき各第一種事業者に負担させる負担金(以下「事業者負担金」という。)の額は、各第一種事業者について、当該第

一種事業者に係る同項の特別防災区域に所在する第一種事業所の石油の貯蔵・取扱量及び高圧ガスの処理量を基準とし、当該第一種事業所における災害の周辺地域への影響の程度その他の政令で定める条件を勘案して、負担総額を配分した額とする。

3 地方公共団体の長は、前項の規定により各第一種事業者の負担すべき事業者負担金の額を定めたときは、各第一種事業者に対し、その者が納付すべき事業者負担金の額及び納付すべき期限その他必要な事項を通知しなければならない。

4 地方公共団体の長は、前項の規定により事業者負担金の額を定めた後、第一項の第一種事業者又は負担総額に変更があつたとき、その他事業者負担金の額を変更する必要があるときは、事業者負担金の額を変更して、各第一種事業者に対し、その者が納付すべき変更後の事業者負担金の額及び納付すべき期限その他必要な事項を通知しなければならない。

(強制徴収)

第三十五条 事業者負担金を納付しない第一種事業者があるときは、地方公共団体の長は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の場合においては、地方公共団体の長は、年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額を超えない範囲内の延滞金を徴収すること

とができる。

3 第一項の規定による督促を受けた第一種事業者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、地方公共団体の長は、国税滞納処分の例により、前二項に規定する事業者負担金及び延滞金を徴収することができる。この場合における事業者負担金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4 延滞金は、事業者負担金に先立つものとする。

(財政上の特別措置)

第三十六条 地方公共団体が第三十三条の計画に基づいて実施する緑地等の設置に係る当該地方公共団体の経費については、他の法令の規定にかかわらず、国は、予算の範囲内で、その二分の一を補助することができる。ただし、当該緑地等の設置につき適用される他の法令の規定による国の補助の割合が二分の一を超えるときは、当該経費についての国の補助の割合については、当該他の法令の定めるところによる。

2 前項の緑地等の設置につき地方公共団体が必要とする経費に係る地方債で主務大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の定めるところにより、当該地方公共団体に対して交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

(政令への委任)

第三十七条 この章に規定するもののほか、事業者負担金の額の決定及び変更、事業者負担金の納付の方法並びに前条第一項の規定により国が補助することとなる額の算定及び交付に關し必要な事項は、政令で定める。

第七章 雑則

(特別防災区域の指定)

第三十八条 主務大臣は、第二条第二号の区域を指定する政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、関係都道府県知事及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

(報告の徴収)

第三十九条 主務大臣、都道府県知事又は市町村長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、特定事業者に対し、その業務に關し、報告をさせることができる。

(立入検査)

第四十条 主務大臣、都道府県知事又は市町村長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、特定事業所に立ち入り、当該特定事業所に係る特定事業者の施設、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を証する証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査及び質問の権限

は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(都道府県知事への報告等)

第四十一条 市町村長(特別区の区長並びに消防本部及び消防署を置かない市町村の市町村長を除く)は、この法律又は消防法の規定により、第一種事業所に係る届出の受理、許可、命令その他の政令で定める行為をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を関係都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、高圧ガス取締法の規定により、第一種事業所に係る届出の受理、許可、命令その他の政令で定める行為をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を前項の市町村長に通知しなければならない。

3 第一項の規定による報告を受けた都道府県知事は、前項の規定による通知を受けた市町村長は、特別防災区域に係る災害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、それぞれ、第一項の市町村長又は前項の都道府県知事に対し、必要な措置を講ずべきことを要請することができる。

(国の援助)

第四十二条 国は、特定事業者がこの法律に基づいて行うべき防災のための施設又は設備の設置又は改善につき必要な資金のあつせん、災害の発生及び拡大の防止に関する技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

(消防法との関係)

第四十三条 消防法第十四条の四の規定は、政令で定める特定事業所については、適用しない。

(適用除外)

第四十四条 第二十五条の規定は、国の機関が設置する自衛防災組織については、適用しない。

(手数料)

第四十五条 第十一条第一項の規定による確認又は第十五条第二項の規定による検査を受けようとする者は、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

(主務大臣等)

第四十六条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

- 一 第五条第一項、第六条第一項、第七条第一項、第八条第三項、第十一条第一項、第十三条第一項若しくは第十四条第三項の規定による届出の受理(要請を受けることを含む)、第五条第三項(第六条第二項、第七条第二項、第十三条第二項及び第十四条第四項において準用する場合を含む。)の規定による送付、第五条第四項(第七条第二項において準用する場合を含む。)若しくは第三十八条の規定による意見の聴取、第八条第一項若しくは第二項の規定による指示、同条第四項の規定による協議、同条第六項の規定による期間の延長、同条第七項の規定による決定及び通知、同条第八項若しくは第十一条第二項の規定による

通知、同条第一項の規定による確認、第十二

条の規定による命令、第三十一条第三項の規定により提出される防災計画の受理、第三十

九条の規定による報告の徴収又は第四十条第

一項の規定による立入検査若しくは質問に関

する事項については、通商産業大臣及び自治

大臣

二 第三十三条の規定による承認に関する事項については、建設大臣

三 第三十六条第二項の規定による指定に関す

る事項については、自治大臣

2 この法律における主務省令は、次のとおりとする。

一 第二条第十号の施設若しくは設備、第十五

条第一項の基準、同条第二項の規定による届

出及び検査、同条第三項の規定による点検及

び記録、第十六条第五項、第十七条第五項若

しくは第十九条第三項の規定による届出、第

十八条第一項若しくは第十九条第二項の防災

規程若しくは共同防災規程又は第四十一条第

一項の規定による報告に関する事項について

は、自治省令

二 第五条第一項、第六条第一項、第七条第一

項若しくは第十一条第一項の規定による届

出、第五条第一項若しくは第八条第一項の基

準又は第五条第二項(第六条第二項及び第七

条第二項において準用する場合を含む。)の書

類に関する事項については、通商産業省令。

自治省令

三 第四十一条第二項の規定による通知に関する事項については、通商産業省令

(経過措置の命令への委任)

第四十七条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(権限の委任)

第四十八条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は市町村長に委任することができる。

第八章 罰則

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして第一種事業所(石油貯蔵所等を設置する事業所であり、かつ、高圧ガス取締法第五条第一項の規定による許可に係る事業所であるものに限る。次号において同じ。)の新設をした者
- 二 第七条第一項の規定による届出をしないで第一種事業所に係る第五条第一項第一号から第三号までに掲げる事項の変更をした者

三 第十二条の規定による命令に違反した者

四 第二十一条第二項の規定による命令に違反した者

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第六条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十条の規定に違反した者

三 第二十一条第一項の規定による命令に違反した者

第五十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条第一項若しくは第十五条第二項の規定による届出をせず、又はこれらの規定による確認若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 第十三条第一項、第十四条第三項、第十六条第五項又は第十七条第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第二十三条第一項の規定に違反して通報しなかつた者

四 第三十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第四十条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第五十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 第三十六条第一項の規定は、昭和五十一年度分の予算に係る国の補助金から適用し、昭和五十年年度分の予算に係る国の補助金で翌年度に繰り越したのものについては、なお従前の例による。

(消防法の一部改正)

3 消防法の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「適合する」を「適合し、かつ、当該製造所、貯蔵所又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱いが公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがない」に改める。

第十二条の二第四号中「第十二条第二項」を「前条第二項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四の二 第十二条の七第一項の規定に違反したとき。

七 第十四条の三の二の規定に違反したとき。

第十二条の六の次に次の一条を加える。

第十二条の七 同一事業所において政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所を所有し、管理し、又は占有する者で、政令で定める数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱うものは、政令で定めるところにより、当該事業所における危険物の保安に関する業務を統括管理する者を定めなければならない。

製造所、貯蔵所又は取扱所を所有し、管理し、又は占有する者は、前項の規定により危険物の保安に関する業務を統括管理する者を定めたときは、遅滞なくその旨を市町村長等に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

第十四条の三の次に次の一条を加える。

第十四条の三の二 政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、これらの製造所、貯蔵所又は取扱所について、自治省令で定めるところにより、定期的に点検し、その点検記録を作成し、これを保存しなければならない。

第十六条の三第一項中「その他の事故が発生し、危険な状態となつたときは」を「その他の事故が発生したときは」に改め、「直ちに」の下に「引き続き危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他」を加え、同条に次の

一項を加える。

市町村長等は、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者が第一項の応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、同項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

第三十九条の次に次の二条を加える。

第三十九条の二 製造所、貯蔵所又は取扱所から危険物を漏出させ、流出させ、放出させ、又は飛散させて火災の危険を生じさせた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、公共の危険が生じなかつたときは、これを罰しない。

前項の罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、七年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第三十九条の三 業務上必要な注意を怠り、製造所、貯蔵所又は取扱所から危険物を漏出させ、流出させ、放出させ、又は飛散させて火災の危険を生じさせた者は、二年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、公共の危険が生じなかつたときは、これを罰しない。

前項の罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

第四十条第一項中「三十万円」を「五十万円」に改める。

第四十二条第一項第六号の次に次の一号を加える。

六の二 第十六条の三第三項の規定による命令に違反した者

第四十四条第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三 第十四条の三の二の規定による点検記録を作成せず、虚偽の点検記録を作成し、又は点検記録を保存しなかつた者

第四十四条第六号中「第十一条の二第一項」の下に「第十二条の七第二項」を加える。

第四十五条中「業務に關し」の下に「第三十九条の二第二項若しくは第二項、第三十九条の三第一項若しくは第二項」を加える。

(地方交付税法の一部改正)

4 地方交付税法の一部を次のように改正する。

附則第二十二項を附則第二十四項とし、附則第二十一項を附則第二十三項とし、附則第二十項の次に次の二項を加える。

21 当分の間、地方団体に対して交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額は、第十一條の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる経費の種類に係る測定単位の単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

経費の種類	測定単位	単位費用
石油コンビナート等特別防災区域に係る特別防災区域に属する緑地等の設置のための地方債償還金	石油コンビナート等特別防災区域に係る緑地等の設置のための事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき五〇〇〇〇

22 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる算定の基礎により同表の下欄に掲げる表示單位に基づいて、自治省令で定めるところにより算定する。

測定単位の算定の基礎	表示單位
石油コンビナート等特別防災区域に係る緑地等の設置のための事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債で石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第二号)第三十六條第二項の規定により自治大臣が指定したものに係る当該年度における元利償還金	千円

5 前項の規定による改正後の地方交付税法附則第二十一項及び第二十二項の規定は、昭和五十年年度分の地方交付税から適用する。

(消防施設強化促進法の一部改正)

6 消防施設強化促進法(昭和二十八年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「政令で定めるもの」を「政令で定めるもの(次項の規定の適用があるものを除く。)」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3 当分の間、石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第二号)第二条第二号に規定する石油コンビナート等特別防災区域(以下「特別防災区域」という。)の所在する市町村のうち政令で定める市町村が、当該特別防災区域の指定のあつた日の属する年度からその日から三年を経過する日の属する年度まで

での各年度に当該特別防災区域に係る災害の防止のために配置する消防施設で政令で定めるものに係る第四条第一項の規定の適用については、同項中「三分の一」とあるのは、「二分の一」とする。

7 前項の規定による改正後の消防施設強化促進法附則第二項及び第三項の規定は、昭和五十一年度分の予算に係る国の補助金から適用する。

(消防組織法の一部改正)

8 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第四条中第二十二号を第二十三号とし、第二十一号の次に次の一号を加える。
二十二 石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第二号)の施行に關する事項

(自治省設置法の一部改正)

9 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第三十五号を第三十六号とし、第三十四号の四の次に次の一号を加える。

三十五 石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第二号)の施行に關する事務を行うこと。

(通商産業省設置法の一部改正)

10 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十号の二の次に次の一号を加える。

三十の三 石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第二号)の規定に基づき、事業所に対して、災害の防止に關し、指示し、又は命令をすること。

第九条の二第八号の次に次の一号を加える。
八の二 石油コンビナート等災害防止法の施行に關する事務で通商産業省の所掌に屬するものを処理すること。

理由

石油コンビナート等における災害がその周辺の地域に重大な影響を及ぼすおそれがあることにかんがみ、石油コンビナート等の区域内において石油又は高圧ガスを貯蔵し、取り扱い、又は処理する事業所に対して防災上の見地からの規制を強化す

るとともに、この区域における一体的な防災体制を確立する等石油コンビナート等における災害の発生及び拡大を防止するための総合的な施策の推進を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

石油コンビナート等災害防止法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、石油コンビナート等における災害がその周辺の地域に重大な影響を及ぼすおそれがあることにかんがみ、石油コンビナート等の区域内において石油又は高圧ガスを貯蔵し、取り扱い、又は処理する事業所に対して防災上の見地からの規制を強化するとともに、その区域における一体的な防災体制を確立する等石油コンビナート等における災害の発生及び拡大を防止するための総合的な施策の推進を図ろうとするものであつて、その要旨は次のとおりである。

(一) 総則に関する事項

1 目的 この法律は、大量の石油若しくは高圧ガスが取り扱われている区域又は大量の石油若しくは高圧ガスが取り扱われることとなると認められる区域で政令で指定するもの(以下「石油コンビナート等特別防災区域」という。)に係る災害の防止に関する基本的事項を定めることにより、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の発生

及び拡大の防止のための総合的な施策の推進を図ることを目的とする。

2 責務等 第一種事業所(石油コンビナート等特別防災区域に所在する一定数量以上の石油等を取り扱う事業所をいう。以下同じ。)を設置する者及び第二種事業所(第一種事業所以外の事業所で一定数量以上の石油等その他の物質を取り扱う事業所をいう。以下同じ。)を設置する者(以下「特定事業者」という。)の災害の発生及び拡大の防止のための責務を明らかにするとともに、国及び地方公共団体の施策について定める。

(二) 新設等の届出、指示等に関する事項

1 石油及び高圧ガスを保有する第一種事業所の新設等(新設及び変更をいう。)をしようとする者は、その計画を主務大臣に届け出なければならぬものとし、主務大臣は、製造施設地区、貯蔵施設地区、用役施設地区、事務管理施設地区等の各施設地区等の面積及び配置が災害の拡大の防止に支障を生ずるおそれがあると認められるときは計画の変更又は廃止を指示することができるものとする。

2 消防法又は高圧ガス取締法の規定による許可権者は、新設等の届出に係る施設の許可の申請について一定期間許可をしてはならないこととするものとし、届け出た新設

等の計画について1の指示があつた場合において、当該施設が指示に従つて変更された計画に適合していないと認める等のときは、許可をしてはならない。

3 新設等の計画を届出た第一種事業者は、1の指示がされるまで又は一定の期間が経過するまでは、事業所の新設又は変更をしてはならない。

4 主務大臣は、新設等の計画又は指示に適合していない事業所を設置している者等に対し、当該事業所についてその施設の使用の停止を命ずることが出来る。

(三) 特定事業者に係る災害予防に関する事項

1 特定事業者は、主務省令で定める基準に従つて流出油等防止堤、消火又は延焼の防止のための施設その他の特定防災施設等を設置しなければならない。

2 特定事業者は、政令で定めるところにより、要員及び資機材を備えた自衛防災組織を設置しなければならない。

3 特定事業者は、防災管理者を選任し、自衛防災組織を統括させる。

4 特定事業者は、自衛防災組織の業務の実施についての防災規程を作成しなければならない。

5 一の石油コンビナート等特別防災区域の特定事業者は、共同して自衛防災組織の業務の一部に代えて、要員及び資機材を備え

た共同防災組織を設置することができるものとする。

6 特定事業者は、共同して、災害の発生又は拡大の防止に関する自主基準の作成等を業務とする特別防災区域協議会を置くよう努めなければならないものとする。

(四) 災害に関する応急措置に関する事項

1 事業所の責任者の異常現象についての消防機関への通報義務を明らかにするとともに、消防機関は、直ちに、これを警察署、海上警備救難機関等の関係機関に通報しなければならないものとする。

2 災害時における自衛防災組織及び共同防災組織の災害防除活動の実施及び市町村長、管区海上保安本部の事務所の長等のこれら組織に対する指示について定める。

(五) 防災に関する組織及び計画

1 都道府県に、石油コンビナート等防災本部を置き、石油コンビナート等防災計画の作成及び実施の推進、災害時における都道府県、関係地方行政機関、関係市町村、関係公共機関の災害応急対策等の連絡調整等を行わせる。

2 石油コンビナート等防災本部(以下「防災本部」という。)は、都道府県知事を本部長とし、関係特定地方行政機関の長、関係市町村の長及び消防機関の長、特定事業者の代表者等を本部長とする。

3 防災本部の指示のもとに、石油コンビ

ナート等特別防災区域に係る災害応急対策等を実施するため、災害発生時に、現地防災本部を置くことができる。

4 石油コンビナート等特別防災区域の防災

に関する総合的な計画を作成する。

(内) 緑地等の設置に関する事項

1 地方公共団体の長は、公害防止対策事業として緑地等の設置事業を行うことができる地域以外の地域において、防災のための緩衝地帯として緑地等を設置しようとするときは、その設置計画を定め、主務大臣の承認を受ける。

2 緑地等の設置の費用については三分の一を第一種事業者に負担させることができる。

3 緑地等の設置に要する経費のうち事業者の負担すべき費用を除いた額について国はその二分の一を補助することができることに当該事業に係る地方債の元利償還費について地方交付税により措置する。

(外) その他の事項

1 主務大臣は、石油コンビナート等特別防災区域を指定するときは、関係都道府県知事及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

2 主務大臣等は、この法律の施行に関し、特定事業者に対し報告を徴収し、又は立入

検査を行うことができる。

3 都道府県知事は高圧ガス取締法の規定、及び市町村長はこの法律又は消防法の規定に基づく権限の行使等について、相互に通報し、災害の発生又は拡大の防止のため必要な措置を要請することができる。

4 国は、特定事業者に対し、防災施設又は設備の設置等に要する費用について必要な資金のあつせん等を行う。

5 罰則その他必要な規定を設ける。

6 消防法の一部を次のように改正する。

(1) 多量の危険物を貯蔵し、又は取り扱う事業所に危険物保安統括者を設置しなければならない。

(2) 一定の製造所、貯蔵所又は取扱所について定期点検を行わせる。

(3) 危険物が流出したときの応急措置の実施命令について定める。

(4) 危険物を漏出させ、流出させ、放出させ、又は飛散させて火災の危険を生じさせた者についての処罰について定める。

7 地方交付税法、消防施設強化促進法等関係法律の一部を改正する。

8 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 議案の可決理由

石油コンビナート等における災害の特殊性に

かんがみ、石油コンビナート等の区域内において石油又は高圧ガスを取り扱う事業所に対して防災上の見地からの規制を強化し、その区域における一体的な防災体制を確立しようとする本案の趣旨は妥当と認め、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

昭和五十年六月二十六日

地方行政委員長 大西 正男

衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕

石油コンビナート等災害防止法案に対する

附帯決議

政府は、相つぐコンビナート災害、とりわけ三菱石油水島重油流出事故等の重大性にかんがみ、特に左の諸点に留意し、コンビナート災害の根絶を期すべきである。

一 石油コンビナート等特別防災区域に係る消防法、高圧ガス取締法、労働安全衛生法等の関係法令による規制を強化し、本法とともに、当該区域の防災対策が真に一体的・総合的に講じられることとなるよう運用に万全を期すること。

なお、石油コンビナート等における防災行政の一元化についても検討すること。

二 既設事業所における災害を防止するため、石油コンビナート等における石油・高圧ガススタン

クの基礎、構造、防油堤、防液堤、保安距離等に関する規制を強化し、危険物等の過密化の防止その他安全性を高めるための措置を強力に推進すること。

三 石油コンビナート等における災害の特殊性にかんがみ、速やかに海上防災に関する立法措置を講じ、本法と相まつて陸上及び海上を通ずる総合的・一体的な防災体制を確立すること。

四 事業所の自衛防災組織については、当該事業所における災害に十分対処しうるだけの防災資機材を備えつけさせるよう措置すること。

五 石油コンビナート等特別防災区域における共同防災体制の役割の重要性にかんがみ、共同防災組織及び石油コンビナート等特別防災区域協議会が設置されるよう積極的に指導すること。

六 事業所の従業員について、防災教育及び防災訓練が十分に行われるよう指導すること。

七 本法及び防災関係法令の基準が適確に遵守されることを確保するため、定時及び随時に立入検査を実施する等事業所の監督を厳格に行うこと。

なお、石油コンビナート周辺地域の住民から異常発見等の理由により立入検査の要請があつた場合、関係機関は速やかに立入検査を行うこと。

八 防災のための緩衝地帯としての緑地等の設置が促進されるよう十分に予算措置等を講ずること。

昭和五十年六月二十六日 衆議院會議録第三十一号 学校教育法の一部を改正する法律案

一一八

九 石油コンビナート等防災計画の作成に当たっては、住民の意思が十分に反映されるよう地方公共団体を指導すること。

十 石油コンビナート等の防災に関する科学技術の研究開発を強力に推進すること。

十一 コンビナート関係地方公共団体の専門技術職員の充実を図るための教育訓練及び処遇の改善並びに化学消防車、人員の増強等消防力の充実強化のため必要な措置を講ずること。

十二 近時における災害の多様化、大規模化に即応し、防災技術の高度化等を推進するため消防庁、消防研究所その他国の関係機関の機構、人員等の充実強化に努めること。

学校教育法の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。

提出者

文教委員長 久保田円次

昭和五十年六月二十六日

学校教育法の一部を改正する法律

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七章の次に次の一章を加える。

第七章の二 専修学校

第八十二条の二 第一条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは実生活に必要な能力を

育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの(当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。)は、専修学校とする。

一 修業年限が一年以上であること。

二 授業時数が文部大臣の定める授業時数以上であること。

三 教育を受ける者が常時四十人以上であること。

第八十二条の三 専修学校には、高等課程、専門課程又は一般課程を置く。

専修学校の高等課程においては、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は文部大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者に対して、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて前条の教育を行うものとする。

専修学校の専門課程においては、高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は文部大臣の定めるところによりこれに準ずる学力があると認められた者に対して、高等学校における教育の基礎の上に、前条の教育を行うものとする。

専修学校の一般課程においては、高等課程又は専門課程の教育以外の前条の教育を行うものとする。

第八十二条の四 高等課程を置く専修学校は、高等専修学校と称することができる。

専門課程を置く専修学校は、専門学校と称することができる。

第八十二条の五 専修学校は、国及び地方公共団体のほか、次の各号に該当する者でなければ、設置することができない。

一 専修学校を経営するために必要な経済的基礎を有すること。

二 設置者(設置者が法人である場合にあつては、その経営を担当する当該法人の役員とする。次号において同じ。)が専修学校を経営するために必要な知識又は経験を有すること。

三 設置者が社会的信望を有すること。

第八十二条の六 専修学校は、次の各号に掲げる事項について文部大臣の定める基準に適合していなければならない。

一 目的、生徒の数又は課程の種類に応じて置かなければならない教員の数

二 目的、生徒の数又は課程の種類に応じて置かなければならない校地及び校舎の面積並びにその位置及び環境

三 目的、生徒の数又は課程の種類に応じて置かなければならない設備

四 目的又は課程の種類に応じた教科及び編制の大綱

第八十二条の七 専修学校には、校長及び相当数の教員を置かなければならない。

専修学校の校長は、教育に関する識見を有し、かつ、教育、学術又は文化に関する業務に

従事した者でなければならない。

専修学校の教員は、その担当する教育に関する専門的な知識又は技能に関し、文部大臣の定める資格を有する者でなければならない。

第八十二条の八 国が設置する専修学校を除くは、専修学校の設置廃止(高等課程、専門課程又は一般課程の設置廃止を含む。)、設置者の変更及び目的の変更は、監督庁の認可を受けなければならない。

監督庁は、専修学校の設置(高等課程、専門課程又は一般課程の設置を含む。)の認可の申請があつたときは、申請の内容が第八十二条の二、第八十二条の三及び前三条の基準に適合するかどうかを審査した上で、認可に関する処分をしなければならない。

前項の規定は、専修学校の設置者の変更及び目的の変更の認可の申請があつた場合について準用する。

監督庁は、第一項の認可をしない処分をするときは、理由を付した書面をもつて申請者にその旨を通知しなければならない。

第八十二条の九 専修学校の設置者は、その設置する専修学校の名称、位置又は学則を変更しようとするときその他政令で定める場合に該当するときは、監督庁に届け出なければならない。

第八十二条の十 第五条、第六条、第九条から第十四条まで及び第三十四条の規定は、専修学校に準用する。

監督庁は、前項において準用する第十三条の規定による処分をしようとするときは、当該専修学校の設置者に対して、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

監督庁は、第一項において準用する第十三条の規定による処分をするときは、理由を付した書面をもつて当該専修学校の設置者にその旨を通知しなければならない。

第八十三条第一項中「学校教育に類する教育」の下に「を行うもの」を加え、「を除く。」を行うものを「及び第八十二条の二に規定する専修学校の教育を行うものを除く。」に改め、同条第二項を削る。

第八十三条の次に次の一条を加える。

第八十三条の二 専修学校、各種学校その他第一条に掲げるもの以外の教育施設は、同条に掲げる学校の名称を用いてはならない。

高等課程を置く専修学校以外の教育施設は高等専修学校の名称を、専門課程を置く専修学校以外の教育施設は専門学校の名称を、専修学校以外の教育施設は専修学校の名称を用いてはならない。

第八十四条第一項中「学校又は各種学校以外のものが各種学校の教育」を「学校以外のもの又は専修学校若しくは各種学校以外のものが専修学校又は各種学校の教育」に、「各種学校設置」を「専修学校設置又は各種学校設置」に改め、同条第二項中「前項の関係者」を「前項に規定する関係者」に、

「各種学校の教育」を「専修学校若しくは各種学校の教育」に、「同項の規定による勧告に従つて各種学校設置」を「専修学校設置若しくは各種学校設置」に改める。

第八十九条中「第八十三条第三項」を「第八十二条の十第一項及び第八十三条第二項」に改める。

第九十二条中「第八十三条第二項」を「第八十三条の二」に改める。

第一百六条第一項中「第十一条」の下に「(第八十二条の十第一項及び第八十三条第二項において準用する場合を含む。)」を、「第二十三条」の下に「(第三十九条第三項において準用する場合を含む。)」を、「第四十七条」の下に「(第七十六条において準用する場合を含む。)」を、「第四十八条第二項」の下に「(第七十六条において準用する場合を含む。)」を、「第四十九条」の下に「(第七十条の九及び第七十六条において準用する場合を含む。)」を加え、

「第八十三条第四項」を「第八十三条第三項」に改め、同条第二項中「第四条」の下に「第八十三条第二項において準用する場合を含む。)」を、「第十四条」の下に「(第八十二条の十第一項及び第八十三条第二項において準用する場合を含む。)」を加え、

「及び幼稚園」を「幼稚園、専修学校及び各種学校」に改め、同条に次の一項を加える。

第八十二条の八及び第八十二条の九並びに第八十二条の十第一項において準用する第十三条の監督庁は、公立の専修学校については、当分の間、都道府県の教育委員会とする。

昭和五十年六月二十六日 衆議院会議録第三十一号 学校教育法の一部を改正する法律案

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(各種学校等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に存する各種学校

(我が国に居住する外国人を専ら対象とする教育施設に該当するものを除く。)で改正後の学校教育法(以下この条において「新法」という。)第八十二条の二の専修学校の教育を行おうとするものは、新法第八十二条の八第一項の規定による高等課程、専門課程又は一般課程の設置の認可を受けることにより、新法の規定による専修学校となることができる。

2 前項に規定する各種学校に係る学校教育法第八十三条第一項の規定の適用については、当該各種学校が前項の規定により専修学校となるまでの間は、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に高等専修学校、専門学校又は専修学校の名称を用いている教育施設は、新法第八十三条の二第二項の規定にかかわらず、昭和五十三年三月三十一日までの間は、なお従前の名称を用いることができる。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(関係法律の一部改正)

第三条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三第二号(中)「設備」を「及び設備」に、「及び公立の各種学校」を「公立の専修学校及び各種学校」に、「行ない」を「行い」に改める。

別表第七第一号の表私立学校審議会の項中「及び私立各種学校」を「私立専修学校及び私立各種学校」に改める。

第四条 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)の一部を次のように改正する。

第十八条の二第一項中「終つた」を「終つた」に、「第八十三条第一項」を「第八十二条の二又は第八十三条第一項」に改める。

第五条 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第二十二條中「各種学校」を「専修学校又は各種学校」に改める。

第六条 文部省設置法(昭和二十四年法律第四百十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「及び同法第八十三条に定める各種学校」を、「同法第八十二条の二に定める専修学校及び同法第八十三条に定める各種学校」に改め、同条第六号の次に次の一号を加える。

六の二 「専修学校教育」とは、専修学校における教育をいう。

第十二条第一項第三号の次に次の二号を加える。

三の二 専修学校教育の振興に関し、企画

昭和五十年六月二十六日 衆議院會議録第三十一号 学校教育法の一部を改正する法律案

し、及び援助と助言を与えること(他部局に属するものを除く。)

三の三 専修学校教育の基準の設定に関すること。

第七条 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「各種学校」とは、学校教育法第八十三条第一項を、「専修学校」とは学校教育法第八十二条の二に規定する専修学校をいい、「各種学校」とは同法第八十三条第一項に改める。

第四条第二号中「私立学校」の下に「並びに私立専修学校及び私立各種学校」を加え、同条第四号中「学校法人」の下に「及び第六十四条第四項の法人」を加え、同条第五号中「第二号に掲げる私立学校」の下に「私立専修学校又は私立各種学校」を加え、「あわせて」を「併せて」に改める。

第九条第二項中「及び私立各種学校」を「並びに私立専修学校及び私立各種学校」に改める。

第十条第二項第一号中「園長」の下に「私立専修学校の校長」を、「これらの学校」の下に「若しくは専修学校」を、「学校法人」の下に「若しくは第六十四条第四項の法人」を加え、同条第四項中「これらの学校」の下に「若しくは各種学校」を加える。

第十一条第一項中「目的とする団体」の下に「又は当該都道府県の区域内にある私立専修学

校の教育一般の改善振興を図ることを目的とする団体」を加え、「私立学校の総数」を「私立学校又は私立専修学校の総数」に改め、「ときは」の下に「それぞれ」を加え、「幼児の数が」「幼児の数又はその団体を組織する私立専修学校に在籍する生徒の数が、それぞれ」に改め、「幼児の総数」の下に「又は当該都道府県の区域内にある私立専修学校に在籍する生徒の総数」を加え、「こえる」を「超える」に改め、同条第二項中「候補者の数」を「候補者の総数」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、前項の私立専修学校の団体が推薦する候補者の数は、都道府県知事が定める。

第十一条第四項中「私立学校の団体が」「私立学校又は私立専修学校の団体がそれぞれ」に改め、「組織する私立学校」の下に「又は私立専修学校」を、「団体に対して」の下に「それぞれ」を加え、同条第五項中「私立学校」の下に「又は私立専修学校」を加える。

第十五条中「関係する学校」の下に「専修学校」を加える。

第二十条第二項中「私立学校」の下に「又は私立専修学校」を加える。

第六十四条の見出しを「(私立専修学校等)」に改め、同条第一項を次のように改める。

学校教育法第八十二条の八第一項の監督庁の権限及び同法第八十二条の十第一項において準

用する同法第十三条の監督庁の権限は、所轄庁が行うものとし、第五条第二項、第六条及び第八条第一項の規定は私立専修学校について、第五条、第六条及び第八条第一項の規定は私立各種学校について、それぞれ準用する。この場合において、私立専修学校について準用する第八条第一項中「第五条各号に掲げる事項」とあるのは「学校教育法第八十二条の八第一項の監督庁の権限又は同法第八十二条の十第一項において準用する同法第十三条の監督庁の権限」と読み替え、私立各種学校について準用する第八条第一項中「第五条各号」とあるのは「第六十四条第一項において準用する第五条第一項各号」と読み替えるものとする。

第六十四条第二項中「各種学校」を「専修学校又は各種学校」に改め、同条第三項中「各種学校」を「専修学校又は各種学校」に、「私立各種学校」を「私立専修学校又は私立各種学校」に改め、同条第四項中「各種学校」を「専修学校又は各種学校」に改め、同条第五項中「私立各種学校」を「私立専修学校又は私立各種学校」に改める。

第八条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「各種学校」を「専修学校及び各種学校」に改める。

別表第二(二)項第四号中「及び各種学校」を「専修学校及び各種学校」に改める。

第九条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十

六号)の一部を次のように改正する。

第七百一条の四十一第一項の表施設の欄中「学校教育法」の下に「第八十二条の二に規定する専修学校又は同法」を加え、「ものを」を「専修学校又は各種学校」に改める。

第十条 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「各種学校」を「専修学校及び各種学校」に改める。

第十一条 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二十九条の二第三号中「私立学校」の下に「私立専修学校」を加える。

第十二条 学校保健法(昭和三十三年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十一条」を「第二十二条」に改める。

本則に次の一条を加える。

(専修学校の保健管理)

第二十二条 専修学校には、保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導を行う医師を置くように努めなければならない。

2 専修学校には、健康診断、健康相談、救急処置等を行うため、保健室を設けるように努めなければならない。

3 第二条、第三条、第六条、第七条、第八条第一項及び第三項、第九条第一項、第十条か

第十四条まで並びに前二条の規定は、専修学校に準用する。

第十三条 首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律(昭和三十四年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「又は」の下に「同法第八十二条の二に規定する専修学校若しくは」を加え、「政令で定める各種学校」を「政令で定める専修学校及び各種学校」に改め、「各種学校」を「専修学校及び各種学校」に改め、同条第五項中「各種学校」を「専修学校及び各種学校」に改め、同条第六項中「高等専門学校」の下に「並びに専修学校」を加える。

第十四条 近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律(昭和三十九年法律第四百十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「又は」の下に「同法第八十二条の二に規定する専修学校若しくは」を加え、「政令で定める各種学校」を「政令で定める専修学校及び各種学校」に改め、「各種学校」を「専修学校及び各種学校」に改め、同条第五項中「各種学校」を「専修学校及び各種学校」に改め、同条第六項中「高等専門学校」の下に「並びに専修学校」を加える。

第十五条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三十二号ロ中「私立各種学校」を「私立専修学校及び私立各種学校」に改め、

「学校教育法」の下に「第八十二条の二(専修学校)に規定する専修学校又は同法」を加える。

別表第一第一号の表名称の欄中「各種学校」を「専修学校及び各種学校」に改める。

第十六条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表名称の欄中「各種学校」を「専修学校及び各種学校」に改める。

第十七条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三の表名称の欄中「各種学校」を「専修学校及び各種学校」に改める。

第十八条 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第三号中「大学」の下に「専修学校」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第十九条 日本私学振興財団法(昭和四十五年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第二条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 専修学校 学校教育法第八十二条の二に規定する専修学校をいう。

第二十条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同項第二号中「各種学校」を「専修学校若しくは各種学校」に改め、「各種学校の」を「専修学校及び各種学校の」に改め、同項第五号中「行ない」を「行い」に改める。

理 由

学校教育法の施行状況等にかんがみ、新たに専修学校の制度を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

私立学校法等の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。

昭和五十年六月二十六日

提出者

文教委員長 久保田円次

私立学校法等の一部を改正する法律

(私立学校法の一部改正)

第一条 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十九号)の一部を次のように改正する。

附則中第二十項を第二十五項とし、第十七項

から第十九項までを五項ずつ繰り下げ、第十六項の次に次の五項を加える。

17 第四条第二号、第五条、第六条、第八条第一項、第九条第二項、第十一条及び第五十九条の規定中私立学校には、当分の間、学校教育法第二百二条第一項の規定により学校法人以外の者によつて設置された私立の学校(以下「学校法人立以外の私立の学校」という。)を含むものとし、第五十九条の規定中学校法人には、当分の間、学校法人立以外の私立の学校を設置する者を含むものとする。

18 学校法人立以外の私立の学校を設置する者に係る第五十九条の規定の適用については、同条中「所轄庁」とあるのは、「都道府県知事」と読み替え、同条のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第四項第一号		その業務	当該学校の経営に関する業務
第四項第二号		予算が	当該学校の経営に関する予算が
第四項第三号		当該学校法人の役員が	当該学校の経営を担当する者(当該学校を設置する者が法人である場合に於ては当該学校の経営を担当する当該法人の役員をいい、当該学校を設置する者が法人以外の者である場合に於ては当該学校を設置する者をいう。)が
第四項第三号		、法令	又は法令
第四項第三号		処分又は寄附行為	当該学校についての処分
第四項第三号		当該校員の解職をすべき旨	当該学校の経営を担当する者の担当を解くべき旨(当該学校を設置する者が法人以外の者である場合に於ては、当該学校の経営に関する人事の是正のため必要な措置をとるべき旨)

昭和五十年六月二十六日 衆議院會議録第三十一号 私立学校法等の一部を改正する法律案

第七項	当該学校法人の理事	当該学校を設置する者(当該学校を設置する者が法人である場合にあっては、当該法人の代表者)
	解職しようとする役員	担当を解こうとする者
第八項	当該役員	当該担当を解こうとする者
	文部大臣	附則第十九項の規定による特別の会計について、文部大臣
第十項第一号	学校法人の関係者	学校の経営に関係のある者
	質問させ	当該学校の経営に關し質問させ
第十項第一号	その帳簿	当該学校の経営に關する帳簿

19 学校法人立以外の私立の学校を設置する者

で第十七項の規定に基づき第五十九条第一項又は第三項の規定により助成を受けるものは、当該助成に係る学校の経営に關する会計を他の会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。この場合において、その会計年度については、第四十八条の規定を準用する。

20 前項の規定による特別の会計の経理に当たつては、当該会計に係る収入を他の会計に係る支出に充ててはならない。

21 学校法人立以外の私立の学校を設置する者で第十七項の規定に基づき第五十九条第一項の規定により補助金の交付を受けるものは、当該交付を受けることとなつた年度の翌年度の四月一日から起算して五年以内に、当該補助金に係る学校が学校法人によつて設置され

るよう措置しなければならない。

(産業教育振興法の一部改正)

第二条 産業教育振興法(昭和二十六年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「学校法人」を「私立学校の設置者」に改め、「第七項まで」の下に「並びにこれらの規定に係る同法附則第十七項及び第十八項」を加える。

(理科教育振興法の一部改正)

第三条 理科教育振興法(昭和二十八年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「学校法人」を「私立の学校の設置者」に改め、「第七項まで」の下に「並びにこれらの規定に係る同法附則第十七項及び第十八項」を加える。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)

第四条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第十七条第三項中「第七項まで」の下に「並びにこれらの規定に係る同法附則第十七項及び第十八項」を加え、同項後段を削る。

第十八条を次のように改める。

第十八条 削除

(日本私学振興財団法の一部改正)

第五条 日本私学振興財団法(昭和四十五年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

附則第七条を次のように改める。

(私立学校等の特例)

第七条 この法律(第二十号第一項第一号を除く)において、私立学校には、当分の間、学校教育法第二百一条第一項の規定により学校法人以外の者によつて設置された私立の盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園を含み、学校法人には、当分の間、同項の規定によりこれらの学校を設置する学校法人以外の者を含むものとし、その者については附則第十四条の規定の適用があるものとし、その適用については、同条第一項及び第三項中「所轄庁」とあるのは、「都道府県知事」とする。

附 則

この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

理 由

学校法人以外の者によつて設置された私立の学校の健全な発達を圖るため、これに助成措置を講ずることができるとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 一〇円

發行所

東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(大代)